

## 令和8年（第2回）山鹿市議会3月定例会

### 会期日程表

日次	月 日	曜 日	本 会 議	委員会／備考
1	2月25日	水	開会・提案理由説明	
2	2月26日	木	休 会	発言通告締切：正午
3	2月27日	金		
4	2月28日	(土)		
5	3月1日	(日)		
6	3月2日	月		
7	3月3日	火		
8	3月4日	水	質疑・委員会付託	予算決算委員会
9	3月5日	木	休 会	予算決算委員会
10	3月6日	金	一般質問	
11	3月7日	(土)	休 会	
12	3月8日	(日)		
13	3月9日	月	一般質問	
14	3月10日	火	休 会	建設経済委員会
15	3月11日	水		市民福祉委員会
16	3月12日	木		総務文教委員会
17	3月13日	金		予算決算委員会
18	3月14日	(土)		
19	3月15日	(日)		
20	3月16日	月		
21	3月17日	火		議会運営委員会
22	3月18日	水	委員長報告・討論・採決・閉会	

# 令和8年（第2回）山鹿市議会3月定例会

## 目 次

第1号（2月25日）	頁
1. 議事日程	3
2. 本日の会議に付した事件	4
3. 出席議員	4
4. 欠席議員	5
5. 説明のため出席した者	5
6. 事務局職員出席者	6
7. 日程第1 会議録署名議員の指名	7
8. 日程第2 会期の決定	7
9. 日程第3 市長の説明	7
10. 日程第4 議案第4号～議案第49号 報告第1号～報告第3号	13
11. 提案理由の説明	13
(1) 議案第4号（吉岡総務部長）	13
(2) 議案第5号（原福祉部政策審議員）	14
(3) 議案第6号（原福祉部政策審議員）	14
(4) 議案第7号（原福祉部政策審議員）	14
(5) 議案第8号（新堀商工観光部長）	15
(6) 議案第9号（鶴川農林部長）	15
(7) 議案第10号（鶴川農林部長）	16
(8) 議案第11号（鶴川農林部長）	16
(9) 議案第12号（迎田水道局長）	16
(10) 議案第13号（入江市民医療センター事務部長）	17
(11) 議案第14号（功能建設部次長）	17
(12) 議案第15号（吉岡総務部長）	18
(13) 議案第16号（小山市民部長）	18
(14) 議案第17号（徳丸福祉部長）	18
(15) 議案第18号（徳丸福祉部長）	19
(16) 議案第19号（徳丸福祉部長）	19
(17) 議案第20号（徳丸福祉部長）	19

(18) 議案第21号 (徳丸福祉部長)	19
(19) 議案第22号 (鶴川農林部長)	20
(20) 議案第23号 (隈部建設部長)	20
(21) 議案第24号 (隈部建設部長)	20
(22) 議案第25号 (黒田消防本部消防長)	21
(23) 議案第26号 (吉岡総務部長)	21
(24) 議案第27号 (原福祉部政策審議員)	23
(25) 議案第28号 (原福祉部政策審議員)	24
(26) 議案第29号 (原福祉部政策審議員)	25
(27) 議案第30号 (新堀商工観光部長)	25
(28) 議案第31号 (鶴川農林部長)	26
(29) 議案第32号 (鶴川農林部長)	26
(30) 議案第33号 (鶴川農林部長)	27
(31) 議案第34号 (迎田水道局長)	27
(32) 議案第35号 (入江市民医療センター事務部長)	28
(33) 議案第36号 (機能建設部次長)	29
(34) 議案第37号 (迎田水道局長)	30
(35) 議案第38号 (吉岡総務部長)	30
(36) 議案第39号 (吉岡総務部長)	30
(37) 議案第40号 (隈部建設部長)	31
(38) 議案第41号 (早田市長)	32
(39) 議案第42号 (早田市長)	32
(40) 議案第43号 (阿蘇品副市長)	32
(41) 議案第44号 (阿蘇品副市長)	32
(42) 議案第45号 (阿蘇品副市長)	32
(43) 議案第46号 (阿蘇品副市長)	32
(44) 議案第47号 (阿蘇品副市長)	32
(45) 議案第48号 (阿蘇品副市長)	32
(46) 議案第49号 (阿蘇品副市長)	32
(47) 報告第1号 (隈部建設部長)	33
(48) 報告第2号 (徳丸福祉部長)	33
(49) 報告第3号 (鶴川農林部長)	34
12. 散 会	34

## 第2号（3月4日）

1. 議事日程	39
2. 本日の会議に付した事件	39
3. 出席議員	39
4. 欠席議員	39
5. 説明のため出席した者	40
6. 事務局職員出席者	40
7. 日程第1 質疑	41
8. 日程第2 委員会付託	41
9. 散会	41

## 第3号（3月6日）

1. 議事日程	45
2. 本日の会議に付した事件	46
3. 出席議員	46
4. 欠席議員	47
5. 説明のため出席した者	47
6. 事務局職員出席者	47
7. 日程第1 一般質問	48
(1) 服部香代議員一般質問	48
○吉岡総務部長答弁	49
(2) 服部香代議員一般質問	50
○吉岡総務部長答弁	51
(3) 服部香代議員一般質問	52
○吉岡総務部長答弁	53
(4) 服部香代議員一般質問	54
○吉岡総務部長答弁	55
(5) 服部香代議員一般質問	56
○吉岡総務部長答弁	57
(6) 服部香代議員一般質問	58
○吉岡総務部長答弁	58
(7) 服部香代議員一般質問	59
○吉岡総務部長答弁	60
(8) 服部香代議員一般質問	61

(9) 北原和智議員一般質問	62
○鶴川農林部長答弁	62
(10) 北原和智議員一般質問	63
○鶴川農林部長答弁	64
(11) 北原和智議員一般質問	64
○鶴川農林部長答弁	65
(12) 北原和智議員一般質問	66
(13) 古家茂臣議員一般質問	66
○新堀商工観光部長答弁	69
(14) 古家茂臣議員一般質問	69
○新堀商工観光部長答弁	70
(15) 古家茂臣議員一般質問	70
(16) 芋生よしや議員一般質問	72
○隈部建設部長答弁	73
(17) 芋生よしや議員一般質問	74
○吉岡総務部長答弁	74
(18) 芋生よしや議員一般質問	75
○吉岡総務部長答弁	75
(19) 芋生よしや議員一般質問	76
○吉岡総務部長答弁	77
(20) 芋生よしや議員一般質問	77
○早田市長答弁	78
(21) 芋生よしや議員一般質問	78
○小山市民部長答弁	79
(22) 芋生よしや議員一般質問	80
○小山市民部長答弁	80
(23) 芋生よしや議員一般質問	80
○徳丸福祉部長答弁	81
(24) 芋生よしや議員一般質問	82
○徳丸福祉部長答弁	82
(25) 芋生よしや議員一般質問	83
○早田市長答弁	83
(26) 芋生よしや議員一般質問	83
○徳丸福祉部長答弁	84

(27) 芋生よしや議員一般質問	84
○徳丸福祉部長答弁	85
(28) 芋生よしや議員一般質問	86
○徳丸福祉部長答弁	87
(29) 芋生よしや議員一般質問	87
○徳丸福祉部長答弁	88
(30) 芋生よしや議員一般質問	88
(31) 高松佳美議員一般質問	89
○徳丸福祉部長答弁	90
(32) 高松佳美議員一般質問	91
○徳丸福祉部長答弁	91
(33) 高松佳美議員一般質問	91
○徳丸福祉部長答弁	92
(34) 高松佳美議員一般質問	92
○徳丸福祉部長答弁	93
(35) 高松佳美議員一般質問	93
○徳丸福祉部長答弁	94
(36) 高松佳美議員一般質問	95
○徳丸福祉部長答弁	95
(37) 高松佳美議員一般質問	96
○徳丸福祉部長答弁	96
(38) 高松佳美議員一般質問	97
8. 散会	98

#### 第4号（3月9日）

1. 議事日程	101
2. 本日の会議に付した事件	101
3. 出席議員	101
4. 欠席議員	102
5. 説明のため出席した者	102
6. 事務局職員出席者	103
7. 日程第1 一般質問	104
(1) 金光一誠議員一般質問	104
○吉岡総務部長答弁	105

(2) 金光一誠議員一般質問	105
○新堀商工観光部長答弁	106
(3) 金光一誠議員一般質問	107
○新堀商工観光部長答弁	107
(4) 金光一誠議員一般質問	108
○早田市長答弁	108
(5) 金光一誠議員一般質問	110
○隈部建設部長答弁	110
(6) 金光一誠議員一般質問	111
○隈部建設部長答弁	112
(7) 金光一誠議員一般質問	112
○吉岡総務部長答弁	113
(8) 金光一誠議員一般質問	113
○吉岡総務部長答弁	114
(9) 金光一誠議員一般質問	114
○吉岡総務部長答弁	115
(10) 金光一誠議員一般質問	116
(11) 高橋龍一議員一般質問	116
○西島教育部長答弁	117
(12) 高橋龍一議員一般質問	118
○西島教育部長答弁	118
(13) 高橋龍一議員一般質問	119
○隈部建設部長答弁	120
(14) 高橋龍一議員一般質問	120
○隈部建設部長答弁	121
(15) 高橋龍一議員一般質問	121
○隈部建設部長答弁	122
(16) 高橋龍一議員一般質問	123
(17) 古川和博議員一般質問	123
○吉岡総務部長答弁	124
(18) 古川和博議員一般質問	125
○吉岡総務部長答弁	125
(19) 古川和博議員一般質問	126
○鶴川農林部長答弁	127

(20) 古川和博議員一般質問	128
○小山市民部長答弁	130
(21) 古川和博議員一般質問	130
(22) 永田紘二議員一般質問	131
○吉岡総務部長答弁	132
(23) 永田紘二議員一般質問	132
○吉岡総務部長答弁	132
(24) 永田紘二議員一般質問	133
○吉岡総務部長答弁	133
(25) 永田紘二議員一般質問	134
○北本教育部首席教育審議員答弁	134
(26) 永田紘二議員一般質問	135
○北本教育部首席教育審議員答弁	135
(27) 永田紘二議員一般質問	136
○西島教育部長答弁	137
(28) 永田紘二議員一般質問	137
8. 散 会	139

## 第5号（3月18日）

1. 議事日程	143
2. 本日の会議に付した事件	144
3. 出席議員	144
4. 欠席議員	145
5. 説明のため出席した者	145
6. 事務局職員出席者	146
7. 日程第1 議案第4号～議案第49号	147
8. 各常任委員長の報告	147
(1) 建設経済委員長報告	147
(2) 市民福祉委員長報告	147
(3) 総務文教副委員長報告	148
(4) 予算決算委員長報告	148
9. 質 疑	149
10. 討 論	149
(1) 芋生よしや議員討論	149

11. 採 決	152
12. 日程第2 議員提出議案第1号	158
13. 提案理由の説明	158
(1) 議員提出議案第1号(永田壮弘議員)	158
14. 質 疑	159
15. 討 論	159
(1) 芋生よしや議員討論	159
16. 採 決	159
17. 日程第3 議案第50号	160
18. 提案理由の説明	160
(1) 議案第50号(吉岡総務部長)	160
19. 質 疑	161
20. 討 論	161
21. 採 決	161
22. 日程第4 所管事務調査の委員会付託	161
23. 閉 会	162

2月25日(水曜日)

# 令和8年（第2回）山鹿市議会3月定例会会議録

## 議事日程（第1号）

令和8年2月25日（水曜日）午前10時開会

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 市長の説明
- 第4 議案第4号 令和7年度山鹿市一般会計補正予算（第7号）
  - 議案第5号 令和7年度山鹿市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
  - 議案第6号 令和7年度山鹿市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
  - 議案第7号 令和7年度山鹿市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）
  - 議案第8号 令和7年度山鹿市工業団地整備事業特別会計補正予算（第4号）
  - 議案第9号 令和7年度六郷財産区特別会計補正予算（第1号）
  - 議案第10号 令和7年度城北財産区特別会計補正予算（第1号）
  - 議案第11号 令和7年度稲田財産区特別会計補正予算（第1号）
  - 議案第12号 令和7年度山鹿市水道事業会計補正予算（第3号）
  - 議案第13号 令和7年度山鹿市病院事業会計補正予算（第4号）
  - 議案第14号 令和7年度山鹿市下水道事業会計補正予算（第3号）
  - 議案第15号 山鹿市行政手続条例の一部を改正する条例
  - 議案第16号 山鹿市附属機関設置条例の一部を改正する条例
  - 議案第17号 山鹿市介護保険条例の一部を改正する条例
  - 議案第18号 山鹿市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
  - 議案第19号 山鹿市立保育園条例の一部を改正する条例
  - 議案第20号 山鹿市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例
  - 議案第21号 山鹿市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
  - 議案第22号 山鹿市火入れに関する条例の一部を改正する条例
  - 議案第23号 山鹿市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例
  - 議案第24号 山鹿市営住宅条例の一部を改正する条例
  - 議案第25号 山鹿市職員定数条例の一部を改正する条例
  - 議案第26号 令和8年度山鹿市一般会計予算
  - 議案第27号 令和8年度山鹿市国民健康保険事業特別会計予算
  - 議案第28号 令和8年度山鹿市後期高齢者医療特別会計予算

- 議案第29号 令和8年度山鹿市介護保険事業特別会計予算  
 議案第30号 令和8年度山鹿市工業団地整備事業特別会計予算  
 議案第31号 令和8年度六郷財産区特別会計予算  
 議案第32号 令和8年度城北財産区特別会計予算  
 議案第33号 令和8年度稲田財産区特別会計予算  
 議案第34号 令和8年度山鹿市水道事業会計予算  
 議案第35号 令和8年度山鹿市病院事業会計予算  
 議案第36号 令和8年度山鹿市下水道事業会計予算  
 議案第37号 権利の放棄について（水道料金債権）  
 議案第38号 熊本広域行政不服審査会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び熊本広域行政不服審査会共同設置規約の一部変更について  
 議案第39号 山鹿市過疎地域持続的発展計画の策定について  
 議案第40号 市道路線の認定について  
 議案第41号 教育委員会教育長の任命について  
 議案第42号 教育委員会委員の任命について  
 議案第43号 城北財産区管理委員の選任について  
 議案第44号 城北財産区管理委員の選任について  
 議案第45号 城北財産区管理委員の選任について  
 議案第46号 城北財産区管理委員の選任について  
 議案第47号 城北財産区管理委員の選任について  
 議案第48号 城北財産区管理委員の選任について  
 議案第49号 城北財産区管理委員の選任について  
 報告第1号 専決処分の報告について（市道の管理の瑕疵による事故）  
 報告第2号 専決処分の報告について（車両事故）  
 報告第3号 専決処分の報告について（農道の管理の瑕疵による事故）

○

#### 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○

#### 出席議員（19名）

1 番	工 藤 彩友美
2 番	北 原 和 智
3 番	高 松 佳 美
4 番	小 林 文 江

5番	古	家	茂	臣
6番	永	田	壯	拓
7番	原		芳	郎
8番	隈	部	賢	治
9番	高	橋	龍	一
10番	豊	田	新	二郎
11番	山	下	誠	治
12番	古	川	和	博
13番	金	光	一	誠
15番	小	川	榮	二
16番	芋	生	よしや	
17番	勢	田	昭	一
18番	有	働	辰	喜
19番	服	部	香	代
20番	永	田	紘	二

欠席議員（1名）

14番	松	見	真	一
-----	---	---	---	---

説明のため出席した者

市	長	早	田	順	一					
副	市	長	阿	蘇	品	貴	司			
教	育	長	堀	田	浩	一	郎			
総	務	部	長	吉	岡		隆			
市	民	部	長	小	山		天			
福	祉	部	長	德	丸	和	孝			
農	林	部	長	鶴	川	浩	一	郎		
商	工	観	光	部	長	新	堀	竜	一	郎
建	設	部	長	隈	部	光	磨			
教	育	部	長	西	島	靖	雄			
市民医療センター	事務	部	長	入	江	智	紀			
消防本部	消防	長	黒	田	武	徳				
総務部	政策	審	議	員	永	田	健	一		
市民部	政策	審	議	員	園	田	和	雄		

福祉部政策審議員	原	幸	徳
建設部次長	功	能	宇治
水道局長	迎	田	祐樹
教育部首席教育審議員	北	本	憲仁
財務課長	富	崎	嘉隆
健康増進課長	松	林	敏治
農業振興課長	佐	伯	勝徳

---

事務局職員出席者

議会事務局長	森	田	英美
書記	竹	丸	泰行
書記	一	法師	由臣

午前10時00分 開会

○

○有働辰喜 議長

ただいまから令和8年（第2回）山鹿市議会3月定例会を開会いたします。  
直ちに、本日の会議を開きます。

○

日程第1 会議録署名議員の指名

○有働辰喜 議長

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、勢田昭一議員、  
芋生よしや議員を指名いたします。

○

日程第2 会期の決定

○有働辰喜 議長

日程第2、会期の決定を議題といたします。  
お諮りをいたします。今期定例会の会期は、本日から3月18日までの22日間とい  
たしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○有働辰喜 議長

御異議なしと認めます。よって、会期は22日間と決定をいたしました。

○

日程第3 市長の説明

○有働辰喜 議長

日程第3、この際、市長から発言の申出がっておりますので、これを許可しま  
す。早田市長。

[早田順一 市長 登壇]

○早田順一 市長

皆さん、おはようございます。  
本定例会において、令和8年度の市政運営に関する私の所信を申し上げます。  
はじめに、今月8日に衆議院議員総選挙が実施され、第2次高市内閣が発足し、  
新たな体制の下で国政運営が進められております。  
このような中、国においては、長きにわたったデフレ・コストカット型経済から  
脱却し、賃上げと投資が牽引する成長型経済に移行するため、生活の安全保障・物  
価高への対応、危機管理投資・成長投資による強い経済の実現、防衛力と外交力の

強化を3本の柱とした政策が行われているところであります。

また、熊本県においては、国内初となる回路線幅3ナノメートルの先端半導体を生産する計画が発表された、世界有数の半導体関連企業であるTSMCの第2工場の建設が進められています。この工場の新設は、本県が半導体産業における重要な拠点として国際的な期待を集める要因となっており、関連産業を含む地域経済への波及効果に大きな期待が寄せられています。

本市といたしましても、この県内経済の好機を取り逃がすことなく、現在整備を進めております工業団地への企業誘致を積極的に推進してまいります。半導体関連産業などの製造業をはじめとした多様な業種の誘致により、雇用創出と産業基盤の強化を図り、持続可能なまちづくりを進めてまいります。

さらに、今年の夏には、JRグループ6社と地元行政、観光関係者が連携して実施する大型観光キャンペーン「デスティネーションキャンペーン」が本県で開催されます。本市においても、この好機を最大限に生かし、本市ならではの魅力を全国に発信し、観光振興と地域経済の活性化につなげてまいります。

それでは、令和8年度における市政運営の基本的な方針について申し上げます。

令和7年度末をもって第2次総合計画の計画期間が満了することを受け、策定を進めております令和8年度を初年度とする第3次山鹿市総合計画は、現在、仕上げの段階を迎えております。本計画は、本市が目指す将来の姿と、その実現のために必要な取組をまとめた、まちづくりの羅針盤となる最上位計画であり、市民、事業者、行政が同じ方向を向き、力を合わせて本市の未来をつくるための共通の行動指針となります。

本計画では、本市の目指すべき未来ビジョンをずっと住みたい健幸都市やまがと決めました。これは、市民にとっては住み続けたいまち、訪れる人にとっては住んでみたいまち、そして多くの人から選ばれる山鹿でありたいという決意の表れでございます。

また、令和6年2月に行いました健幸都市宣言を踏まえ、市民一人一人が心身ともに健やかで、幸せに暮らせるまちを目指すという強い思いを込めております。第3次総合計画において健幸都市の理念を中核に据え、ひとの健幸とまちの健幸を両面から推進してまいります。

未来ビジョンの実現に向けて、まちづくりのコンセプトに1 彩り豊かなひとを育むまち、2 地域資源を活かし、しごとを生み出し、賑わいを創出するまち、3 快適な暮らしを続けられるまち、4 支え合い健やかに過ごせる健幸なまち、5 工夫しながら、わかりやすく、あたたかいサービスを届けるまちの5つを設定し、合計23の施策を展開してまいります。

20年後、30年後の未来に向けて、長期的な視点と広い視野に立ち、人口減少、少子高齢化、DXの加速など、社会の大きな変化に直面する中、第3次総合計画に掲げる、この5つのプロジェクトのコンセプトを通じて、山鹿市の魅力を最大限に生かし、誰もがずっと住みたいと思える健幸都市を実現するため、市民、事業者、行政が一体となって、全力で取り組んでまいります。

次に、予算編成の考え方について申し上げます。令和8年度は、次の3つの考え方に基づき、規律ある財政運営を行ってまいります。

第1に、第3次山鹿市総合計画の着実な推進、第2に、持続可能な行財政運営体制の構築、第3に、予算原則に沿った規律ある財政運営であります。限られた財源と人的資源で重点課題を解決するため、選択と集中を徹底し、令和8年度当初予算(案)を編成いたしました。

また、令和8年度は第3次山鹿市総合計画のスタートの年であります。総合計画の未来ビジョンである、ずっと住みたい健幸都市やまがへに向けた戦略的な人口減少対策として、5つのまちづくりのコンセプトに関連する各種取組に重点的に取り組んでまいります。

このような考えの下に編成しました、令和8年度の一般会計予算総額は、過去最大となります356億7000万円となり、これに7特別会計と3企業会計を合わせますと、純計では570億9493万4000円となっております。

ただいまの予算編成の考え方に基づき、令和8年度においては、先ほど申しあげました5つのまちづくりのコンセプトに関連する各種取組を推進してまいります。

それでは、コンセプトごとに重点的に取り組む施策の概要について申し上げます。

まず、1つ目は彩り豊かなひとを育むまちであります。1つ目に山鹿っ子ICT・グローバル加速化プロジェクトといたしまして、グローバル化とデジタル化が急速に進展する中、子供たちが未来社会を生き抜くため、市内小中学校にICT支援員を派遣し、ICT機器等を活用した授業支援を推進します。また、小学6年生を対象に一部の小学校で実施してきたNintendo Switchを使用した山鹿版プログラミング学習を全校で導入し、プログラミング的思考力や論理的思考力を育成します。

さらに、小学校低学年では、外国語指導助手による英語の絵本読み聞かせを行います。その名称をFUNタイムと題し、児童が親しみやすい取組として実施してまいります。また、幼稚園においても歌により英語にふれる取組を行い、英語への興味・関心を持たせ、英語教育への意欲を高めてまいります。

次に、地域資源を活かし、しごとを生み出し、賑わいを創出するまちであります。1つ目に、山鹿ブランドを武器にしたアグリ・スタートアップ支援プロジェクトといたしまして、農業後継者の減少により担い手が不足する中、農業の維持・発展の

ため、新規就農者の確保・育成を図るとともに、経営改善等に取り組む農業者への支援を行います。国の新規就農者育成総合対策を活用し、49歳以下の独立就農を目指す新規就農者に対して、経営開始資金等の支援を行うほか、令和8年度から市独自の支援として、JA鹿本地域担い手育成センターの研修生に対し、国の就農準備資金に上乘せ支援を行います。また、新たに農林業に従事して5年以内の方が、農林業機械等を導入する初期費用を助成し、農林業への定着化を図ります。さらに、西日本一の生産量を誇るやまが和栗の認知度向上に向け、官民一体となったやまが和栗振興協議会を中心に、生産、加工、観光が一体となって、日本一、和栗で稼ぐことができる山鹿市を目指します。

また、全国トップクラスの生産額を誇るスイカや県内有数の生産額である、お茶・タケノコ・アスパラガスなどの農産物の産地を維持するために、関係団体と連携して担い手確保などに取り組んでまいります。

2つ目に、豊前街道を中心とした歴史的まちなみ再生・創業パッケージの展開プロジェクトといたしまして、豊前街道沿いに点在する空き家・空き店舗等を利活用し、歴史的・文化的な町並みの保全と新たなにぎわいの創出を図るため、建物の景観向上を兼ねた外観改修や内装工事等を行う方に対し、工事費用の一部を助成します。

また、若者や移住者が創業・開業しやすい環境を整えるため、空き店舗の改築や改修、家賃に係る経費の一部を助成するとともに、事業承継の促進や商工団体による継続的な経営支援を実施し、地域商業の活性化を目指します。

さらに、本市中心市街地の20年後の理想的な将来像と、目指すべき方向性を示す、まちなかグランドデザインについては、令和8年度において具体的なアクションプランを策定することで、令和9年度以降に住民と行政、企業が連携して取り組む方向性を明確化してまいります。これにより、本市ならではの魅力やライフスタイルを実現し、観光資源である豊前街道の景観維持と若年層の新規開業を結びつけ、市内外からの人を呼び込む流れを加速させてまいります。

3点目が、快適な暮らしを続けられるまちです。1つ目に、子育て世帯配慮型次世代住宅ストックの形成と周辺交通環境の整備プロジェクトといたしまして、県内への半導体企業の進出や、市内の工業団地整備に伴う住宅需要に対応し、移住定住の促進を図るため、老朽化が著しい浦田団地について、主に子育て世帯をターゲットとした再整備を行います。

また、山鹿市中心部及び旧町の中心部周辺を対象とした民間が行う住宅用地整備への補助を引き続き実施し、定住人口の増加と住宅用地の供給を促進します。さらに、生活道路の改良や上下水道施設の更新・耐震化などに計画的に取り組むことで、

安全で快適な住環境の整備を進めてまいります。

2つ目に、地域福祉と連携した個別避難計画の充実と見守りプロジェクトといたしまして、近年、豪雨等による大規模災害が頻発化・激甚化する中、自らの命は自らが守る意識を醸成し、市民全体で自助・共助の底上げを図るため、備蓄品の充実や自主防災組織の強化に取り組みます。

また、自治会やケアマネジャー等と連携し、避難行動要支援者の一人一人に合わせた避難計画を作成するとともに、市民の防災意識の向上を図り、地域防災力の強化を推進します。

さらに、小学校の屋内運動場に空調設備の設置を進めるとともに、トイレの洋式化及びバリアフリー化を進めることで、児童の安全・安心を最優先にし、健康と学習環境を支える基盤整備を行います。これにより、災害時の避難所としての機能も向上し、高齢者や障害のある方を含む避難者が、快適かつ衛生的に生活できる環境が整備され、避難所機能の強化を図ってまいります。

4つ目が、支え合い健やかに過ごせる健幸なまちです。

1つ目に、妊娠・出産から子育て期まで切れ目ない支援の展開プロジェクトといたしまして、子育て世帯の経済的負担を軽減するため、令和8年度から第2子の保育料無償化を実施します。加えて、国の給食費負担軽減交付金及び物価高騰対応重点支援臨時交付金を活用し、令和8年度の小学校給食費の保護者負担をゼロ円にするとともに、物価高騰分を補助することで中学校給食費を据え置きいたします。

また、妊娠・出産・子育てに関する相談窓口を一元化し、切れ目なく寄り添う支援体制を構築します。少子化対策として、不妊治療を受けた夫婦の負担軽減のため、令和8年度から保険内診療に加え、先進医療も対象として、それぞれ年度上限額5万円を助成します。また、妊産婦健診、乳幼児健診、産後ケア事業などを通じて、母子の心身の健康を守るとともに、子ども総合相談窓口において、養育環境や家庭教育、不登校、障害等の相談を総合的に受け付け、関係機関と連携した継続的な支援を行います。これら経済的支援と精神的ケアにより、妊娠・出産から子育て期まで、お子様の成長を見守り続けてまいります。

2つ目に、重症化を防ぐ一人一人に合った支援・予防訪問の展開プロジェクトといたしまして、高齢者の加齢により心身が衰えた状態であるフレイル対策等の介護予防と、生活習慣病等の疾病予防を一体的に実施し、健康寿命の延伸を図ります。健診データや医療機関の受診データ等により対象者を抽出し、未治療者や治療中断者を最優先とした訪問等の支援を実施します。

また、熊本県は肉の消費量が高く、本市でも肉類や揚げ物の購入が多い傾向にあります。加えて、車利用により運動の機会が少なく、週2回以上運動する市民の割

合は県平均より低いため、適切な運動など、生活習慣の改善・予防が必要であると考えております。

このようなことから、生活習慣病の重症化や再発を予防するため、心臓病・糖尿病・高血圧予防を重点項目といたしまして、健康教室の開催などや、既存の事業の見直しにより、介護認定率の低下、医療費の削減に向けて取り組んでまいります。

さらに、湯治場として親しまれてきた良質な温泉を生かし、現代版の湯治として本市の温泉と豊かな自然や歴史資源、食文化を生かした滞在型温泉利用を促進します。令和8年度は、温泉滞在型旅行商品開発や温泉保養都市の持続可能な体制づくりを調査研究し、温泉を活用した健康づくりと観光を融合させ、住む人も訪れる人も健幸になるまちづくりを推進してまいります。

3つ目に、地域課題解決型山鹿ソーシャルビジネスの育成と協働推進プロジェクトといたしまして、人口減少等に起因する地域課題をビジネスの手法で解決するため、女性起業家を含む地域事業者を対象としたやまが未来創造塾を引き続き実施します。産官学金による支援体制により、地域資源や自身の強みを生かした持続可能な新たなビジネスモデルを創出するローカルイノベーターを育成します。

また、高校での連携講義を通じて、未来創造塾修了生と高校生をつなぐことで、地域への愛着を深め、地域に関わり続ける人材の育成につなげます。さらに、市内の中高生を対象とした山鹿創生塾では、ワークショップを通じて、本市の観光・産業・文化への理解を深めるとともに、郷土愛を醸成し、地域で活躍できる機会を広げることで、若年層の地域定着と将来の担い手育成につなげてまいります。

最後に、工夫しながら、わかりやすく、あたたかいサービスを届けるまちです。

1つ目に、公共施設予約システムの導入について、本市では多数の社会体育施設や社会教育施設などの公共施設を運営しておりますが、パソコンやスマートフォンを利用して空き状況の確認や予約、支払い、決済が可能となるシステムを導入し、利便性の向上と業務の効率化を図ってまいります。

2つ目に、フロントヤード、窓口改革事業については、現在、窓口での各種手続において、申請書の手書き記入が、利用者にとって手間と時間がかかる要因となっており、特に高齢者や外国人などに負担となっている状況です。そのため、多言語対応の窓口申請書作成システムを導入することで、来庁者の書く負担を軽減し、加えて窓口での確認作業の時間短縮につなげ、さらなる住民の利便性向上と、安定した住民サービスの提供を目指してまいります。

以上、令和8年度の市政運営や予算編成に当たっての、私の基本的な考え方と施策の概要について申し上げました。本日から22日間にわたり御審議いただきます議案は、予算22件、条例11件、人事案件9件、その他4件の計46件及び報告3件でご

ございます。これらの諸議案の内容につきましては、担当職員が説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。

○

#### 日程第4 議案第4号～議案第49号

#### 報告第1号～報告第3号

#### ○有働辰喜 議長

日程第4、議案第4号から報告第3号までの全案件を一括議題といたします。  
提案理由の説明を求めます。吉岡総務部長。

[吉岡隆 総務部長 登壇]

#### ○吉岡隆 総務部長

議案第4号 令和7年度山鹿市一般会計補正予算（第7号）につきまして、御説明申し上げます。

それでは、1ページをお開きください。

第1条、歳入歳出予算の補正額は21億8916万2000円で、補正後の総額は377億4942万7000円です。

5ページをお開きください。

第2表、繰越明許費補正です。

今回の補正予算に計上している事業のほか、年度内完了が困難なものにつきまして、繰越明許費を追加で設定するもので、内容は記載のとおりです。

6ページをお願いします。

第4表、地方債補正です。

道路橋梁施設整備事業、消防施設整備事業、義務教育施設整備事業及び災害復旧事業について、地方債を追加するものです。

続きまして、補正予算の主な内容につきまして、歳出により御説明申し上げます。

15ページを開きください。

（款）総務費、（目）人事管理費2億919万4000円につきましては、早期退職者等に係る退職手当経費を計上しております。

16ページをお願いします。

（款）民生費、（目）高齢者福祉総務費につきましては、グループホーム等の防災対策改修に係る介護基盤緊急整備特別対策事業として1546万円を計上しております。

18ページをお願いします。

（款）農林水産業費、（目）農地費71万1000円は、農業水利施設への物価高騰対策として光熱費に係る県補助事業を活用した支援金です。

21ページをお願いします。

(款) 諸支出金、(目) 公営企業支出金15億円は、病院事業に対し、経営健全化を図るための貸付金を計上しております。

以上で、説明を終わります。

○有働辰喜 議長

原福祉部政策審議員。

[原幸徳 福祉部政策審議員 登壇]

○原幸徳 福祉部政策審議員

議案第5号から議案第7号について、一括して御説明申し上げます。

まず、議案第5号 令和7年度山鹿市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)について、御説明します。

1ページをお願いします。

第1条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ740万5000円を追加し、66億9489万2000円とするものです。

補正予算の内容について、事項別明細書の歳出により御説明します。

6ページをお願いします。

上段の(款) 保険給付費、(目) 療養給付費は、一般財源である繰越金の確定に伴い、県の普通交付金と財源組替を行うものです。

中段の(款) 基金積立金、(目) 財政調整基金積立金の補正額31万円は、国民健康保険財政調整基金の利子を同基金へ積み立てるものです。

下段の(款) 諸支出金、(目) 償還金の補正額709万5000円は、令和6年度特別交付金の確定に伴う国県支出金の清算返納金です。

次に、議案第6号 令和7年度山鹿市後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)について、御説明します。

1ページをお願いします。

歳入歳出予算の総額に増減はございませんが、歳入予算の財源組替を行うものです。

5ページをお願いします。

歳入の2段目、(款) 繰越金、(目) 繰越金の補正額1467万7000円は、繰越金の確定に伴うもので、上段の(款) 後期高齢者医療保険料、(目) 普通徴収保険料と財源組替を行うものです。

次に、議案第7号 令和7年度山鹿市介護保険事業特別会計補正予算(第4号)について、御説明します。

1ページをお願いします。

第1条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億6251万6000円を追加し、71億8299万2000円とするものです。

補正予算の内容について、事項別明細書の歳出により、御説明します。

8ページをお願いします。

上段の(款)地域支援事業費、(目)任意事業費の補正額290万4000円は、成年後見制度利用者の増加と後見人等への報酬が引き上げられたことにより補正するものです。

次の(款)基金積立金、(目)介護給付費準備基金積立金の補正額1億5961万2000円は、令和6年度決算剰余金及び基金利子等を介護給付費準備基金へ積み立てるものです。

以上で、説明を終わります。

**○有働辰喜 議長**

新堀商工観光部長。

[新堀竜一郎 商工観光部長 登壇]

**○新堀竜一郎 商工観光部長**

議案第8号 令和7年度山鹿市工業団地整備事業特別会計補正予算(第4号)について、御説明申し上げます。

2ページをお願いいたします。

第1表は、繰越明許費です。

(款)の1事業費、(項)の1事業費の工業団地整備事業につきましては、年度内の完了が見込めないため、繰越明許費を設定いたします。

3ページをお願いいたします。

第2表は、債務負担行為補正です。

公有財産購入費について、記載のとおり限度額を補正するものです。

以上で、説明を終わります。

**○有働辰喜 議長**

鶴川農林部長。

[鶴川浩一郎 農林部長 登壇]

**○鶴川浩一郎 農林部長**

議案第9号 令和7年度六郷財産区特別会計補正予算(第1号)から議案第11号 令和7年度稲田財産区特別会計補正予算(第1号)までを、一括して御説明いたします。

まず、議案第9号 令和7年度六郷財産区特別会計補正予算(第1号)について、御説明いたします。

5 ページをお願いいたします。

歳出の（款）の1 総務費、（項）の1 総務管理費、（目）の2 基金費の補正額4万4000円は、基金利子が当初予算額を上回ることが見込まれるため、増額するものでございます。

次に、議案第10号 令和7年度城北財産区特別会計補正予算（第1号）について、御説明いたします。

5 ページをお願いいたします。

歳出の（款）の1 総務費、（項）の1 総務管理費、（目）の2 基金費の補正額7万3000円につきましても、基金利子が当初予算額を上回ることが見込まれるため、増額するものでございます。

次に、議案第11号 令和7年度稲田財産区特別会計補正予算（第1号）について、御説明いたします。

5 ページをお願いいたします。

同じく歳出の（款）の1 総務費、（項）の1 総務管理費、（目）の2 基金費の補正額3万5000円につきましても、基金利子が当初予算額を上回ることが見込まれるため、増額するものでございます。

以上で、説明を終わります。

**○有働辰喜 議長**

迎田水道局長。

[迎田祐樹 水道局長 登壇]

**○迎田祐樹 水道局長**

議案第12号 令和7年度山鹿市水道事業会計補正予算（第3号）について、御説明申し上げます。

今回の補正は、職員の退職手当支給額の確定により、在職期間に応じた一般会計と企業会計間の負担額が確定したため、その調整を行うものです。

1 ページをお願いいたします。

第2条、収益的収入、（第1款）水道事業収益の既決予定額に103万8000円を追加し、6億6700万9000円とするものです。

また、収益的支出、（第1款）水道事業費用の既決予定額に103万8000円を追加し、6億3275万2000円とするものです。

以上で、説明を終わります。

**○有働辰喜 議長**

入江市民医療センター事務部長。

[入江智紀 市民医療センター事務部長 登壇]

○入江智紀 市民医療センター事務部長

議案第13号 令和7年度山鹿市病院事業会計補正予算（第4号）について、御説明申し上げます。

1 ページをお願いいたします。

第2条、収入の（第1款）資本的収入の既決予定額に15億円を追加し、16億765万円とするとともに、支出の（第1款）資本的支出の既決予定額に2億円を追加し、7億1304万9000円とし、合わせて本文括弧書きを削るものです。

病院運営につきましては、コストの大幅な増加や患者数の伸び悩みなどから、経費の増大に収入が追いついておらず、資金状況が悪化し、一時借入金で資金不足を補わざるを得ない、非常に苦しい経営状況となっております。

このため、安定的な資金繰りによる病院運営のため、一般会計から経営健全化資金15億円を借り入れ、既存借入金2億円を償還する、長期借入金の借換えの補正をお願いするものです。

以上で、説明を終わります。

○有働辰喜 議長

機能建設部次長。

[機能宇治 建設部次長 登壇]

○機能宇治 建設部次長

議案第14号 令和7年度山鹿市下水道事業会計補正予算（第3号）について、御説明申し上げます。

今回の補正は、国費の追加補正に伴い、令和8年度予定していました老朽化した管路の改築更新工事を本年度に前倒し実施するため、補正を行うものでございます。

1 ページをお願いします。

第3条、資本的収入及び支出の補正、収入より御説明いたします。（第1款）資本的収入の既決予定額に3億4974万円を追加し、総額を8億6042万6000円とするものです。

次に支出でございますが、（第1款）資本的支出の既決予定額に3億5000万円を追加し、総額を12億4646万3000円とするものです。

2 ページをお願いいたします。

第4条、企業債の補正になります。補正前の限度額3億4860万円を5億3820万円に補正するものです。

以上で、説明を終わります。

○有働辰喜 議長

吉岡総務部長。

[吉岡隆 総務部長 登壇]

○吉岡隆 総務部長

議案第15号 山鹿市行政手続条例の一部を改正する条例について、御説明申し上げます。

本案は、行政手続法の改正を踏まえ、不利益処分の名宛て人となるべき者の所在が判明しない場合における公示の方法について、行政庁のホームページ等において不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、当該行政庁の事務所の掲示場に掲示する等の措置を取ることによって行うこととするものです。

なお、この条例は、令和8年5月21日から施行するものです。

以上で、説明を終わります。

○有働辰喜 議長

小山市民部長。

[小山天 市民部長 登壇]

○小山天 市民部長

議案第16号 山鹿市附属機関設置条例の一部を改正する条例について、御説明いたします。

本案は、地下水中の硝酸性窒素対策に関する熊本県基本計画に基づく硝酸性窒素削減計画の策定及び推進に関し、必要な事項について検討及び協議を行うため、市長の附属機関として硝酸性窒素削減対策協議会を設置するため条例を改正する必要があると提案するものです。

なお、附則としまして、この条例は令和8年4月1日から施行するものです。

以上で、説明を終わります。

○有働辰喜 議長

徳丸福祉部長。

[徳丸和孝 福祉部長 登壇]

○徳丸和孝 福祉部長

議案第17号から議案第21号について、一括して御説明申し上げます。

議案第17号 山鹿市介護保険条例の一部を改正する条例について、御説明申し上げます。

本案は、令和7年度の税制改正を踏まえ、条例を改正する必要があると提案するものです。

改正の内容は、本年度の税制改正を受ける来年度の介護保険料算定の際、本年度に本人非課税であった者が減免対象から外れることを避けるため、市長が認める特

別な事情を適用する条文の整理を行うものです。

なお、附則として、この条例は令和8年4月1日から施行します。

議案第18号 山鹿市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、御説明申し上げます。

本案は、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律が令和8年4月1日から施行されることに伴い、条例を改正する必要があるため提案するものです。

改正の主な内容は、現行の課税区分である基礎課税分、後期高齢者支援金分、介護納付金分に加え、新たに子ども・子育て支援納付金分を追加するものです。

この子ども・子育て支援納付金分は、所得割額を0.3%、均等割額を2,200円とするものです。

ただし、均等割額が全額軽減される18歳未満の分も18歳以上の被保険者で賄う必要があることから、別途均等割額200円を加算するものです。

なお、附則として、この条例は令和8年4月1日から施行し、必要な経過措置を定めるものです。

議案第19号 山鹿市立保育園条例の一部を改正する条例について、御説明申し上げます。

本案は、米田保育園が園児数の減少などを背景として、今年度末で閉園することに伴い、条例を改正する必要があるため、提案するものです。

改正の主な内容は、保育園の名称及び位置を規定した第2条を受ける別表から米田保育園に係るものを削除するものです。

なお、附則として、この条例は令和8年4月1日から施行するものです。

議案第20号 山鹿市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例について、御説明申し上げます。

本案は、子ども・子育て支援法等の改正に伴い、本年4月から始まる特定乳児等通園支援事業、いわゆるこども誰でも通園制度を実施するため、条例を制定する必要があるため、提案するものです。

制定の主な内容は、当該事業を実施する事業者は、あらかじめ市町村から設置認可を得る必要があることから、その運営に関する基準を定めるものです。

なお、附則として、この条例は令和8年4月1日から施行するものです。

議案第21号 山鹿市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について、御説明申し上げます。

本案は、国の児童福祉法等の改正に伴い、所要の規定を整備する必要があるため、提案するものです。

制定の主な内容は、国の基準との整合性を図るため、基準の定め方を整理し、省

令に規定する基準と同一にすることを基本としながら、新たに暴力団員等の排除に関する規定を設けるものです。

なお、附則として、この条例は公布の日から施行するものです。

以上で、説明を終わります。

**○有働辰喜 議長**

鶴川農林部長。

[鶴川浩一郎 農林部長 登壇]

**○鶴川浩一郎 農林部長**

議案第22号 山鹿市火入れに関する条例の一部を改正する条例について、御説明いたします。

本議案は、全国的な林野火災の状況を踏まえ、林野火災に関する注意報及び警報が創設されたことに伴い、火入れの中止に関して所要の規定を整備するため、山鹿市火入れに関する条例の一部を改正しようとするものです。

今回の改正では、林野火災に関する注意報及び警報が発令されている期間中における、火入れ行為の適正な管理を行うものです。

なお、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものです。

以上で、説明を終わります。

**○有働辰喜 議長**

隈部建設部長。

[隈部光麿 建設部長 登壇]

**○隈部光麿 建設部長**

議案第23号 山鹿市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について、御説明いたします。

本案は、道路法等の改正に伴い、道路法施行令が改正されたことにより、条例を改正する必要がある、提案するものです。

改正の内容としましては、道路法施行令の改正により新たに加えられた、第7条第14号に掲げる施設として、道の駅などに設置する水素を燃料として走る自動車に水素を供給する施設、水素ステーションに係る道路占用料を定めるため、改定するものです。

附則としまして、この条例は令和8年4月1日から施行し、必要な経過措置を定めるものです。

続きまして、議案第24号 山鹿市営住宅条例の一部を改正する条例について、御説明いたします。

本案は、地域における住宅に対する多様な需要や実情に対応し、市営住宅等の弾

力的な活用を図るため、条例を改正する必要がある、提案するものです。

改正の内容といたしましては、市営住宅の本来の入居対象である低所得者層の利用を妨げない範囲で、事業者等に対し、住居としての使用を許可するものです。

附則としまして、この条例は公布の日から施行するものです。

以上で、説明を終わります。

**○有働辰喜 議長**

黒田消防本部消防長。

[黒田武徳 消防本部消防長 登壇]

**○黒田武徳 消防本部消防長**

議案第25号 山鹿市職員定数条例の一部を改正する条例について、御説明申し上げます。

本案は、山鹿市職員定数条例第2条第9号に規定する消防職員の定数を、現行の85人から90人に改定するため、提案するものです。

改正の経緯としましては、定年延長への対応や出動事案の増加、災害の多様化といった消防需要に対応するため、中長期的な視点から改正するものです。

さらに、令和11年4月に開始を予定している本市と有明広域消防本部における消防指令センター共同運用により、2人の消防職員を現場へ配置転換し、現場活動の充実強化を見込んでおります。

なお、附則として、この条例は令和8年4月1日から施行します。

以上で、説明を終わります。

**○有働辰喜 議長**

吉岡総務部長。

[吉岡隆 総務部長 登壇]

**○吉岡隆 総務部長**

議案第26号 令和8年度山鹿市一般会計予算につきまして、御説明申し上げます。

それでは、1ページをお開きください。

第1条、令和8年度当初予算は、歳入歳出356億7000万円で、令和7年度当初予算と比べ、42億4200万円、13.5%の増であります。令和7年度の当初予算が骨格予算編成でありましたので、6月の補正予算、いわゆる肉づけ予算編成後と比較いたしますと、24億3338万円、7.3%の増加となっております。

第2条から第5条までは、それぞれ債務負担行為、地方債、一時借入金及び歳出予算の流用について定めております。

8ページをお開きください。

第2表、債務負担行為です。

包括施設管理業務のほか、13の事項につきまして、債務の期間、限度額は記載のとおりです。

10ページをお願いします。

第3表、地方債です。

地方債制度に基づく庁舎等整備事業ほか21の事業区分について定めており、総額24億7630万円です。

次に、歳入予算の主なものにつきまして申し上げます。

14ページをお開きください。

市民税につきましては、税込見通しや景気の動向を勘案し、前年度比1億8900万円の増収を見込んでおります。

29ページをお願いします。

環境性能割交付金につきましては、令和8年3月の税制廃止により大きく減少しますが、次のページの地方特例交付金で、その補填措置が行われることとなっております。

32ページをお願いします。

地方交付税については、交付税措置対象である災害復旧事業債、未来創造基金債の償還額が大幅に増加することで、前年度比8億7400万円の増収を見込んでおります。

続きまして、歳出予算の主なものにつきまして申し上げます。

73ページをお開きください。

(款)総務費、(目)情報化推進費のデジタル推進事業4012万8000円につきましては、公共施設予約システム構築を含む自治体DXの推進に係る経費を計上しております。

79ページをお願いします。

(目)戸籍住民基本台帳費の基幹システム等更新事業1140万7000円につきましては、窓口申請書作成システムを含む基幹システム改修に係る経費を計上しております。

89ページをお願いします。

(款)民生費、(目)保育支援費につきましては、第2子の保育料無償化及び新たに取り組む乳児等通園支援制度に係る経費を計上しております。

97ページをお願いします。

(款)農林水産業費、(目)農業振興費につきましては、農業担い手支援としての農業研修支援制度216万円、生産振興としての農業機械等整備事業3000万円など、農業従事者への支援に係る経費を計上しております。

103ページをお願いします。

(款) 商工費、(目) 企業誘致対策費につきましては、工業団地整備事業特別会計への繰出金として6億4977万2000円を計上しております。

109ページをお願いします。

(款) 土木費、(目) 都市計画総務費につきましては、山鹿ビル解体事業として1577万円を計上しております。

110ページをお願いします。

(目) 住まい支援費につきましては、浦田団地に係る公営住宅再整備事業として6430万8000円を計上しております。

122ページをお開きください。

(款) 教育費、(目) 学校給食費につきましては、学校給食施設再編整備事業の建設費用として11億3237万4000円、小中学校の学校給食費物価高騰対策支援事業として3880万7000円、さらに小学校の学校給食費負担軽減事業として1億3293万3000円を計上しております。

126ページをお願いします。

(款) 諸支出金、(目) ふるさと応援事業費につきましては、寄附額10億円超えを目標に、受入等に係る必要経費を計上しております。

以上が予算の概略であります。事業ごとの内容及び性質別の内訳、基金の状況、地方債の状況など、予算に関する資料につきましては、予算に関する説明書を御参照ください。

以上で、説明を終わります。

#### ○有働辰喜 議長

原福祉部政策審議員。

[原幸徳 福祉部政策審議員 登壇]

#### ○原幸徳 福祉部政策審議員

議案第27号から議案第29号について、一括して御説明申し上げます。

まず、議案第27号 令和8年度山鹿市国民健康保険事業特別会計予算について、御説明します。

1ページをお願いします。

第1条は、歳入歳出予算の総額を65億158万8000円と定めるものです。

第2条は、歳出予算の流用について定めるものです。

続きまして、歳入歳出予算の主なものについて、御説明します。

7ページをお願いします。

歳入の上段、(款) 国民健康保険税は、総額で10億1372万9000円を計上しており

ます。

8ページをお願いします。

下段の（款）県支出金、（目）保険給付費等交付金48億5230万2000円は、主に本市の保険給付費に要する費用を、熊本県が交付するものです。

9ページをお願いします。

中段の（款）繰入金、（目）一般会計繰入金は、法定負担割合に基づき、5億8753万9000円を計上しております。

下段の（款）繰入金、（目）財政調整基金繰入金は2000万円を計上しております。

13ページをお願いします。

歳出予算を御説明します。

上段の（款）保険給付費、（項）療養諸費は、被保険者の入院や外来等の医療給付に係るもので、総額40億7553万7000円を計上しております。

15ページをお願いします。

このページと次のページの上段にかけて、（款）国民健康保険事業費納付金でございます。これは、国民健康保険事業の財政運営の主体となる熊本県に支払う納付金です。

上段の（目）医療給付費分9億7195万2000円、中段の（目）後期高齢者支援金等分3億4619万6000円、下段の（目）介護納付金分1億2221万1000円。

16ページに移りまして、上段の（目）子ども・子育て支援納付金分2971万4000円を計上しております。

次の（款）保健事業費、（目）特定健康診査等事業費は、特定健診や保健指導などに係る経費で、8232万5000円を計上しております。

次に、議案第28号 令和8年度山鹿市後期高齢者医療特別会計予算について、御説明申し上げます。

1ページをお願いします。

第1条は、歳入歳出予算の総額を12億717万円と定めるものです。

続きまして、歳入歳出予算の主なものについて、御説明します。

6ページをお願いします。

歳入の上段、（款）後期高齢者医療保険料は、総額で8億4350万2000円を計上しております。

3段目の（款）繰入金は、一般会計からの事務費繰入金と保険料軽減分補填のための保険基盤安定繰入金であり、合わせて3億5151万8000円を計上しております。

8ページをお願いします。

歳出予算を御説明します。

下段の（款）後期高齢者医療広域連合納付金は、本市が徴収する後期高齢者医療保険料などを熊本県後期高齢者医療広域連合に納付するもので、11億8706万円を計上しております。

次に、議案第29号 令和8年度山鹿市介護保険事業特別会計予算について、御説明します。

1ページをお願いします。

第1条は、歳入歳出予算の総額を71億5275万9000円と定めるものです。

第2条は、歳出予算の流用について定めるものです。

続きまして、歳入歳出予算の主なものについて、御説明します。

6ページをお願いします。

歳入の上段、（款）保険料、（目）第1号被保険者保険料は、65歳以上の被保険者が納める保険料として12億9487万円を計上しております。

9ページをお願いします。

上段の（款）繰入金、（項）一般会計繰入金は、法定負担割合に基づき11億5571万1000円を計上しております。

13ページをお願いします。

歳出予算を御説明します。

上段の（款）保険給付費、（目）介護サービス給付費は、要介護1から要介護5までの認定を受けた方への給付費であり、60億1465万1000円を計上しております。

中段の（目）介護予防サービス給付費は、要支援1及び要支援2の認定を受けた方への給付費であり、1億8309万5000円を計上しております。

15ページをお願いします。

（款）地域支援事業費、（目）介護予防・生活支援サービス事業費の1億8210万2000円は、要支援や要介護の認定を受けていない方の介護予防や生活支援に係る各種サービス費用です。

16ページをお願いします。

上段2つ目の（目）任意事業費1849万8000円は、認知症対策や成年後見制度利用支援などに要する経費です。

以上で、説明を終わります。

○有働辰喜 議長

新堀商工観光部長。

[新堀竜一郎 商工観光部長 登壇]

○新堀竜一郎 商工観光部長

議案第30号 令和8年度山鹿市工業団地整備事業特別会計予算について、御説明

申し上げます。

1 ページをお願いいたします。

第1条は、歳入歳出予算の総額を6億4977万2000円と定めるものです。

歳入歳出の主な内容につきまして、御説明申し上げます。

5 ページをお願いいたします。

歳入予算について、説明いたします。

(款)の1繰入金、(目)の1一般会計繰入金は、工業団地整備費繰入金として6億4977万2000円を計上しております。

6 ページをお願いいたします。

歳出予算の主なものについて、説明いたします。

(款)の1事業費、(目)の1工業団地整備事業費6億4727万2000円は、工業団地建設室職員の人件費、調査設計などの委託業務や用地買収に係る経費でございます。

以上で、説明を終わります。

**○有働辰喜 議長**

鶴川農林部長。

[鶴川浩一郎 農林部長 登壇]

**○鶴川浩一郎 農林部長**

議案第31号から議案第33号まで、一括して御説明いたします。

まず、議案第31号 令和8年度六郷財産区特別会計予算について、御説明いたします。

1 ページをお願いいたします。

第1条は、歳入歳出予算の総額を165万3000円と定めるものです。

6 ページをお願いします。

(款)の1総務費、(目)の1財産管理費、本年度予算額145万6000円は、委員報酬及び作業道等の管理作業に係る経費のほか、令和6年度に皆伐した箇所植栽業務委託等です。

次に、議案第32号 令和8年度城北財産区特別会計予算について、御説明いたします。

1 ページをお願いします。

第1条は、歳入歳出予算の総額を821万8000円と定めるものです。

6 ページをお願いします。

(款)の1総務費、(目)の1財産管理費、本年度予算額755万8000円は、委員報酬及び作業道等の管理作業に係る経費のほか、令和6年度に皆伐した箇所植栽

業務委託等です。

次に、議案第33号 令和8年度稲田財産区特別会計予算について、御説明いたします。

1 ページをお願いします。

第1条は、歳入歳出予算の総額を153万3000円と定めるものです。

6 ページをお願いします。

(款)の1総務費、(目)の1財産管理費、本年度予算額134万9000円は、委員報酬及び作業道等の管理作業に係る経費のほか、令和6年度に皆伐した箇所の植栽業務委託等です。

以上で、説明を終わります。

#### ○有働辰喜 議長

迎田水道局長。

[迎田祐樹 水道局長 登壇]

#### ○迎田祐樹 水道局長

議案第34号 令和8年度山鹿市水道事業会計予算について、御説明申し上げます。

1 ページをお願いいたします。

第1条は、総則です。

第2条は、業務の予定量です。給水戸数1万4100戸、年間総給水量292万7000立方メートル、1日平均給水量8,020立方メートルと見込んでおります。

主要な建設改良事業は、老朽管更新事業で、事業費1億6631万6000円を予定しております。

第3条は、収益的収入及び支出の予定額です。

(第1款)水道事業収益を6億4557万6000円と見込んでおります。内訳は、主に料金収入及び手数料等の営業収益5億6085万2000円であります。

次に、支出ですが、(第1款)水道事業費用は6億1632万1000円を予定しております。内訳は、営業費用5億4686万4000円、企業債利息等の営業外費用6705万6000円であります。

2 ページをお願いいたします。

第4条は、資本的収入及び支出の予定額です。

(第1款)資本的収入を2億6859万3000円と見込んでおります。内訳は、企業債2億1100万円、加入金435万6000円などであります。

次に、支出ですが、(第1款)資本的支出は5億2009万3000円を予定しております。内訳は、老朽管更新及び耐震化整備等に係る建設改良費2億9221万5000円、企業債償還金2億2787万8000円であります。

第5条から第8条につきましては、企業債、経費の金額の流用、議会の議決を経なければ流用することのできない経費及びたな卸資産購入限度額について、それぞれ定めるものであります。

以上で、説明を終わります。

○有働辰喜 議長

入江市民医療センター事務部長。

[入江智紀 市民医療センター事務部長 登壇]

○入江智紀 市民医療センター事務部長

議案第35号 令和8年度山鹿市病院事業会計予算について、御説明申し上げます。

1 ページをお願いいたします。

第1条に総則、第2条に業務の予定量を定め、病床数は一般病床197床、感染症病床4床の合計201床です。

年間延患者数は、前年度実績や病床の効率的な運用などを参考に積算しまして、入院5万2925人、外来4万8200人、1日平均患者数は、入院145人、外来200人を見込んでおります。

また、主要な建設改良事業は、医療機器整備事業に1億2594万円としております。第3条は、収益的収入及び支出です。

収入の（第1款）病院事業収益は46億6466万2000円を見込んでおります。内訳の主なものとしまして、入院・外来などの医業収益、補助金・負担金などの医業外収益や特別利益となります。

次に、支出の（第1款）病院事業費用は48億6626万1000円を見込んでおります。内訳の主なものとしましては、給与費や薬品・診療材料費、業務委託料などの医業費用、償還利息などの医業外費用や特別損失となります。

この病院事業収益から病院事業費用を差し引きました2億159万9000円の収支のマイナスにつきましては、物価や人件費の高騰などによる病院運営コストの大幅な増加や患者数の伸び悩みなどから、支出が収入を上回る赤字予算となっております。

2 ページをお願いいたします。

第4条は、資本的収入及び支出です。収入の（第1款）資本的収入は1億2585万円を見込んでおり、内訳としましては、医療機器整備事業に係る企業債と他会計繰入金となります。

次に、支出の（第1款）資本的支出は3億6798万7000円を見込んでおり、内訳としましては、建設改良費及び企業債の元金償還に係る企業債償還金となります。

第5条から、3ページの第9条までにつきましては、企業債や一時借入金などについて定めております。

以上で、説明を終わります。

○有働辰喜 議長

機能建設部次長。

[機能宇治 建設部次長 登壇]

○機能宇治 建設部次長

議案第36号 令和8年度山鹿市下水道事業会計予算について、御説明申し上げます。

1 ページをお願いいたします。

第1条は、総則です。

第2条は、業務の予定量です。排水件数を1万6689件、年間総排水量を804万6760立方メートルと見込んでおります。

主な建設改良事業としましては、管渠及び下水道処理施設の整備であり、事業費で、7億2512万2000円を予定しております。

第3条は、収益的収入及び支出の予定額です。

収入より、御説明いたします。

(第1款) 下水道事業収益として、営業収益など24億4105万9000円を見込んでおります。

次に、支出でございますが、(第1款) 下水道事業費用として、営業費用など24億413万1000円を見込んでおります。

2 ページをお願いいたします。

第4条は、資本的収入及び支出の予定額です。

収入より、御説明いたします。

(第1款) 資本的収入として、8億3591万円を見込んでおります。

主なものとしましては、建設改良事業に係る企業債6億2620万円、国庫補助金2億669万円などであります。

次に、支出でございますが、(第1款) 資本的支出として、15億2812万2000円を見込んでおります。

主なものとしましては、下水道処理施設の整備などに係る建設改良費7億2512万2000円、企業債償還金7億6300万円などであります。

第5条は、債務負担行為です。

水洗便所等改造資金利子補給、山鹿浄水センター脱水機改築更新・汚泥棟耐震業務委託について、期間及び限度額を記載のとおり定めるものです。

3 ページをお願いいたします。

第6条から第9条につきましては、企業債、一時借入金、予定支出の各項の経費

の金額の流用、議会の議決を経なければ流用することのできない経費について、それぞれ定めるものです。

以上で、説明を終わります。

○有働辰喜 議長

迎田水道局長。

[迎田祐樹 水道局長 登壇]

○迎田祐樹 水道局長

議案第37号 権利の放棄について（水道料金債権）、御説明申し上げます。

本案は、回収が困難又は不能な水道料金債権について、債権の適正な管理を図るため、権利の放棄を行いたいので、地方自治法第96条第1項第10号の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

今回、放棄する権利は、水道料金債権51件、放棄する債権の金額は合計で6万6445円、債務者の人数は11人であります。

放棄する債権の内訳は、表に記載しているとおりでございます。

放棄の理由であります。所在不明とは、債務者の所在が不明であり、かつ消滅時効の期間が経過した債権につき放棄するものです。

また、破産とは、債務者が破産申立を行い、裁判所による免責許可の決定が確定した債権につき放棄するものです。

以上で、説明を終わります。

○有働辰喜 議長

吉岡総務部長。

[吉岡隆 総務部長 登壇]

○吉岡隆 総務部長

議案第38号 熊本広域行政不服審査会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び熊本広域行政不服審査会共同設置規約の一部変更について、御説明申し上げます。

本案は、現行19市町村で共同設置している熊本広域行政不服審査会につきまして、宇土市の求めに応じて、協議により同審査会の共同設置市町村に新たに同市を加えるために、その共同設置規約の一部を変更しようとするものです。

なお、この規約は令和8年4月1日から施行するものです。

また、本案に関する協議に当たりましては、熊本広域行政不服審査会を共同設置する全ての市町村及び新たに加わる宇土市において、議決が必要となります。

議案第39号 山鹿市過疎地域持続的発展計画の策定について、御説明申し上げます。

まず、これまでの経緯について申し上げます。本市では、合併前の鹿北町、菊鹿

町、鹿央町の3町が、過疎地域自立促進特別措置法に基づき過疎地域として指定を受けておりましたが、合併後は同法の特例措置により、市全域を過疎地域とみなされる、いわゆるみなし過疎として指定を受けてまいりました。

さらに、令和3年度からは、新たに過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が施行され、引き続き市全域がみなし過疎地域に指定されております。

この指定に基づき、地域の持続的発展に関する基本方針や実施すべき施策を定める過疎地域持続的発展計画を策定することで、過疎対策事業債の発行など、財政上の特別措置を活用することが可能となります。

これまで、本市では、みなし過疎指定以降、計画に基づき過疎対策事業債を積極的に活用しながら、地域の持続的発展に関する施策を総合的かつ計画的に推進してまいりました。

このたび、令和7年度末をもって現計画の計画期間が終了することから、令和8年度から令和12年度までの5年間を期間とする、新たな過疎地域持続的発展計画を策定するものです。

本計画の策定に当たっては、法第8条第1項の規定に基づき、議会の議決を得る必要があるため、ここに提案するものです。

以上で、説明を終わります。

**○有働辰喜 議長**

隈部建設部長。

[隈部光麿 建設部長 登壇]

**○隈部光麿 建設部長**

議案第40号 市道路線の認定について、御説明いたします。

本案は、市道路線の認定を行うため、道路法第8条第2項の規定に基づき、議会の議決を経る必要があり、提案するものです。

今回、市道認定を求めるに至った経緯を御説明いたします。

当該路線は、山鹿市古閑地内の既存の市道と市道を結ぶ連絡道路で、地域住民の生活に欠かせない道路として利用されているため、道路網の一つとして一体的に管理すべきと判断し、認定をしようとするものです。

以下、1ページの市道路線に認定する路線により、御説明いたします。

市道路線に認定する路線は、路線番号82960号、路線名、古閑の上中央線、起点は、山鹿市古閑字古閑の上、終点も同じく字古閑の上です。

なお、2ページに位置図を掲載しておりますので、御参照ください。

以上で、説明を終わります。

**○有働辰喜 議長**

早田市長。

[早田順一 市長 登壇]

○早田順一 市長

議案第41号 教育委員会教育長の任命について、御説明を申し上げます。

本案は、堀田浩一郎教育長が、本年3月31日をもちまして任期満了となりますので、再度、同氏を本市教育委員会教育長に任命するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものです。

同氏は、山鹿市立山鹿中学校長を最後に、教職を退かれた後、平成25年4月から教育長として、本市教育行政の運営に全力を傾注していただいております。

同氏の教育行政全般に対する豊富な経験と幅広い知識、また熱意あふれる姿勢は、教育長として適任であると考えております。

なお、次のページに略歴を記載しております。

御参照のうえ、御同意を賜りますようお願いを申し上げます。

続きまして、議案第42号 教育委員会委員の任命について、御説明を申し上げます。

本案は、現委員、野口法子氏が、本年3月31日をもちまして任期満了となりますので、新たに坂梨登美代氏を本市教育委員会の委員に任命するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、議会の同意を求めるものです。

同氏は、長く学校教育に携われ、県内高等学校などの要職を歴任され、教育現場の実情をよく理解されておられます。また、学校教育のみならず、学術及び文化に関し高い識見を有しておられ、教育委員会委員として適任であると考えております。

なお、次のページに略歴を記載しております。

御参照のうえ、御同意を賜りますようお願いを申し上げます。

○有働辰喜 議長

阿蘇品副市長。

[阿蘇品貴司 副市長 登壇]

○阿蘇品貴司 副市長

議案第43号から議案第49号までの城北財産区管理委員の選任について、御説明します。

これらの案件は、現在の7名の委員が本年3月31日をもちまして任期満了となりますので、次期の城北財産区管理委員を選任するため、財産区の財産の管理及び処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の同意を求めるものです。

まず、議案第43号では月足隆文氏を、議案第44号では村上利光氏を、議案第45号では渡邊圭史氏を、議案第46号では城直史氏を、議案第47号では菊川房継氏を、議案第48号では石井一幸氏を、議案第49号では立花雄二氏を、それぞれ城北財産区管理委員に選任しようとするものです。

以上、御同意いただきますよう、よろしくお願ひいたします。

○有働辰喜 議長

隈部建設部長。

[隈部光麿 建設部長 登壇]

○隈部光麿 建設部長

報告第1号 専決処分の報告について（市道の管理の瑕疵による事故）、御説明申し上げます。

地方自治法第180号第1項の規定に基づき、市道の管理の瑕疵による事故に係る損害賠償の額の決定及び和解について専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定に基づき、御報告申し上げます。

2ページをお願いいたします。

事故発生日時は、令和7年12月1日の午後6時10分頃です。

相手方の住所・氏名は、記載のとおりです。

事故の概要は、山鹿市久原地内の市道八ノ峰中村線において、相手方車両が市道の横断側溝を通過した際に、横断側溝の鋼製蓋が跳ね上がり、当該車両を損傷したものです。

損害賠償の額は、56万9600円です。

和解事項といたしましては、本市は相手方に対し損害を賠償し、両者は本和解条項に定めるほか、本件事故に関し何ら債権債務がないことを確認するものです。

以上、御報告申し上げます。

○有働辰喜 議長

徳丸福祉部長。

[徳丸和孝 福祉部長 登壇]

○徳丸和孝 福祉部長

報告第2号 専決処分の報告について（車両事故）、御説明申し上げます。

本件は、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、車両事故に係る損害賠償の額の決定及び和解について専決処分しましたので、同条第2項の規定に基づき、御報告申し上げます。

2ページをお願いいたします。

事故発生日時は、令和7年12月1日、午前11時頃です。

相手方の住所・氏名は、記載のとおりです。

事故の概要は、鹿本農業協同組合鹿北地区筍加工場駐車場において、同駐車場から出るために公用車を後進した際に、後方確認が不十分であったため、駐車中の相手方車両に接触し、当該車両を損傷させたものです。

損害賠償の額は、28万689円です。

和解事項といたしまして、山鹿市は相手方に対し損害を賠償し、両者は本和解条項に定めるほか、本件事故に関し何ら債権債務がないことを確認するものです。

以上、御報告申し上げます。

○有働辰喜 議長

鶴川農林部長。

[鶴川浩一郎 農林部長 登壇]

○鶴川浩一郎 農林部長

報告第3号 専決処分の報告について（農道の管理の瑕疵による事故）、御説明いたします。

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、農道の管理の瑕疵による事故に係る損害賠償の額の決定及び和解について専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により、御報告申し上げます。

2ページをお願いいたします。

事故発生日は、令和7年11月23日、午前3時頃です。

相手方の住所・氏名は、記載のとおりです。

事故の概要は、山鹿市鹿央町岩原地内の鹿本広域農道1号線において、走行していた相手方車両が当該農道の陥没箇所にて左前輪が落ち、タイヤが破損したものです。

損害賠償の額は、6,500円です。

和解事項といたしまして、山鹿市は相手方に対し損害を賠償し、両者は本和解条項に定めるほか、本件事故に関し何ら債権債務がないことを確認するものです。

以上、御報告申し上げます。

○有働辰喜 議長

以上で、提案理由の説明を終わります。

○

散 会

○有働辰喜 議長

今期定例会において受理いたしました請願等の取扱いについては、請願等文書表のとおりといたします。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午前11時36分 散会

~~~~~

3月4日(水曜日)

# 令和8年（第2回）山鹿市議会3月定例会会議録

## 議事日程（第2号）

令和8年3月4日（水曜日）午前10時開議

第1 質疑

第2 委員会付託

----- ○ -----  
本日の会議に付した事件

議事日程のとおり  
----- ○ -----

出席議員（18名）

|     |    |     |
|-----|----|-----|
| 1番  | 工藤 | 彩友美 |
| 2番  | 北原 | 和智  |
| 3番  | 高松 | 佳美  |
| 4番  | 小林 | 文江  |
| 5番  | 古家 | 茂臣  |
| 6番  | 永田 | 壮拓  |
| 7番  | 原  | 芳郎  |
| 8番  | 隈部 | 賢治  |
| 9番  | 高橋 | 龍一  |
| 10番 | 豊田 | 新二郎 |
| 12番 | 古川 | 和博  |
| 13番 | 金光 | 一誠  |
| 15番 | 小川 | 榮二  |
| 16番 | 芋生 | よしや |
| 17番 | 勢田 | 昭一  |
| 18番 | 有働 | 辰喜  |
| 19番 | 服部 | 香代  |
| 20番 | 永田 | 紘二  |

----- ○ -----  
欠席議員（2名）

|     |    |    |
|-----|----|----|
| 11番 | 山下 | 誠治 |
| 14番 | 松見 | 真一 |

---

説明のため出席した者

|              |         |
|--------------|---------|
| 市 長          | 早 田 順 一 |
| 副 市 長        | 阿蘇品 貴 司 |
| 教 育 長        | 堀 田 浩一郎 |
| 総 務 部 長      | 吉 岡 隆   |
| 市 民 部 長      | 小 山 天   |
| 福 祉 部 長      | 徳 丸 和 孝 |
| 農 林 部 長      | 鶴 川 浩一郎 |
| 商工観光部長       | 新 堀 竜一郎 |
| 建 設 部 長      | 隈 部 光 磨 |
| 教 育 部 長      | 西 島 靖 雄 |
| 市民医療センター事務部長 | 入 江 智 紀 |
| 消防本部消防長      | 黒 田 武 徳 |
| 総務部政策審議員     | 永 田 健 一 |
| 市民部政策審議員     | 園 田 和 雄 |
| 福祉部政策審議員     | 原 幸 徳   |
| 建 設 部 次 長    | 功 能 宇 治 |
| 水 道 局 長      | 迎 田 祐 樹 |
| 財 務 課 長      | 富 崎 嘉 隆 |
| 子 ど も 課 長    | 原 口 雄 二 |
| 農 業 振 興 課 長  | 佐 伯 勝 徳 |
| 教育総務課長       | 小 林 政 博 |

---

事務局職員出席者

|                   |           |
|-------------------|-----------|
| 議 会 事 務 局 長       | 森 田 英 美   |
| 議 会 事 務 局 局 長 補 佐 | 服 部 隆 文   |
| 書 記               | 一 法 師 由 臣 |

---

午前10時00分 開議

○

○有働辰喜 議長

これより本日の会議を開きます。

事前に議案の正誤表が提出されておりますので、御了承をお願いいたします。

○

日程第1 質疑

○有働辰喜 議長

日程第1、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○有働辰喜 議長

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りをいたします。議案第41号から議案第49号の9案件については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○有働辰喜 議長

御異議なしと認めます。よって、議案第41号から議案第49号の9案件は、委員会付託を省略することに決しました。

○

日程第2 委員会付託

○有働辰喜 議長

日程第2、委員会付託を行います。

議案第4号から議案第40号までの37案件については、付託表のとおり、それぞれの常任委員会に付託をいたします。

○

散 会

○有働辰喜 議長

これをもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これにて散会をいたします。

午前10時02分 散会

~~~~~

3月6日(金曜日)

# 令和8年（第2回）山鹿市議会3月定例会会議録

## 議事日程（第3号）

令和8年3月6日（金曜日）午前10時開議

### 第1 一般質問

○  
発言通告

#### 1. 服部香代

##### 一般質問

##### （1）地域防災について（災害対策について）

- ア 災害時の情報統合について
- イ 要配慮者支援等について
- ウ 避難所運営と受援体制について
- エ 自主防災組織及び防災訓練について
- オ 地域防災計画について

#### 2. 北原和智

##### 一般質問

##### （1）有害鳥獣対策の現状について

- ア 最新の農作物被害額と有害鳥獣捕獲状況について

##### （2）有害鳥獣対策の実績と今後の対策について

- ア 有害鳥獣に係る侵入防止柵及び電気柵の設置状況と今後の対策について

##### （3）有害鳥獣対策に係る熊本県猟友会山鹿支部との連携について

- ア 熊本県猟友会山鹿支部との連携状況について

#### 3. 古家茂臣

##### 一般質問

##### （1）山鹿市工業団地整備事業の令和7年度の経過について

##### （2）令和8年度以降の事業展開について

#### 4. 芋生よしや

##### 一般質問

##### （1）市民が安心安全で暮らせるために

- ア 危険箇所の改善
- イ 廃校になった学校は、避難所としてどうなったか
- ウ 有事の沖縄離島避難計画宮古島からの受入れの内容は

エ P F A S ( P F O A ・ P F O S ) 検査数値の公表

オ 社会福祉協議会の貸付金について

カ 高齢化単身世帯増加に「終活支援」

5. 高松佳美

一般質問

(1) 更年期の男性・女性を支える対策について

(2) 保育施設における「おむつサブスクリプション導入」と子育て支援の充実について

\_\_\_\_\_ ○ \_\_\_\_\_

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

\_\_\_\_\_ ○ \_\_\_\_\_

出席議員 (19名)

1 番	工 藤 彩友美
2 番	北 原 和 智
3 番	高 松 佳 美
4 番	小 林 文 江
5 番	古 家 茂 臣
6 番	永 田 壮 拓
7 番	原 芳 郎
8 番	隈 部 賢 治
9 番	高 橋 龍 一
10 番	豊 田 新 二 郎
11 番	山 下 誠 治
12 番	古 川 和 博
13 番	金 光 一 誠
15 番	小 川 榮 二
16 番	芋 生 よ し や
17 番	勢 田 昭 一
18 番	有 働 辰 喜
19 番	服 部 香 代
20 番	永 田 紘 二

\_\_\_\_\_ ○ \_\_\_\_\_

欠席議員（1名）

14番 松 見 真 一

説明のため出席した者

市 長	早 田 順 一
副 市 長	阿 蘇 品 貴 司
教 育 長	堀 田 浩 一 郎
総 務 部 長	吉 岡 隆
市 民 部 長	小 山 天
福 祉 部 長	徳 丸 和 孝
農 林 部 長	鶴 川 浩 一 郎
商 工 観 光 部 長	新 堀 竜 一 郎
建 設 部 長	隈 部 光 麿
教 育 部 長	西 島 靖 雄
市民医療センター事務部長	入 江 智 紀
消防本部消防長	黒 田 武 徳
総務部政策審議員	永 田 健 一
市民部政策審議員	園 田 和 雄
福祉部政策審議員	原 幸 徳
教育部首席教育審議員	北 本 憲 仁
防 災 監 理 課 長	福 島 光 浩
環 境 課 長	堀 拳 也
長 寿 支 援 課 長	北 原 敬 年
林 業 振 興 課 長	村 上 吉 彦
商工政策課工業団地建設室長	原 幸 男
建 設 課 長	瀧 上 邦 広

事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長	森 田 英 美
議 会 事 務 局 局 長 補 佐	服 部 隆 文
書 記	一 法 師 由 臣

午前10時00分 開議

○有働辰喜 議長

これより本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○有働辰喜 議長

日程第1、一般質問を行います。

発言の通告がっておりますので、順次発言を許します。服部香代議員。

[19番 服部香代 議員 登壇]

○服部香代 議員

おはようございます。

議席番号19番、服部香代です。

最初に訂正をお願いいたします。通告書に5番目の項目で、「地域防災組織」と書いておりますけれども、これは「自主防災組織」の間違いでございますので、訂正をお願いいたします。

それでは、一般質問1件、一問一答にて質問させていただきます。

熊本地震から間もなく10年を迎えます。4月14日と16日、あの日の揺れ、暗闇、そして不安の中で車中泊避難をしたことなど、忘れることはできません。あの日の記憶や経験は、私たちにとって大きな教訓であり、地域の力を再認識する機会でもありました。

しかし、同時に10年という時間は記憶が薄れ、危機感が風化していく怖さもはらんでいます。あのときの備えがあったから助かったという声がある一方で、山鹿は大きな災害はない、大丈夫だろうという根拠のない油断が生まれやすいのも事実です。

本市でも、毎年のように土砂災害や水害の危険性が高まっています。気候変動の影響により、これまでの想定を超える災害が起きる可能性も指摘されています。だからこそ、今、10年という節目に当たり、改めて防災への意識と備えを確かめ、地域防災の仕組みが本当に実効性を持っているのかを点検することが必要だと考えています。本日は、その観点から質問をさせていただきます。

近年の豪雨災害は、激甚化・頻発化しており、避難情報の発令が市民の生命を左右する局面が増えております。重要なのは、情報を持っているかどうかではなく、適切なタイミングで根拠を持って判断できる体制があるかどうかであります。

そこで、まず本市の避難情報の判断基準と意思決定体制の2点について伺います。

災害情報において最も重要なのは、正確な情報の取得と、その分析に基づく適切な判断だと考えます。

そこで、1点目の判断基準について伺います。現在、避難指示の発令は、河川水位、時間雨量、土砂災害警戒情報、県からの情報など、どのような客観的指標を基礎として行われているのか、数値基準を含めて明文化されている内容をお示してください。また、警戒レベル3から5への移行判断については、事前に定めた基準に基づくものなのか、それとも状況に応じた総合判断として運用されているのか、その判断プロセスを明確にさせていただきたいと思えます。

また、避難情報の発令においては、迅速かつ適切な判断が不可欠です。

そこで、2点目、発令に関わる意思決定体制について伺います。避難指示の最終決定権者は市長であると認識しておりますが、市長不在時の代行順位、夜間や休日においても即断できる体制が確保されているのか、またオンラインでの決裁を可能とする運用について、どのように考えておられるのか見解をお伺いいたします。

あわせて、気象情報を受信してから、避難情報を発令するまでの所要時間をどの程度と想定しているのかを確認させていただきます。

さらに、気象情報、県からの情報、消防や地域からの通報など、多岐にわたる情報を、どの部署が一元的に管理しているのか、その体制を伺います。災害時には、情報が錯綜することも想定されますが、その際の情報の優先順位や整理の責任部署をどのように定めているかについても明らかにさせていただきたいと思えます。よろしく申し上げます。

#### ○有働辰喜 議長

これより執行部の答弁を求めます。吉岡総務部長。

[吉岡隆 総務部長 登壇]

#### ○吉岡隆 総務部長

御質問にお答えいたします。

避難情報の判断基準につきましては、山鹿市地域防災計画に基づき明確化しております。

河川の洪水につきましては、国土交通省及び熊本県が設置する水位観測システムにおいて、水防団待機水位、氾濫注意水位、避難判断水位、氾濫危険水位の4段階が設定されております。

本市に関係する主な河川は、菊池川、岩野川、上内田川等でございます。避難判断水位に達した場合、その後の雨量予想等も考慮し、避難情報を発令いたします。

土砂災害につきましては、熊本県と熊本地方气象台が共同で発表する土砂災害警戒情報、土壌雨量指数を用いた警戒レベル、予想雨量を基にした危険度レベルを活

用しております。

警戒レベル3、高齢者等避難から、レベル5、緊急安全確保への移行判断につきましては、事前に定めた数値基準を基本としつつ、熊本地方気象台からの気象予測情報、国土交通省からの水位情報、地元区長や消防団からの現場情報等を総合的に勘案して判断しております。これらの基準は明文化されており、客観的指標に基づいた迅速な判断が可能な体制を整えております。

意思決定体制につきましては、避難指示の最終決定権者は市長でございます。市長不在時の代行順位は、山鹿市地域防災計画に基づき、副市長、総務部長の順で代行いたします。夜間や休日につきましては、気象情報により災害の発生が予測される場合、必要人員の職員が本庁及び各市民センターに参集し、情報収集や関係機関との連絡調整に当たります。

オンラインでの決裁につきましては、タブレット端末等を活用した迅速な情報伝達と意思決定が可能となるよう体制強化を図っております。

気象警報を受け取ってから避難情報を発令するまでの所要時間につきましては、気象警報発令時に直ちに災害警戒本部を設置し、30分から1時間以内に発令判断を行うことを想定しております。

情報の一元管理につきましては、防災監理課が災害対策本部事務局として、気象情報、県からの情報、消防本部、地域からの通報等を一元的に集約・整理し、市長への報告及び意思決定の補佐を行います。

令和5年4月からは危機管理監を配置し、体制を強化しております。情報が錯綜する場合は、土砂災害の前兆現象、河川の急激な水位上昇など、人命に直結する情報を最優先として整理いたします。

以上、御答弁申し上げます。

**○有働辰喜 議長**

服部議員。

[19番 服部香代 議員 登壇]

**○服部香代 議員**

市民にとりまして、市からの情報は最も信頼のおける重要なものです。自治体は、市民の生命を守るという大きな責務があるので、どのような手順で出されるのかをお尋ねをいたしました。

次に、情報発信体制についても、お伺いいたします。現在、市の防災情報の伝達手段としては、防災行政無線、やまがメイト、ホームページ、SNS、緊急速報メールなど、複数の媒体が活用されております。しかし、これらの手段にはそれぞれ課題があり、特に防災行政無線については、聞き取りにくいという声が市民から繰

り返し寄せられています。この問題をどのように改善していかれるのか、具体的に取組方針をお示してください。

また、今議会には、やまがメイトとLINEの連携を進める提案が上程されています。これにより、情報発信の幅が広がることが期待されますが、防災情報についてはどの媒体を主軸とし、どのように多重化して提供していくのか、全体の設計の考え方を伺います。特に停電や通信障害が発生した場合、その場合にはデジタル手段が使えなくなる可能性があります。その際の代替手段として、どのような方法を確保しておられるのかをお尋ねします。

さらに、高齢者、障害のある方、外国人住民など、情報弱者となりやすい方々への伝達方法についても確認したいと思います。文字情報だけでなく、音声、ピクトグラム、多言語対応など、具体的にどのような手法で確実な伝達を担保しておられるのか、現状と今後の改善方針をお示してください。情報提供は、多重化が重要であると考えますが、市としてどのような多重化方針を持ち、どの媒体をどの役割で位置づけているのか、体系的な説明を求めます。

最後に、避難情報は発信しただけでは不十分です。市民に実際に届いたのかどうか、その到達状況を検証する仕組みが不可欠です。地区ごとの確認体制、自主防災組織との連携、応答確認の仕組みなど、情報が住民に届いたことをどのように確認しているのか、また今後どのように強化していかれるのかを伺います。

#### ○有働辰喜 議長

執行部の答弁を求めます。吉岡総務部長。

[吉岡隆 総務部長 登壇]

#### ○吉岡隆 総務部長

御質問にお答えいたします。

防災行政無線の聞き取りにくさへの対応につきましては、難聴地域への戸別受信機の貸与を行うとともに、令和4年1月から防災行政無線の放送内容を確認できる電話応答サービスを開始しております。また、やまがメイトと連携し、文字や画像による情報提供を行っておるところです。

やまがメイトとLINEの連携につきましては、今議会に提案しているとおり、情報発信の幅を広げるものでございます。防災情報の多重化の考え方といたしましては、防災行政無線を基幹として位置づけ、やまがメイト・LINE連携、ホームページ、SNS、緊急速報メール等を補完的手段として組み合わせる体制としておるところです。どの媒体も一長一短がございますので、複数の手段を重ね合わせることで、情報が届かないリスクを最小化することが重要であると考えております。

停電や通信障害時の代替手段につきましては、防災行政無線の設備・機器に蓄電

池を内蔵しており、停電後約72時間は使用できます。また、インターネットが使えなくなった場合でも、防災行政無線は電波を利用することから、大雨や台風などの非常時においても安定した運用が可能でございます。さらに、広報車や消防団による直接的な広報活動を実施し、多重化を図っているところです。

情報弱者への対応につきましては、高齢者には戸別受信機の貸与及び電話応答サービス、障害のある方には避難行動要支援者名簿を活用した民生委員・自主防災組織等との連携による安否確認体制を整えております。

視聴覚障害者に対しては、文字情報による伝達手段として、やまがメイトの活用を推進しております。

外国人住民への対応につきましては、やまがメイトやホームページ等での多言語対応により周知を行っているところです。

情報の到達確認につきましては、避難所開設時の避難者名簿作成、自主防災組織との緊密な連携、民生委員さんによる要支援者の安否確認等により、地区ごとの確認体制を構築しており、今後、さらなる強化に向けた取組を進めてまいります。

以上、御答弁申し上げます。

#### ○有働辰喜 議長

服部議員。

[19番 服部香代 議員 登壇]

#### ○服部香代 議員

最初にお尋ねしました判断基準の明確化、意思決定時間の管理、そして情報多重化の制度設計を行うことが重要ですが、しっかりと構築しているということでした。

しかし、避難情報は出したかどうかではなく、間に合ったかどうかが問われます。災害時に最も深刻な影響を受けるのは、自ら迅速に避難することが困難な方々、いわゆる要配慮者の皆さんです。本市において、避難行動要支援者名簿や個別避難計画の策定が丁寧に進められていることは評価をしております。しかし、真に重要なのは計画が存在することではなく、災害発生時にその計画が確実に機能し、命を守る実効性を持つかどうかであります。

そこで、要配慮者支援等について、2点お尋ねいたします。

まず、医療的ケア児や人工呼吸器使用者など、電源を生命線とする方々への支援について伺います。人工呼吸器や吸引機など、電源を必要とする医療的ケア児にとって、電源の確保は命そのものです。県では、昨年10月から非常用バッテリーの貸出制度を開始しましたが、対象はNICU退院時の申請に限られ、既に在宅で生活している医療的ケア児は、対象外となっております。災害時に電源が確保できなければ、命に直結する重大な問題であり、市として県の制度の対象外となる医療的ケ

ア児に対して、独自にバッテリー貸与を行う考えはないのかを伺います。

また、災害時に24時間の電源を確保することは、医療的ケア児や人工呼吸器使用者にとって不可欠です。在宅避難を選択した場合や、避難先までの移動における電源確保を、市としてどのように支援されるのか。さらに、自家発電の設備を有する山鹿市民医療センターでの受入れが可能かどうか。可能であれば、受入れ条件、想定人数、優先順位の考え方、例えば人工呼吸器、吸引、電源依存度、そして移動困難度などの重症度分類のあるなし、そういったことや事前登録制度の有無について伺います。不可能であれば、代替りの受入先と調整の状況についてお示しをください。

2点目は、個別避難計画について伺います。本市では、要配慮者である高齢者や障害者の計画策定は着実に進んでいると承知しておりますが、名簿上の記載にとどまらず、実際に動ける体制となっているのかは検証が不可欠です。災害時に、誰が、どのタイミングで、そしてどこへ避難を支援するのか、その実働体制の確認、計画に記載された支援者は、夜間や豪雨のときにも対応可能なのかなどは、定期的な確認も必要になってまいります。

また、支援予定者自身が同時に被災する可能性もありますので、その場合の代替りの支援者の設定や地域全体でのバックアップ体制の構築が急がれます。個別避難計画に記載された避難先についても、事前に受入れ調整を行い、実際の受入れ能力との乖離が生じていないかの確認は必要です。医療的ケア児など、個別避難計画は3年ごとに更新されているということですが、実際に避難訓練で活用した事例があるのかについて伺います。

#### ○有働辰喜 議長

執行部の答弁を求めます。吉岡総務部長。

[吉岡隆 総務部長 登壇]

#### ○吉岡隆 総務部長

御質問にお答えいたします。

本市では、人工呼吸器を日常的に使用されている在宅の医療的ケア児が、令和8年2月現在で2名おられます。人工呼吸器はバッテリーのみでの長時間稼働が難しく、停電時や自宅外への避難の際には、いち早い外部電源の確保が求められます。自家発電装置を備えた市民センター等の指定避難所においては電源の確保が可能ですので、個別避難計画を通じて、家族や支援関係者と事前に避難場所を想定し、備えていただけるよう支援を行っているところです。

次に、バッテリーの貸与制度について、現時点では導入に至っておりませんが、県内他市において個別避難計画を策定された方を対象に蓄電池等の購入費用を補助

している事例がございます。対象となるお子さんの安心・安全を確保する観点から、財源の確保を含め、必要性や実現可能性などを整理しながら検討を進めてまいりたいと考えております。

続きまして、山鹿市民医療センターにおける受入れにつきましても、医療機器を持参いただき、保護者等の同伴が可能な場合、最大8名まで受け入れることができます。停電時にも稼働する自家発電装置に接続された医療機器専用コンセントと吸引機を備えた病室を用意しており、安全に療養できる環境を整えております。

また、機器の故障等により院内の人工呼吸器が必要となった場合は、最大4台まで対応が可能です。

受入れの優先順位や事前登録制度については、現時点では定められておりません。災害時の具体的な調整につきましては、山鹿保健所が保健医療福祉調整現地本部として医療を一元的に調整する役割を担っており、山鹿市民医療センターとの緊密な連携の下、医療的ケアが必要な被災者が適切な医療を受けられるよう努めてまいります。

最後に、個別避難計画を活用した避難訓練につきましては、昨年11月に、医療的ケア児がいる世帯の福祉避難所への避難を想定した訓練を実施し、障害者支援の専門職や地域住民が連携した移動支援が行われました。訓練を通じて平時からの関係づくりが図られており、大変意義深いものとなったところであります。

今後も取り組みやすい訓練の形を工夫しながら、市内に広く展開できるよう積極的に推進してまいります。

以上、御答弁申し上げます。

**○有働辰喜 議長**

服部議員。

[19番 服部香代 議員 登壇]

**○服部香代 議員**

医療的ケア児は、電気の切れ目が命の切れ目といわれています。非常用電源確保の取組は、ぜひ前向きに検討されることを期待いたします。

また、個別避難計画に基づく避難訓練は、後継者等の要配慮者も重要です。支援者との綿密なコミュニケーションが常に取れるような取組をお願いいたします。

1回目の質問で、避難指示の発令について伺いました。次に、避難についてお尋ねしていきます。

まず、避難所開設についてお尋ねします。避難所の開設判断は誰が行い、発災から何分以内に開設する想定となっているのでしょうか。また、その手順は文書化されたマニュアルとして整備され、全職員に共有されているのか。職員が参集できな

い場合の代替体制、代わりの体制は定められているのか。自主防災組織のみで開設する想定があるのかについても伺います。

さらに、要配慮者支援の観点から、福祉避難所への避難も想定されます。市内の福祉避難所は何か所で想定の実入人数はどの程度なのか。発災後、何時間で受け入れ可能となるのか。また、その受け入れ基準は明確化されているのか。事前調整は済んでいるのか。そして、開設後には計画に基づいた職員派遣が行われるのかについてもお尋ねいたします。

続いて、在宅避難等についてお尋ねします。熊本地震のときは、多くの方が在宅避難、車中泊避難をされました。在宅避難者は、地域防災計画上、明確に位置づけられているのでしょうか。在宅避難者の人数をどう把握していかれる想定でしょうか。例えば、自主防災組織からの報告やデジタル登録、職員による巡回、そういったことでしょうか。これは安否確認や物資配布に関係するので、計画上、明確な位置づけが必要ではないかと思われませんが、いかがでしょうか。

在宅避難を選択される理由の中には、避難所の環境が整っていないことを上げられる場合もあります。ペット同行では避難ができず、結果的に在宅避難の強要になっているのではないかと考えられます。ほかにも、避難所における生活環境について、プライバシー確保、女性配慮、感染対策、ペット同行避難などについて、どのような運用基準を設けておられるのかお尋ねいたします。

#### ○有働辰喜 議長

執行部の答弁を求めます。吉岡総務部長。

[吉岡隆 総務部長 登壇]

#### ○吉岡隆 総務部長

御質問にお答えいたします。

避難所の開設の判断と体制につきましては、気象警報等の発令内容に応じ、情報連絡室、災害警戒本部及び災害対策本部を順次設置し、協議を経た上で、最終的な開設の判断は市長が行うこととしております。

まず、市民交流センター及び各市民センターの5か所を開設し、災害の規模・状況に応じて段階的に拡大してまいります。開設が決定した際には、防災行政無線、やまがメイト等を活用して、迅速に市民の皆様へ周知を行い、職員による準備を含め2時間以内の開設を目標としております。

また、避難所の的確な運営のため、避難所運営マニュアルに基づき、役割ごとに9つの対策班を定め、全職員への周知を図っております。職員の参集が困難な場合は、業務継続計画に基づき対応することとしております。

自主防災組織による地域避難所の自主的な開設・運営は、市民の皆様の安全を守

る上で大変重要であると認識しております。市としましても、これらの活動を支援し、緊密な連携を図りながら、地域避難所開設を推進してまいります。

次に、福祉避難所の運営については、現在、6つの社会福祉法人の9施設と協定を締結しており、受入れ最大数は合計150名でございます。福祉避難所への受入れは、一般避難所において、特に配慮が必要な方の状態を確認した上で市が決定するものであり、自己判断での直接避難はお受けできない運用となっております。

現在、個別避難計画を活用し、事前に受入れ施設との調整を行うことで、一般避難所を介さず、直接、福祉避難所へ避難できる体制の構築に向けて、協定の見直しについて協議を進めているところでございます。引き続き、配慮を要する方が安心して避難できる環境の整備に取り組んでまいります。

在宅避難者の把握につきましては、地域防災計画に支援を明記しており、自主防災組織や民生委員との連携による安否確認や、市職員による巡回を通じて対応してまいります。

避難所の生活環境につきましては、間仕切りや簡易ベッドの配備により、プライバシーの確保や女性への配慮、感染症対策に努めております。

ペット同行避難につきましては、専用スペースの設置を行っており、飼い主の責任において管理していただく形で、運用基準の整備を進めてまいります。

以上、御答弁申し上げます。

○有働辰喜 議長

服部議員。

[19番 服部香代 議員 登壇]

○服部香代 議員

ただいま御答弁いただきました福祉避難所の件ですけれども、要配慮者の方が一般避難所を介さず、直接、福祉避難所へ避難できる体制の構築に向けて協議を進めているということでしたので、これは早急に進めていただき、そういうふうに取り組んでいただきたいと思います。

ペット同行避難は、増加傾向にあります。運用基準の整備も急がれるところであります。これも、ぜひよろしく申し上げます。

避難所開設は、開けることではなく、機能させることが重要であり、初動体制を経験や個々の判断に依存させず、標準化されたマニュアルに基づく仕組みにすることが大事だと考えています。避難所環境が不十分であることが、結果的に在宅避難や避難の遅れを招く可能性があります。やむを得ず車中泊避難を選ぶ被災者は増えると言われております。その際の場所の確保なども問題になってくると思われま。

また、乳幼児や障害を持った子供の避難も大変重要な課題です。ぜひ、当事者の

声を反映した運用を具体化して行ってください。

次に、支援物資や受援体制についてお伺いをいたします。まず、支援物資の受入れ拠点は、どこに設置される想定でしょうか。最大の受入れ量はどの程度になりますか。また、支援物資は、届くではなく、さばけることが最も大事になります。仕分体制は誰が担うのか。フォークリフトや人員配置は想定済みなのか。民間物流業者との協定はあるのかについて、また物資受入れから、避難所や在宅避難者へ配送するまでのフローは文書化されているかについてもお尋ねをいたします。

援助や支援を受ける、つまり受援は、物資ばかりではありません。ボランティアや罹災証明発行などを担う行政職員など、様々な受援が必要になってきます。広域の応援の要請は、どの段階で、誰が判断するのでしょうか。また、当市の災害時相互応援協定を締結している自治体や団体等はどうのような状況でしょうか。また、その自治体間での実働訓練を実施されたことがあるかどうかについてもお尋ねをいたします。

#### ○有働辰喜 議長

執行部の答弁を求めます。吉岡総務部長。

[吉岡隆 総務部長 登壇]

#### ○吉岡隆 総務部長

御質問にお答えいたします。

支援物資の受入れについては、本庁舎備蓄倉庫や各市民センターなどを活用し、数千点規模の支援物資を受け入れる体制を整えております。

配送体制については、市職員を中心に災害ボランティアセンターと連携し、ボランティアの方々にも御協力をいただきます。また、支援物資の受入れや配送等の対応が困難な場合には、必要に応じて協定を締結している団体等から、フォークリフトなどの機材提供や人員の派遣を受けることができる仕組みを構築しております。

物資受入れから配送までの流れにつきましては、避難所運営マニュアルに定めており、今後さらなる実効性のある計画を策定してまいります。その計画を基に、訓練を実施しながら、その有効性を検証し、継続的な改善を図っていく予定です。

広域応援要請については、災害対策本部において、被害状況、市の対応能力、必要な支援内容等を総合的に判断し、本部長である市長が決定いたします。具体的には、市独自では十分対応ができない場合、また今後の災害拡大により、市の対応能力を超えることが予測される場合には、速やかに応援要請を行います。

相互応援協定につきましては、令和8年2月現在、本市が締結している災害に関する協定は32件ございます。協定の内訳としまして、国、県、県内市町村及び姉妹都市等や県内消防本部及び隣接する県外消防本部などの公共団体が13件と、民間団

体が19件となっております。

協定締結の公共団体との実働訓練等を行っておりませんが、大雨や台風等による災害のおそれがある場合は常に連絡を取り合うなど、協定は有効に機能しているところでございます。

相互応援協定の実績につきましては、要請のあった自治体へ食料、飲料水の供給及び職員の派遣を行ったほか、消防本部では被災地へ救助や救急活動の支援を、市民医療センターにおいては、災害派遣医療チーム、DMATによる被災地での医療支援や、被災医療機関からの患者受入れなどを行っております。

以上、御答弁申し上げます。

**○有働辰喜 議長**

服部議員。

[19番 服部香代 議員 登壇]

**○服部香代 議員**

受援体制は、支援を待つ姿勢ではなく、支援を機能させる設計が重要です。外部からの支援を円滑に受け入れ、その力を最大限に引き出すためには、被災地側の受け入れ体制の整備が重要です。在宅避難者の把握方法、物資流通の管理体制、広域連携の発動基準が明文化されていなければ、善意は混乱に変わります。せっかく締結した協定が実際に運用できるような体制を整えておいてもらいたいと思います。

では、次の質問です。複数の議員からも何回も質問があっているところですが、自主防災組織の組織率はかなり高いものになっていると思います。活動のための予算も計上されておりますが、組織の数に対して、避難訓練を実施しているところとなると、そのパーセンテージはかなり低くなるのではないかと思います。せっかくつくった防災組織です。形骸化しないために、最も重要なものは何だとお考えでしょうか。また、地域の情報提供や実働機関として位置づける考えはありますでしょうか。見解を伺います。

**○有働辰喜 議長**

執行部の答弁を求めます。吉岡総務部長。

[吉岡隆 総務部長 登壇]

**○吉岡隆 総務部長**

御質問にお答えいたします。

令和8年2月末時点で239の自主防災組織が設立されており、市内ほぼ全ての地区で自主防災組織が設立されております。しかし、実際に活動が行われている組織は約6割にとどまっているのが現状です。

自主防災組織の形骸化を防ぐために重要な改善点として、防災リーダーの育成、

定期的な訓練の実施、地域住民の防災意識の向上、行政による継続的な支援の4点が上げられます。

特に、令和5年4月に着任した危機管理監は、毎月1回程度、防災講話や防災訓練指導を積極的に実施しており、地域の防災力向上に寄与しております。また、定期的な訓練の実施については、各行政区の行事に合わせて防災訓練を行う組織が増加傾向にあります。

菊鹿の今村地区では、毎年、全区民参加による避難訓練が行われており、宗方地区では菊池川河川事務所との合同による防災タウンウォッチング、上吉田地区では避難訓練と炊き出し訓練が実施されております。

自主防災組織の平常時の活動は、防災訓練の実施、防災知識の普及啓発、資機材の共同購入が主なものとなります。また、災害時には、避難誘導、救出・救護、情報収集・伝達、給食・給水などの役割を担います。特に、地域からの雨量や河川水位の情報提供は、住民の避難タイミングと避難場所の適正判断において重要な役割を果たします。

さらに、地域避難所の開設・運営については、自主防災組織が主導的に準備し、資機材や水・食料の備蓄、運営訓練の積み重ねが重要です。市の支援体制として、自主防災組織育成補助金を活用した、地域避難所に必要な防災資機材の購入や各種訓練実施の推進と併せ、本年度から開始した認定防災士制度を活用し、認定防災士の方々が自主防災組織の活動に参画する機会を創出し、地域防災力の向上を目指してまいります。

今後も、自主防災組織の地域避難所の準備を日常的に考え、より確かな体制を構築できるよう、支援を継続してまいります。

以上、御答弁申し上げます。

**○有働辰喜 議長**

服部議員。

[19番 服部香代 議員 登壇]

**○服部香代 議員**

形式的な訓練では、実際の災害に対応できるのかはかなり難しいのかもしれませんが。できるなら、夜間、停電、豪雨を想定した実働訓練が必要だと思っています。

自主防災組織は地域によってかなり温度差があるのが実態ですけれども、この組織が本当に実働できていくなれば、山鹿市は防災でまちづくりができていくと思っています。引き続き、自主防災組織の活性化のための取組をお願いします。

今日は、災害発生時の情報収集と避難情報の発令、そしてその情報を市民へどう届けるのか。避難に際して、要配慮者や医療的ケア児など、社会的弱者をどう支援

するのか。さらに、避難所や福祉避難所の運用、在宅避難者への対応、受援体制や広域受援の課題、そして自主防災組織の役割について伺ってまいりました。これらは、災害対応の一連の流れを構成する重要な要素です。そして、それらを実効性のあるものにするためには、こうした課題を地域防災計画にどのように反映していくのが極めて重要です。

本市の地域防災計画は、理念としては整っていると感じておりますが、災害時に問われるのは、理念ではなく、実行力です。誰が何分以内に判断するのか、何時間以内に受入れ体制を整えるかなど、数値や行程として明確に記すことが実効性につながるのではないのでしょうか。

地域防災計画は上位計画であり、数値を入れるのはそぐわないという考えもあるかもしれません。しかし、BCP、業継続計画や職員のマニュアルなど、下位計画に落とし込むためにも、まず地域防災計画に一定の方向性を明文化しておくことが重要だと考えます。

以上を踏まえ、これらの課題を地域防災計画に落とし込んでいくお考えがあるのかをお尋ねいたします。

○有働辰喜 議長

執行部の答弁を求めます。吉岡総務部長。

[吉岡隆 総務部長 登壇]

○吉岡隆 総務部長

御質問についてお答えいたします。

議員御指摘のとおり、地域防災計画の実効性を高めるためには、理念だけではなく、具体的な数値と工程を示すことが重要であると認識しております。

地域防災計画は、災害対策基本法に基づいて策定され、市の災害対策の基本方針や組織体制、各機関の役割分担を定める計画です。

具体的な数値や工程の反映については、地域防災計画を上位計画として基本方針を示し、詳細な数値基準や手順は業務継続計画、BCP、避難所運営マニュアル、職員対応マニュアル等の個別計画に定めることが適切であると考えております。

しかし、個別計画の実効性を確保するためには、地域防災計画で方向性や基本的な考え方を明記することが重要です。現在進めている改定作業では、次の項目を令和8年度にかけて、地域防災計画及び個別計画に反映してまいります。

1点目に避難情報発令の数値基準の明確化、2点目に避難所開設の判断基準と所要時間の設定、3点目に福祉避難所の受入れ基準と開設手順の明文化、4点目に支援物資の受入れ・配送フローの文書化、5点目に広域応援要請の判断基準の設定、6点目に個別避難計画の更新頻度と検証方法の明確化、加えまして令和8年5月か

ら運用が始まる新しい防災気象情報も反映することとしております。

線状降水帯の予測時間が半日程度に拡大されることや、警戒レベル相当情報の簡素化を踏まえまして、避難情報の発令基準や市民への情報伝達方法を見直し、線状降水帯の予測情報が発表された際には、高齢者等避難の準備を開始し、早期避難を促進する体制を整えてまいります。

また、令和8年度には、職員向けの新しい防災気象情報に対応した研修を実施し、市民の皆様への周知は広報やまが、やまがメイト、ホームページ、出前講座などを通じて丁寧に説明をまいります。

地域防災計画の改定スケジュールにつきましては、令和8年5月末の山鹿市防災会議までに改定案を作成し、審議を経て、速やかに改定版を公表する予定です。

今後も、実効性のある計画づくりに向けて取り組んでまいります。

以上、御答弁申し上げます。

**○有働辰喜 議長**

服部議員。

[19番 服部香代 議員 登壇]

**○服部香代 議員**

ただいまの御答弁で、私が申し上げました点を、計画改定に具体的に反映していくとの明確な方針を示していただき、大変心強く受け止めました。地域防災計画は、市民の命を守るための最も基本となる計画であり、実効性の確保が何より重要です。

私も防災士の資格を取得しておりまして、実は先ほど出てまいりました認定防災士制度に応募しまして、認定防災士として微力ながら活動しております。一市民としても、こういった意識を高め、実際に頑張っていきたいと思っております。

今後、示されましたこういった工程が着実に進みますように、議会としても丁寧に確認をしながら、市民の安心につながる取組を共に進めてまいりたいと思います。

以上で、私の一般質問を終わります。

**○有働辰喜 議長**

以上で、服部議員の一般質問は終了いたしました。

ここで、しばらく休憩をいたします。再開は11時といたします。

午前10時47分 休憩

○

午前11時00分 開議

**○有働辰喜 議長**

それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

次の通告順により、北原和智議員の発言を許します。北原議員。

[ 2 番 北原和智 議員 登壇 ]

○北原和智 議員

皆様、おはようございます。

議席番号 2 番、北原和智です。

はじめに、去る 1 月 30 日の山鹿市役所本庁舎 501 会議室を皮切りに、2 月 22 日の大道公民館を最後とする令和 7 年度山鹿市議会議会報告会を、市内 7 か所において開催をいたしました。私にとりましては、初めての経験でもあり、実施に至るまでは期待と不安を抱えながらの対応となりましたが、おかげをもちまして、多くの皆様に参加をいただくことができました。

今回の内容としましては、各会場で決まってテーマを設けないグループディスカッションに重きをおいて行いましたが、それぞれの会場ごとに地域特有の様々な御意見を伺うことができ、大変貴重な経験となりました。この取組は、今後も引き続き実施をしていき、多くの市民の皆様の声に耳を傾けていきたいと思っております。

それでは、発言通告のとおり、一般質問を 3 点行います。

今回の質問は、議会報告会の中でも多く御意見をいただきました有害鳥獣対策につきまして、鳥獣から農地などを守る観点からと、攻める観点からお伺いをしていきますので、一問一答にてお願いをいたします。

この問題に関しましては、長きにわたり議会においても論議されてきたことは言うまでもありません。私はこれまで、主に中山間地域において有害鳥獣の被害が多い傾向であると認識しておりましたが、現在は山間地域以外でも被害が出ている状況であります。また、農地だけではなく、林道はもとより、生活道路である県道や市道沿いののり面などで、餌を求めたイノシシなどが一晩で斜面を掘り起こし、道路に落石をさせるなどの被害も多く見受けられる状況です。もしも、車両が通行しているときに落石があれば、重大な事故につながりかねません。獣たちがこれまで以上に、市民の生活圏に入り込んできているのではないかと感じます。

このように、農地以外でも被害が見受けられる状況を鑑みますと、獣の個体自体が増加しているのではないのでしょうか。令和 6 年度では、有害鳥獣の捕獲数が 4,000 頭羽以上と、これまでの過去最多であったと認識をしております。

そこで、まず 1 点目の質問です。最新の農作物の被害額状況と、有害鳥獣捕獲状況についてお尋ねいたします。

○有働辰喜 議長

これより執行部の答弁を求めます。鶴川農林部長。

[ 鶴川浩一郎 農林部長 登壇 ]

○鶴川浩一郎 農林部長

御質問にお答えいたします。

まず、令和6年度における本市の有害鳥獣による農作物の被害額は約2500万円、捕獲頭羽数は4,361頭羽と、いずれも過去最多となっております。

一方、令和7年度、第3四半期までの有害鳥獣捕獲数は1,161頭羽と、前年度同時期の2,102頭羽に比べて55%まで減少しております。

この減少要因についての明確な根拠はございませんが、過去にもイノシシが2,401頭捕獲された翌年に1,549頭まで減少した実績があり、今回も多く捕れた年の反動で翌年の総個体数が一時的に減少しているのではないかと推測しているところでございます。

以上、御答弁申し上げます。

○有働辰喜 議長

北原議員。

[ 2 番 北原和智 議員 登壇 ]

○北原和智 議員

令和6年度の有害鳥獣による農作物への被害額が約2500万円に上り、捕獲数も4,361頭羽で、いずれも過去最多ではあったが、今年度は昨年度に比べ55%まで減少しているとの御説明でした。

確かに過去5年間の捕獲数を調べてみますと、多く捕獲された翌年は捕獲数が減少する傾向です。しかし、今後も同じ推移をたどるとすれば、令和8年度は増加する見込みとなります。先に述べました議会報告会では、どの会場においても人口減少と高齢化に対して心配される御意見が多く聞かれました。農地などを管理する耕作者は、高齢化と後継者不足の現状である一方で、有害鳥獣の数は捕獲数だけで見れば増減はあるものの、一定数が存在している状況であるのではと推察いたします。

そこで、有害鳥獣から農地などを守る観点から2点目の質問です。一定の頭羽数は今後も想定される中で、有害鳥獣から農地などを守る防御手段として、現状では防護柵や電気柵がありますが、これらの設備へはこれまでも国庫補助や市単独補助を活用し、対策を講じられてきております。

また、今年度、購入額の2分の1、上限10万円までの電気柵補助に対しては、想定以上の申込みが続いている状況であるとお聞きしております。これまでも耕作者の多くが防護柵や電気柵を設置されてきたと思いますが、今後もこれらの補助事業を有効に活用し、被害を最小限にとどめていくべきだと思います。

そこで、有害鳥獣に係る侵入防止柵及び電気柵の設置状況と、今後の対策についてお尋ねいたします。

○有働辰喜 議長

執行部の答弁を求めます。鶴川農林部長。

[鶴川浩一郎 農林部長 登壇]

○鶴川浩一郎 農林部長

御質問にお答えいたします。

まず、侵入防止柵につきましては、事業を開始した平成22年度から令和6年度までの累計実績で、総延長約628キロメートル、受益戸数延べ4,127戸、補助総額は約3億9600万円を実施しており、補助金の内訳としまして、国庫補助が約2億1700万円、市補助が約1億7200万円となっております。

次に、電気柵の購入補助につきましては、平成17年度から令和6年度までに3,567件、総額約7900万円を補助しております。

今後の対策といたしましては、近年、侵入防止柵の下部をイノシシが破損して侵入するなどして、農作物被害が発生する事案が多くなっていることから、令和7年度からは地際金網を設置した上に侵入防止柵を設置することとし、設置に係る講習会も併せて開催しております。

また、既存の侵入防止柵において、柵の下部をイノシシなどによって破損したものを再び破られないために、市で下部補強用の金網を購入し、補修をお願いしているところでございます。

このほか、電気柵の適切な設置方法につきましても、毎年説明会を開催しております。設置完了検査の際には、電圧測定など日常点検をはじめ、草刈りや傾斜地を避けた効果的な設置場所について御説明しております。

今後、侵入防止柵等の定期的な見回りをはじめ、鳥獣の餌場や潜み場をなくす生息環境整備等の啓発活動を引き続き行ってまいります。

以上、御答弁申し上げます。

○有働辰喜 議長

北原議員。

[2番 北原和智 議員 登壇]

○北原和智 議員

侵入防止柵事業では、平成22年度から令和6年度までの14年間で、総延長約628キロメートル、補助総額約3億9600万円の実績であり、電気柵補助については平成17年度から令和6年度まで、実に19年間にわたり、総額約7900万円の購入補助をいただいております。これは設置者にとりまして、大変ありがたい事業であると認識をしております。

しかし一方で、長きにわたり対策をしているにも関わらず、被害状況が減少しない現状であることから、設置された多くの防護柵や電気柵が効果を発揮しているの

か疑問に思うところです。

また、毎年、補修用として購入されている防護柵が、地域によっては不足する状況であるともお聞きしております。このことから、私自身も過去に防護対策の研修会等に参加した際、効果的な設置方法を学ぶ必要性があると痛感した経験がございますので、御答弁にありましたように、今後も設置に係る講習会を実施していただき、確実に効果を上げていけるよう努めていただきますようお願いいたします。

それでは、最後に有害鳥獣に対して、攻める観点から御質問いたします。本市では、平成23年度より熊本市と共同で、熊本山鹿地域広域鳥獣被害防止計画を策定されております。その中で、捕獲対象となる鳥獣13種類を指定し、捕獲等の取組内容は有害鳥獣捕獲業務としまして猟友会に委託し、捕獲計画数を捕獲すると記載されております。先で延べました防護に対する取組も大事ですが、定期的に有害鳥獣を捕獲していくことも被害を減らす要因の一つになると考えます。

また、捕獲につきましては、長年の経験や技術が必要とされることから、猟友会の協力が必要不可欠であります。本市におきましては、熊本県猟友会山鹿支部と有害鳥獣駆除業務委託契約を締結し、捕獲した場合は種別に合わせて報償金をお支払いいただいております。令和6年度においては、被害額も多い状況でしたが、猟友会の協力で多くの捕獲実績もあり、公表されている被害額にとどまったともいえるのではないのでしょうか。

このように、今後も有害鳥獣の捕獲に当たっては、本市と猟友会山鹿支部が協力していくことが重要であると感じております。

そこで、熊本県猟友会山鹿支部との連携の現状についてお尋ねいたします。

#### ○有働辰喜 議長

執行部の答弁を求めます。鶴川農林部長。

[鶴川浩一郎 農林部長 登壇]

#### ○鶴川浩一郎 農林部長

御質問にお答えいたします。

まず、令和7年度現在、猟友会山鹿支部には支部長以下144名の方が会員登録されており、市内7つの分会で有害鳥獣捕獲に従事されております。捕獲後は、分会事務局員や捕獲された会員の方々が市役所まで定期的の実績報告に来られており、その席で市職員との意見交換ができております。また、イノシシや猿などが突発的に住宅地に出没した際には、山鹿支部長と情報共有し、追い払い等にも御協力いただいております。

ほかにも、九州シカ広域一斉捕獲活動や、昨今の豚熱対策に伴う野生イノシシへの豚熱経口ワクチン野外散布などにおきましても、県と市、猟友会の3者で連携す

るなど、様々な活動を展開することができており、日頃から猟友会との連携は取れていると認識しております。

今後も緊密な関係を継続し、猟友会の御協力を得ながら、本市の有害鳥獣対策に努めてまいります。

以上、御答弁申し上げます。

○有働辰喜 議長

北原議員。

[ 2 番 北原和智 議員 登壇 ]

○北原和智 議員

日頃より、猟友会とは連携されているとの御答弁に安心いたしました。今後も連携を保つことで、現場の状況を常に把握していただき、対策に御尽力いただきたいところではございますが、最近、新たな脅威となっているのが鹿です。私の地元でも市民の皆様から多数の目撃情報が寄せられております。県内の鹿捕獲状況を調べてみますと、令和6年度では県南地域で年間1,500頭以上、県央地域では年間2,000頭以上が捕獲されており、本市においても91頭の実績があります。鹿に対しては、現状の防護設備は通用しません。今後は新たな捕獲方法や防御対策が必要となるため、猟友会との連携は重要であり、できるだけ早期に対応できる体制づくりが求められています。

現在、本市の関係組織体制は、農地等を守る係が農業振興課で、有害鳥獣を攻める係が林業振興課と、一元化されておられません。これは猟友会や市民など、相談する側から見ると、大変分かりにくい体制でもあります。平成17年度から電気柵への補助事業が始まり、今年で21年目となります。市からの補助総額も約2億5000万円を超えており、有害鳥獣対策は長期化している状況です。

今後は、関係組織の一元化はもとより、専門部署の創設なども視野に入れた組織体制を築いた上で、関係機関と連携していくことが最大限の効果を生み出せると思います。

これからも、本市の第一次産業をしっかりと守っていくために、次年度以降において、新たな体制が確立されますことを期待いたしまして、私の一般質問を終わります。

○有働辰喜 議長

以上で、北原議員の一般質問は終了いたしました。

次の通告順により、古家茂臣議員の発言を許します。古家議員。

[ 5 番 古家茂臣 議員 登壇 ]

○古家茂臣 議員

皆さん、こんにちは。

議席番号5番の古家茂臣でございます。

私事ですが、昨日一昨日が誕生日でしたので、72歳になってしまいました。年取ったなと思うんですけども、今日は幸い、傍聴席に同世代の方も結構いらっしやっているので、大変心強く思っております。ありがとうございます。

今回は、工業団地について質問させていただきます。今回、3月の議会、2月25日に開会したわけですけども、早田市長が説明要旨という中で、予算の趣旨といえますか、その中で工業団地について触れられております。言われたことは、1つは熊本県内において、国内初となる回路線3ナノメートルの先端半導体を生産する計画が熊本県のほうで発表されて、これはTSMCがこれを作っていくわけですけども、このTSMCの第2工場の建設がしばらく中断していて、非常に関係者の方はやきもきされていたんですけども、それが再開されたということ。そして、熊本に半導体産業の重要な拠点を置いたということは、この地域経済、熊本の経済に非常に波及効果が大きいということで、この絶好のチャンスを取り逃すことなく、山鹿で進めるこの工業団地への企業誘致を積極的に進めていくということで、市長が話されております。

財政上の課題もあって、本市における移住支援政策は決してまだ十分だとは思われません。そういう中で、この工業団地の整備、さらにはその先にある企業誘致ですね。これはもう本市の人口減少対策の核になる政策であります。市民の皆様の関心、御期待も大変大きなものがございます。

ところで、今、3ナノメートルの半導体、これの量産については2月5日にTSMCの会長が日本に來られて、高市総理と会談されたときに、この3ナノメートルの半導体を熊本で生産するということを言われております。

従来、日本では40ナノメートルが主体で、熊本のTSMCの第2工場でも、6ナノメートル規模の半導体を作るといわれていました。これは自動車なんかに使ってある半導体なんですけど、実はこの3ナノメートル規模の半導体、これを日本で作るというのはすごいことなんです。これから最先端のものは台湾で作って、日本では作らない方針でしたけれども、それがもう熊本で、日本で作るようになったということはすごいことなんですけれども、ただ、このナノメートルといっても、今日ここにいらっしやる皆さんはピンとこられますかね。分かる方は分かっていると思うんですけど、これは10億分の1メートルなんです。10億分の1メートルというのは全くピンとこないですけども、ただ半導体はウエハーという基盤があって、その中に非常に微細な、繊細な回路がいっぱい書き込んであります。この回路の線幅、これが狭ければ狭いほど、より高度な非常に緻密な半導体

ができます。これは何で私、ある意味、詳しいかといいますと、もう50年前、半世紀前、当時、私は大学生でしたけれども、東京の日立製作所でIC、インテグレートッドサーキットの略がIC、日本語で言えば、集積回路ですね。これがその半導体の工場で仕事をしていたんですけれども、私がやっていたのは、もう非常に単純作業で、ぱっとICチップを入れて、良品だったら青、不良品だったら赤になって、そういう仕事だったんですけど、ある日、出稼ぎで東北から来ていたおじさん、私は今はおじさんですけど、当時は若者でしたので、古家君、ちょっとこれを見てごらんと言われて、顕微鏡の中を見たら、もうICの中にすごい回路がいっぱいぎっしり詰まっているんですよ。これを見て、わあすごいなと、こんなにやっぱりすごい世界があるんだなと思って、ある意味、カルチャーショックといいますか、もうびっくりした記憶があります。それが20代のまだ髪があった若い頃の思い出なんですけれども、このIC、これが今言いました、私が最初に見たICに関係したのは50年前ですけど、この50年間でどんどん発達してきています。例えばメモリーですね。ICの中にあるいわゆる記憶容量、これもどんどん増えていっていますし、今、私たちの身近でこのIC、もしくはその半導体、これなしでは生活できないでしょう。だって、スマートフォン、それから車、いろんな電気機器、それと今話題のAIですね。人工知能、これもこれだけ半導体がどんどん発達したからできているはずです。現在、その半導体はそれほどどんどん進歩してきているんですけども、熊本がこの半導体生産の一大拠点になっているというのが、どうも山鹿市に住んでいるとピンとこないんですけれども、これから本当にどんどんそれを山鹿も入っていかないといけないんでしょうけれども、この熊本県の地域経済に大きなウエーブ、うねりを上げて入ってきています。

この半導体工場というのは、この半導体を作る工場だけではなくて、この半導体の部品メーカー、それから装置メーカー、それから物流関連の企業、こういった多くの関連企業が、今どんどん熊本県内に入ってきています。まだまだ、この余地はあるんですよ。

このような状況の中で、山鹿市は県の県北地区に位置しています。ですから、この立地を生かさない手はないわけで、こういった今の流れ、経済の流れ、これを地域の発展につなげていくためには、山鹿市における工業団地の整備、これはもう絶対的な必要条件です。十分条件ではありませんけど、団地がなければ企業が来るはずがないですから。

じゃあこうした背景の中で、昨年3月にこの工業団地整備の進捗状況を私は質問させていただきました。それで、今1年がたったわけですが、どうも、先ほど北原議員の議会報告会のお話をされましたけど、各市内のいろんな皆さんの話を聞くと、

工業団地はどぎゃんなつとるとだろーかいという話をよく聞きます。何か動きが見えない。何かちゃんとやっている…駄目になったんじゃないかなという、そんな心配までされている方もいらっしゃると思います。これは要はそれだけこの工業団地に対する皆様方の期待、関心が高い証拠だと思います。

そこで、最初の質問です。令和7年度はどのような作業をされてきたのか、具体的な内容についてお聞きいたします。

○有働辰喜 議長

これより執行部の答弁を求めます。新堀商工観光部長。

[新堀竜一郎 商工観光部長 登壇]

○新堀竜一郎 商工観光部長

御質問にお答えいたします。

令和7年度におきましては、令和6年度から継続して基本計画・設計業務を行い、整備する区域や区画割などの整備レイアウトを進めるとともに、9月には事業内容や用地買収とそのスケジュールについて、地権者説明会を開催いたしました。

現在は、用地及びハウスの移転補償などの交渉を進めており、あわせて代替地等の調整につきましても、誠意を持って取組を進めている状況でございます。

また、本年2月から3月には、水文調査及び地質調査を委託し、地下水や地盤の調査を行うほか、造成工事発注に向けた詳細設計や開発許可申請に伴う資料作成のための実施設計業務委託を発注しているところでございます。

以上、御答弁申し上げます。

○有働辰喜 議長

古家議員。

[5番 古家茂臣 議員 登壇]

○古家茂臣 議員

令和7年度の作業について御説明いただきました。

私も、この用地交渉経験者ですから、代替地や様々な補償の件、大変な業務だと承知しております。地権者の皆様が本当に納得されるような説明と対応をお願いしたいと思います。

一方、今回の用地はほとんどが農地でしょうから、農地転用、農業振興地域除外の手続等も必要になると思います。

それから、基本設計から、今回、実施設計に移る中で、2つ目の質問としましては、令和11年度の方譲に向けた今後の、来年度以降の計画、どのようにして進めていけるかについて教えていただきたいと思います。

○有働辰喜 議長

執行部の答弁を求めます。新堀商工観光部長。

[新堀竜一郎 商工観光部長 登壇]

○新堀竜一郎 商工観光部長

御質問にお答えいたします。

令和8年度は、用地及びハウス移転補償などの契約を行い、令和7年度から継続して実施している水文調査や実施設計などの委託業務を完了する予定です。

また、令和8年度の秋をめどに、農村地域産業導入実施計画に基づく、農業振興地域の除外手続を進めた後、農地転用許可の申請を行い、あわせて大規模開発に係る開発許可申請を予定しております。

これらの手続が順調に整いましたら、当初計画しておりましたとおり、令和9年度から約2年間をかけて造成工事を進めるとともに、誘致企業の公募を始め、令和11年度に分譲開始を目標に、着実に事業を進めてまいります。

以上、御答弁申し上げます。

○有働辰喜 議長

古家議員。

[5番 古家茂臣 議員 登壇]

○古家茂臣 議員

農振除外手続というのは、民間レベルでやれば、非常に大変な手続なんですけれども、行政がやる場合は、今、部長答弁にありましたように、農村地域産業導入実施計画、これを出せば割とすんなりいくらしくて、やっぱり国レベルでやるのとは全然違うなどは思いましたけれども、それだけ行政の信用性といいますか、この事業自体が一般の開発とは違うという意味だと思えます。

それで、今の進行状況、あまり用地の中身には入りませんが、この後に企業誘致があるわけですね。今、近隣の自治体でもこの工業団地を整備しているところ、特に注目されるのが、隣接する菊池市ですね。菊池市の工業団地、これは2つ目の県営の工業団地です。これは本当は令和9年度に分譲予定だったんですが、調整池の問題で1年延期になって、事業費も10億円ぐらい増えているみたいですが、令和10年度に分譲予定になっております。

それともう1つ注目されるのは、県南地域といいますか、熊本県の場合、南北問題と言われていて、北にどうしても工業団地が集中して、南にあまり団地がなかったんですね。それで、県のほうで今度は南のほうにも力を入れようということで、皆さん御存じの方はいっぱいいらっしゃると思いますが、県営の八代の工業団地が現在進んでおります。これは令和10年度に分譲予定ということで、先ほど申しました菊池市の工業団地、それから八代の工業団地、どちらも25ヘクタールほどの規模

です。山鹿市が今開発が15ヘクタール弱で、実際、分譲予定が12ヘクタールですから、大体倍ですね。山鹿市が今想定しています分譲地、工業団地の2倍の規模の県営の工業団地が菊池市と八代市にできます。今申しましたとおり、菊池市が令和9年度、八代市が令和10年度ということは、ちょうど山鹿市は令和11年度ですから、ちょっと遅れるわけですね。ということは、その分、やっぱりある意味でハンディがあるので、焦ることはないんですけども、そういうことも意識して、これから分譲、それから企業誘致も考えていかなければいけないのかなと考えております。

それで、今言いました菊池市と八代市については、もうそれぞれ分譲の、まだできていなんだけど、分譲のもうパンフレットもできています。それは細かいあれじゃなくて、優遇措置、通常、我々はインセンティブと言うんですけども、これは何かといいますと、例えば補助金をどれだけやるかとか、あと税上の優遇措置ですね。具体的に言えば、固定資産税を3年間非課税にするとか、減免するとか、そういう話がパンフレットに入っています。ですから、もうどこも必死なんですね。だから、この工業団地を造って終わりではなくて、工業団地造成の先には当然企業誘致があってこれは今申しましたように、もう既にマンションの売買と一緒に、もうできたときには企業が入っているという場合もあるわけで、何を言いたいかといいますと、工業団地を造って、それから企業誘致に入るのではなくて、やっぱりもうこれができる段階で、できるだけ早急に企業誘致を、先が見えてきているわけですから、もちろん用地交渉云々がありますから、軽々に動きはできないのかもしれませんが、できるだけ早急に県の企業立地課辺りとも協議しながら進めていかなければいけないと思っています。

今言いました、この優遇措置については、県自体も優遇措置があります。県の補助金、これはもう主管課のほうでよく御存じだと思いますけど、税制上の優遇措置も県にあります。これに加えて各自治体、さっき言いました菊池市、八代市もそうですね。山鹿市もこれに負けないようなプラスアルファの優遇措置、インセンティブをつけていかないと、なかなか幾ら今この半導体、TSMCの影響でどんどん追い風が吹いているとはいえ、自治体間の競争ですので、そこをなかなか市の財政状況を考えて、非常に厳しい状況ですから、難しいところはありますけれども、これはいわば投資ですよ。何か借金があって、それを返すというわけじゃなくて、今からここに投資して、結果的に企業が来れば、住民税だったり、それに固定資産税とか、いろんなものが将来的に入ってきますから、今は投資が大変きつところがあると思いますけれども、これはただ経常的な経費を出すだけではなくて、投資的な経費として支出するわけですから、その辺り、市として覚悟を決めていただいて、何とか山鹿市の繁栄のために工業団地の整備、さらにはその先の企業誘致まで

頑張っていたきたいと思います。

以上で、今回の私の一般質問を終わります。

○有働辰喜 議長

以上で、古家議員の一般質問は終了いたしました。

ここで、昼食のため休憩をいたします。再開は、午後1時より行います。

午前11時38分 休憩

○

午後1時00分 開議

○有働辰喜 議長

それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

次の通告順により、芋生よしや議員の発言を許します。芋生議員。

[16番 芋生よしや 議員 登壇]

○芋生よしや 議員

皆さん、こんにちは。

議席番号16番、日本共産党の芋生よしやです。

一般質問に入る前に、議長に資料配付の許可をお願いします。

○有働辰喜 議長

はい。ただいまの資料配付の要求につきましては、これを許可いたします。

○芋生よしや 議員

それでは、始めさせていただきます。

今朝、新聞赤旗の日刊紙の報道によりますと、米海軍横須賀基地を母港とするイージス艦2隻がアラビア海に展開し、トマホークを発射して、イラン攻撃を行っていることが分かったそうです。日米安保条約第6条によると、イランへの先制攻撃をするのは条約違反であり、在日米軍が海外で戦闘作戦行動を行う際は、日米間で事前協議を行うことになっていますが、これまで一度も行われていませんとも書かれています。身近なところで殺し殺される戦闘行為に参加していることが、本当に私は心配でたまりません。また、時折、山鹿市上空、大きな音が聞こえてくることがあり、心穏やかでないのは私だけではないと思います。そういった世界情勢からも、住民が安心・安全で暮らすことの大切さを改めて実感しているところです。

今回の質問は、住民が安心・安全で暮らすことについて、6項目させていただきます。

1項目めです。危険箇所の改善について、事故などが起こった道路通行に対する危険箇所、速やかに対処すべきではないかと思えます。市民から、暗がりでの通行時の不安の声が寄せられている。自動車が転落しているのも目撃したこともあるとの

声が寄せられ、その場所を私も見に行きました。市民の命が最優先されると考えますが、その安全対策について、市道の危険箇所の把握の方法とその対応はどうかお尋ねをいたします。

○有働辰喜 議長

これより執行部の答弁を求めます。隈部建設部長。

[隈部光麿 建設部長 登壇]

○隈部光麿 建設部長

御質問にお答えいたします。

建設部におきましては、道路をはじめ、河川や橋梁など、市民生活に欠かすことのできない公共施設の維持管理を担っております。このうち、市道におきましては、総延長約1,015キロメートルに及び、市内全域に広がっておりますことから、日常的な巡回に努めているものの、全ての状況を職員のみで把握することは容易ではございません。

そのため、地域の行政協力員である区長の皆様からいただく危険箇所に関する御要望や御相談を重要な情報源として位置づけ、情報を受けた際には、速やかに現地確認を実施しております。

現地確認に当たりましては、交通状況や事故発生の可能性、通学路指定の有無、周辺環境等を調査し、限られた予算内での優先順位など総合的に判断した上で、安全に通行していただくための対策を講じております。

議員御指摘のとおり、交通量や住宅事情の変化などにより、市民の皆様が危険と感じられる箇所が生じているものと認識しております。これらにつきましても、地域から御要望をいただいた場合には、これまで同様、速やかに現地確認を行い、安全対策の必要性を検討してまいります。

また、通勤・通学時などに危険であると感じられる箇所がございましたら、建設課において随時御相談をお受けしておりますので、直接御連絡いただきたいと思います。と存じます。

さらに、道路異常等を通報する手段として、本市が設けていますやまがメイトオンライン申請や、国土交通省の道路緊急ダイヤル#9910などを利用され、御相談いただく方法もございますので、これらについて市民の皆様への周知を図ってまいります。

今後も、市民の皆様が安心して生活できるよう、安全な道づくりに努めてまいります。

以上、御答弁申し上げます。

○有働辰喜 議長

芋生議員。

[16番 芋生よしや 議員 登壇]

○芋生よしや 議員

対応の方法は、まず区長さんたち、地元の方で把握をされているので、そちらでということと、また直接、建設課のほうに、またオンラインでも申請ができるということでした。

今回、私が危険だと言われて見に行った箇所は、水利組合の場所だったようで、その関係もありましたが、やはり市民が安心して事故に遭わないようにということで命を最優先に対応はしっかりできるということでしたので、今後ともよろしく願いします。

2項目めに入ります。避難所の扱いについてもお尋ねがっております。廃校になった学校、これまで近隣住民が避難所として捉えていたところは、今廃校になり、また学校が変わったりしておりますので、管理運営者が変わっても、避難所として近隣の方たちが行ける場所として開所すべきだと考えているんですけども、例えば稲田小学校など、避難所とされていました。その状況からいくと、鹿本地区では避難所としてはなくなったので、その後の扱いとか、避難所はどうなっているかについてお尋ねをいたします。

○有働辰喜 議長

執行部の答弁を求めます。吉岡総務部長。

[吉岡隆 総務部長 登壇]

○吉岡隆 総務部長

御質問にお答えいたします。

令和5年度における避難所の見直しに伴い、国や県の管理施設、民間経営施設、及び災害危険区域内に所在する構造条件を満たさない施設の再評価を行いました。その結果、旧稲田小学校につきましては、熊本県が管理する熊本県立かもと稲田支援学校として活用されることとなったため、本市が定める指定避難所から削除いたしております。

このため、稲田校区の住民の皆様は、現状同様に避難場所として、まず鹿本市民センターを利用いただきまして、その後の避難者数に応じまして、鹿本体育館や鹿本ふれあいセンターを追加で御利用いただくこととしております。

なお、旧稲田小学校体育館は、大規模災害発生時に開設される可能性のある避難所として位置づけておりましたが、過去に開設した実績はございません。

以上、御答弁申し上げます。

○有働辰喜 議長

芋生議員。

[16番 芋生よしや 議員 登壇]

○芋生よしや 議員

住民の方は、避難所だと認識をされていたのですが、部長の答弁によりますと、過去に開設した実績はなかったとのこと。

ただ、住民の皆さんはそこが避難所とっていると、普段のときから、じゃああそこに行くためにはどうやって行けばいいか、普段通り慣れているところですので、より身近な避難所として希望があったのだと思います。

そして、鹿本の場合は先ほど伝えていただきました市民センターや体育館、ふれあいセンターは、皆さんよく御存じの場所ですので、改めて認識していただくことが大事かとは思いますが、いざというときほど本当にどこにどうやって行こうかというのは、心配になるところだと思います。

災害時になる前に、やはり先ほども服部議員がお尋ねになっておりました自主防災組織、そういうのを生かしていく取組がとても大事だと、私も考えております。事前訓練が役立つと考えますが、その自主防災組織をさらに生かす取組、行政としての対応はどうかお尋ねをいたします。

○有働辰喜 議長

執行部の答弁を求めます。吉岡総務部長。

[吉岡隆 総務部長 登壇]

○吉岡隆 総務部長

御質問にお答えいたします。

市が指定する避難所に加え、身近な場所に避難先を確保するため、避難所までの距離や避難時の安全確保の観点から、地区の公民館などを自主防災組織が運営します地域避難所として開設していただく必要があると考えておるところです。

そのため、毎年区長会で自主防災組織育成事業補助金の制度説明を引き続き行い、地域避難所の運営に必要な発電機や備蓄食料の購入、また各種訓練の実施を推進するなど、自主防災組織の活動を支援し、地域の防災力向上に取り組んでまいります。

さらに、本年度から開始しました認定防災士制度を活用し、認定防災士の方々が自主防災組織の活動に参画する機会を創出し、地域防災力のさらなる向上を目指してまいります。

以上、御答弁申し上げます。

○有働辰喜 議長

芋生議員。

[16番 芋生よしや 議員 登壇]

## ○芋生よしや 議員

今、認定防災士制度を紹介していただきました。先ほど服部議員もおっしゃっていましたが、私もこの認定防災士になっておりまして、自分の地区の自主防災組織も活動がちょっとあまり行われていない事情もありまして、しっかりと活動できるように力を尽くしたいと思っております。

それでは、3項目めに移ります。3項目めは、有事の沖縄離島避難計画、宮古島から山鹿市は受入れの計画があるのですが、その内容、また見解についてお尋ねをしていきたいと思えます。

有事の沖縄離島避難計画というのは、政府が有事に際し、沖縄県宮古八重山諸島の住民約11万人を九州・山口各県に避難させる計画です。公表後、沖縄地元紙は、80年後の今、再び避難という名の事実上の疎開が持ち上がっている。沖縄の戦場化を前提とした計画は受け入れられないなどと、厳しく非難しました。計画は武力攻撃が予測される事態を想定し、先島諸島5市町村、宮古島、石垣島、武富島、与那国島、多良間村の住民約11万人と、観光客ら約1万人を避難させるというものです。約11万人の住民は、九州・山口8県32市町で受け入れるとしています。政府は避難計画について、特定の有事を想定したものではないとしています。米国国防長官は米国は台湾海峡を含むインド太平洋において、強固で即応性があり、信頼できる抑止力を維持することに尽力している。日本は、我々が西太平洋で直面する可能性がある、いかなる緊急事態でも最前線に立つことになるだろうと述べました。日本は、安保法制に基づき、海外でアメリカが戦争を始め、日本の存立が脅かされる事態になった場合、集団的自衛権を発動し、米軍を支援するため、自衛隊が武力行使ができるようになりました。政府は、その際、長射程ミサイルなど、敵基地攻撃能力の使用も認めています。そうすると、自衛隊の増強が進む先島諸島だけではなく、米軍基地が大規模に集中する沖縄本島や、長射程ミサイルの配備が検討されている九州なども攻撃対象となります。

また、安保三文書に基づく長射程ミサイルの配備や、ミサイル量産に向けての弾薬庫の新設のための調査設計を含む予算が計上されているのは、全国で62棟に上ることが分かっています。防衛相は、全土の戦場化を想定して、日本の国土をミサイル基地にしようとしています。

一方で、防衛相は、国内の軍事基地の多くが人口密集地に隣接し、火薬取締法に基づく保安距離が取れず、弾薬庫建設が容易でないことも認めています。その弾薬量、最大40トンでは、住宅、学校、保育所から550メートル離さなければならないとなっていて、九州・沖縄を中心に長射程ミサイル配備、弾薬庫新設が進むのに対して、各地で説明を求める申入れや配備に反対する市民団体が活動を広げています。

2月23日に行われた健軍駐屯地を平和の輪でつなごう、長射程ミサイルの配備ストップを求める報道には1,200人を超える人々が集まり、私も参加しましたが、駐屯地を取り囲みました。

今回、国会での追及では、防衛相の提出資料により、陸上自衛隊の会合の中で、日本が戦場になり、ミサイル発射が行われているイメージ図が示され、その図には抗堪化、攻撃を受けても闘い続ける能力と書かれていて、日本の国土で他国とのミサイルの撃ち合いを想定していることが判明しています。

こういった中での有事、沖縄離島避難計画です。宮古島からの、山鹿市は受入れですが、その内容、見解、計画をお尋ねいたします。

**○有働辰喜 議長**

執行部の答弁を求めます。吉岡総務部長。

[吉岡隆 総務部長 登壇]

**○吉岡隆 総務部長**

御質問にお答えいたします。

本計画は、有事の際に国が沖縄県先島諸島からの避難住民を受け入れるための枠組みを整備するものであり、令和6年度から令和8年度までの3年間をかけて、県や受入れ市町村と検討を行い、受入れに関する基本要領を作成することを目的としております。

避難住民の受入れは、九州・山口の各県が実施する計画になっており、熊本県内では本市をはじめ、熊本市、八代市、阿蘇市、大津町の5市町が対象となっております。

具体的な進行として、令和6年度には初期的な計画として、避難開始後おおむね1か月間の受入れ計画を整理、令和7年度には初期的な計画を具体化した中長期の避難計画の策定を行い、そして令和8年度には、令和6年度及び令和7年度の検討内容をさらに具体化し、受入れに関する基準を定めた受入れ基本要領を作成する計画となっております。

なお、国は本年3月末に受入要領（中間整理）を取りまとめ、公表する予定となっております。

以上、御答弁申し上げます。

**○有働辰喜 議長**

芋生議員。

[16番 芋生よしや 議員 登壇]

**○芋生よしや 議員**

今、部長から答弁がありまして、3月末に受入要領を取りまとめて公表する予定

だと、そういうことも伝えていただきました。

冒頭にも、また先ほどにも今の本当にちょっとどきどきするような状況が続いている中での、有事の沖縄の避難計画、この背景などについて、市長はどういった見解をお持ちなのかお尋ねいたします。

○有働辰喜 議長

執行部の答弁を求めます。早田市長。

[早田順一 市長 登壇]

○早田順一 市長

有事の際における避難住民の受入れについては、国民保護法第58条に規定をされています。同法第58条第2項では都道府県知事が、また第3項及び第6項では市町村長が、正当な理由がある場合を除き、避難住民を受け入れる義務があると定められています。

今回の沖縄県先島諸島からの避難住民の受入れは、国防及び国民保護の観点から、国民保護法に基づいて実施されるものであり、本市もその責務として協力すべきものであると考えております。

○有働辰喜 議長

芋生議員。

[16番 芋生よしや 議員 登壇]

○芋生よしや 議員

私は、協力をしないでほしいというふうには思っているのではありません。国民保護法、武力攻撃事態などにおける国民の保護のための措置に関する法律で、武力攻撃事態などの際に、住民の避難や救護のために必要な施設、避難施設ですね。あらかじめ指定することを定めた条文です。法律に基づくもので協力すべきであるとの立場を示されました。

日本共産党は、この法律が住民の安全を守るためという名目であっても、結果的に米軍の先制攻撃、戦争などに自治体や住民を総動員する仕組みになり得ると批判していますし、今回の避難計画に対し、本島の住民はどこに避難するのか、九州が安全な避難先になるのかなど、疑問の声が上がっております。

沖縄の地元紙は、沖縄戦で住民保護が机上の空論でしかないことは証明されている。琉球新報の社説です。侵攻が始まって4年たってしまったロシアとウクライナ、アメリカ、イスラエルがイランへの攻撃。今、報道とかで映像も見れて、本当につらい思いで見えておりますが、戦争が始まれば、住民の犠牲は避けられません。私たち日本共産党は、法案が想定する住民の避難は、非現実的であると指摘し、最大の国民保護、命を守るのは戦争や有事を招かない外交の力、政治の力を強める

ことだと主張しています。市長も強力をせねばならないとおっしゃる前に、住民を守る立場に、さらに力を尽くしていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、次の4項目に移らせていただきます。有機フッ素化合物、P F A S、P F O A、P F O Sなどがありますが、前回お尋ねしたときに、検査数値の公表をお願いしておりました。そうこうしているこの間に、25日に和水町では下津原中井川湧水周辺井戸7本からP F A Sの国の暫定値、1リットル当たり50ナノグラムを超える数値が出た。7本の井戸使用者には、浄水器設置費用を全額補助。追加調査は終了し、原因究明に取り組むと掲載がありました。

12月議会のときにお伝えしましたが、日本の基準値50ナノグラム、国際基準は1リットル当たり4ナノグラム、環境省が行った子供の健康と環境に関する全国調査を用いた信州大学論文では、水質基準は1リットル当たり0.25ナノグラムが妥当とされています。これも紹介しておりましたが、この数値を見ますと、50ナノグラムというのはとんでもなく緩い数値です。近隣で基準値を超えるところが出ていて不安だという声が、この和水町の報道を聞いて見て、お声が上がっています。P F A S検査数値の公表を望む声に、山鹿市も応えるべきだと考えますが、その点、お尋ねをいたします。

**○有働辰喜 議長**

執行部の答弁を求めます。小山市民部長。

[小山天 市民部長 登壇]

**○小山天 市民部長**

御質問にお答えいたします。

令和7年12月17日付で、熊本県が有機フッ素化合物の水質調査結果について、県内管轄の保健所単位での調査地点や結果を、県のホームページに公表されております。この中で、本市の結果につきましても、山鹿保健所が調査しました10か所の結果が公表されております。

一方、環境課が調査を行っている各自治会所有の公民館の飲用井戸における、暫定目標値未満の公表につきましては、自治会に対しての風評被害が発生する恐れもあることから、公表は考えておりません。ただし、調査した結果は地元区長さんなどにお知らせをしておりますし、暫定目標値を超過した場合には公表を行います。

以上、御答弁申し上げます。

**○有働辰喜 議長**

芋生議員。

[16番 芋生よしや 議員 登壇]

○芋生よしや 議員

県が公表しております結果についてというのを私も見させていただいておりますが、例えば先ほど私が4ナノグラムという数値を言いましたが、それより高くなっているところも、山鹿市で見受けられるところです。

部長は風評被害とおっしゃいましたが、風評被害を心配するより、住民の健康被害が起きないことを考えることが安心・安全な暮らしを守っていくということではないでしょうか。

そして、この質問の準備をしている間に、山鹿市でも鹿央町広の公民館引用井戸から国の暫定目標50ナノグラムの10倍、510ナノグラムが検出されたと報道がされました。その日のうちに、私のところにも心配だとの声、電話などが寄せられました。また、こういうことが身近で、和水とか山鹿で起こったので、検査をしたいという声もありました。飲用井戸の検査内容に有機フッ素化合物も入っているのでしょうか。また、その検査はできるのでしょうか。私も井戸を使用しておりますので、井戸水の検査は行いましたが、この有機フッ素化合物が入ったの検査費用というのは幾らなのかをお尋ねいたします。

○有働辰喜 議長

執行部の答弁を求めます。小山市民部長。

[小山天 市民部長 登壇]

○小山天 市民部長

御質問にお答えいたします。

今回実施しました飲用井戸の水質検査につきましては、有機フッ素化合物の含有についてのみ調査を行ったものです。有機フッ素化合物の含有の有無についての調査が可能な民間検査事業所は県内4事業所で、本市にはございません。

また、検査費用につきましては、1検体当たり6万円ほどと伺っております。なお、飲用井戸の検査等に関する御相談等は、環境課へお尋ねいただきたいと思いますと考えております。

以上、御答弁いたします。

○有働辰喜 議長

芋生議員。

[16番 芋生よしや 議員 登壇]

○芋生よしや 議員

1検体当たり6万円、ちょっと高価な値段ですね。今回検出された鹿央町、その近辺については、調査がさらに行われるでしょうが、今の時点で心配で検査をしたいという方は、環境課を尋ねてくださいとのことです。鹿央町では、これからの状

況で様々なことが出てくるかもしれません。ですから、この件については引き続きこれからも取り上げていきたいと思っておりますので、今回はここで次の項目に移りたいと思っております。

次は、社会福祉協議会貸付金についてです。ここ数年、医療費に苦慮して病院受診ができないといった相談が、私の下には幾つも寄せられています。市では、子供の医療費はいち早く18歳まで無料で取り組んでいただいております。

しかし、高齢者の窓口負担が1割から2割へと引き上げられる。働いている世代や年金などによって、やっと生活している方たちにとっては、失われた30年と言われる、賃金が上がらない、さらに物価高騰による影響もあり、病院受診を控える。受診や入院を告げられても、容易に受け入れられないということが、今起きているのです。数件の困窮状態が寄せられ、困窮者者窓口などにつなげ、相談を受けてもらってもおります。しかし、こんな状況がまだ続くような見込みです。この市民がせめて病院にも受けられるようなことになるよう、社会福祉協議会として貸付金が設けられないのかと考えました。そのことについて、お尋ねをいたします。

**○有働辰喜 議長**

執行部の答弁を求めます。徳丸福祉部長。

[徳丸和孝 福祉部長 登壇]

**○徳丸和孝 福祉部長**

御質問についてお答えいたします。

現在、社会福祉協議会における貸付制度には、熊本県社会福祉協議会が実施主体となり、山鹿市社会福祉協議会が相談窓口となっております生活福祉資金貸付制度がございます。これは、低所得世帯や高齢者世帯などを対象に、経済的な自立や生活意欲の助長を図ることを目的とした厚生労働省の生活福祉資金貸付制度要綱に基づく国の制度です。

この制度の中の1つに、福祉費として、医療費や入院費などの支払いに充てる資金の貸付けがございます。また、緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合には、緊急小口資金の貸付けも行われております。入院費などが支払えず、受診できない方、返済のめどが立たず、貸付けを受けられない方など、お困りの方につきましては、置かれた状況などをしっかりと聴き取り、他の相談窓口とも連携しつつ、場合によっては生活保護の相談に切り替えるなど、柔軟に対応しながら速やかに適切な支援が提供できるよう、相談体制の充実に努めているところでございます。

以上、御答弁申し上げます。

**○有働辰喜 議長**

芋生議員。

○芋生よしや 議員

本当にそういう県の制度は確かにあります。以前、それを活用できるかと相談したことがあったんですが、そのときはできなかったこともありました。そして、本当に残念なことに、昨年暮れに入院まで予定されていた方が、お金を心配されて入院をされず、手遅れになったケースがございまして、本当に残念で仕方がありませんでした。その後も同様に、生活や受診に苦慮する相談が寄せられているところです。私のところだけに寄せられているのではないと思います。市民の皆さんの厳しさの表れだろうと思います。

また、貸付制度のことを考えましたのは、ずっと忘れられずに、心にとどまっていることがあります。数年前なんですけれども、御家族の急な入院で、入院費の支払いに困り、貸付制度はないのかと言われました。でも、その方は結局、借りることができなくて、多分、民間のところでお借りになったかと思いますが、そのことは聞いておりませんが、山鹿市でこの制度をつくるためには何でもやりたいとお声を寄せてくださったことがありました。ですから、何かできないだろうか、私もしっかり考えているところであります。

もちろん、先ほど部長がお答えいただいたように、窓口相談に私も一緒に同行することもあります。しっかり相談には乗っていただいていることも事実です。しかし、保護課に行くのがちょっとどうかと言われる方もいらっしゃいますので、やはり貸付けでしたら、借りてお返しすればいいなど、ちょっと気持ちが和らぐのかなと思うんですが、こういう状況ですからこそ、今設けられないのかと思いますので、再度お尋ねいたします。

○有働辰喜 議長

執行部の答弁を求めます。徳丸福祉部長。

[徳丸和孝 福祉部長 登壇]

○徳丸和孝 福祉部長

御質問についてお答えいたします。

先ほど申し上げましたとおり、社会福祉協議会が窓口となる国の生活福祉資金貸付制度により、医療費を含めた生活に必要な資金の貸付けは既に制度化されております。市といたしましては、既存の制度を有効に活用していただくことが、適切かつ最善の支援であると考えております。

今後につきましても、医療費の支払いに困窮され、市の窓口相談に来られた方に対しましては、高額療養費制度の御案内のほか、社会福祉協議会とも連携し、生活福祉資金貸付制度などの適切な支援へ速やかにつなぐことができるよう、引き続

き相談体制の充実に努めてまいります。

以上、御答弁申し上げます。

○有働辰喜 議長

芋生議員。

[16番 芋生よしや 議員 登壇]

○芋生よしや 議員

県の利用していただきということと、相談体制の充実に努めていくと言っていたので、ぜひお願いします。健康で暮らせる、安心して医療を受けられるために、最大限身近なところで取り組むべきだと考えます。

部長には答弁はいただきましたが、市長にも見解を求めたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○有働辰喜 議長

執行部の答弁を求めます。早田市長。

[早田順一 市長 登壇]

○早田順一 市長

本市には、社会福祉協議会が行う生活福祉資金貸付制度をはじめ、高額療養費制度や、場合によっては生活保護制度など、重層的なセーフティネットが存在します。社会福祉協議会等との連携をさらに強化することにより、地域での見守り体制づくりを進め、誰もが健幸で暮らせる山鹿市の実現に向け、市民一人一人に寄り添った福祉行政を推進してまいります。

ぜひ、芋生市議におかれましては、市民の方から御相談があったときには、こちらのほうでしっかりと対応させていただきますので、御紹介をしていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○有働辰喜 議長

芋生議員。

[16番 芋生よしや 議員 登壇]

○芋生よしや 議員

市長、これまでもしっかりと御相談がありましたら、様々なことをお伝えし、一緒に足を運んだりもしておりますが、市民一人一人に寄り添った福祉行政を進めていくと言っていたので、ぜひよろしく願いいたします。

それでは、次の項目に移ります。高齢化単身世帯が増加していると思いますが、事前確認で単身世帯がどれくらいあるかお尋ねしましたところ、山鹿市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画に示されているのが、平成27年には2,646世帯、23.2%、令和2年には3,023世帯、26.3%とのことでした。私たちは70代を超えましたが、

この世代で一人住まいの様々な心配事など、話題がよく聞かれるようになりました。終活に向けた支援が、今必要になっていると考えます。

そこで、お尋ねします。市の取組、高齢者の孤立・孤独死防止についてです。よろしくお願ひします。

○有働辰喜 議長

執行部の答弁を求めます。徳丸福祉部長。

[徳丸和孝 福祉部長 登壇]

○徳丸和孝 福祉部長

御質問についてお答えいたします。

高齢者の孤立・孤独死防止につきましては、本市におきましても重要な課題であると捉え、様々な事業を展開しているところでございます。

1つ目は、高齢者の孤立防止対策として、身近な公民館等で高齢者が気軽に集い、交流を深める場となるいきいきサロン事業の実施でございませう。

2つ目は、地域住民が主体となつて行ふ地域課題の解決支援として、SOSキーホルダー事業の実施です。これは、認知症高齢者などの見守りを目的に、管理番号と照会先電話番号を記載したキーホルダーを身につけてもらい、万が一の際の早期発見・保護につなげるものでございませう。自治会単位で取り組んでいただいております。地域ぐるみの見守り体制づくりに寄与しております。

3つ目は、日常的な見守り体制の充実として、一人暮らし高齢者等に対する緊急通報システム事業の実施です。

4つ目の、食の自立支援事業では、栄養バランスの取れたお食事を配達、手渡しすることで、安否確認や見守りの役割も兼ねていて、高齢者と関わり、見守る目を増やすことで、孤立や孤独死の防止にもつながっております。

本市といたしましては、引き続きこれらの事業を展開し、地域の皆様や関係機関と連携しながら、日常的な見守りを基本とした支援体制を構築し、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう努めてまいります。

以上、御答弁申し上げます。

○有働辰喜 議長

芋生議員。

[16番 芋生よしや 議員 登壇]

○芋生よしや 議員

先ほど紹介していただきましたSOSキーホルダー、私も持ち歩いております。市内259地区のうち、158地区で取り組まれているそうです。私の母は、以前、命のバトンという、やはり命を守る取組、山鹿市で行われたものが、冷蔵庫の中にかか

りつけ医とか書かれたものを入れておくようになっていたものをしておりました。

SOSキーホルダー、また民生委員さんからいろんな情報を得てもらっていたりもしていますが、中にはアップロード、更新ができずに、古い情報のまま、そのままという状況もあります。せっかくいい取組をさせていただいているのですから、SOSキーホルダー、どこに連絡するかというようなことも書いてあるんですけど、更新もうまくいくように、ぜひやっていただければと思います。

そして、さらに手だてが必要だと私は考えておまして、他の地区のことを調べてみました。資料として配付したいと思うんですが、横須賀市の取組のパンフレットを紹介したいと思います。横須賀市が取り組んでいるエンディングプランサポート事業というのがありまして、身寄りのない、または親族がいても疎遠になっている高齢者が、葬儀や納骨など、自分の意思を市に聴き取ってもらい、定期的に電話や訪問で援助するシステムで、登録は無料だそうです。私の終活登録というものなんですけれども、これには近年、御本人が倒れた場合や亡くなった場合に、せっかく書いておいた終活ノートの保管、お墓の所在さえ分からなくなる事態が起きている。こうした終活関連情報を生前に登録いただき、万一のとき、病院、消防、警察、福祉事務所など、本人が指定した方に開示して、本人の意思の実現を支援する事業を、平成30年5月から始めたとのこと。安心して暮らすために多くの市民の方に御登録いただきたいと思っておりますと書かれております。

そして、もう一つのほうがリビングウィルというんですが、これは生前の意思という意味なんです。医療機関、介護施設の身元保証人、厚生労働省の調査では全国の医療機関の65%、介護施設の96%が身元保証人などを必要としている。終活は単なる身辺整理でなく、残りの人生をよりよいものにするために行う活動で、一人になっても一人ぼっちにさせないまちを実現するため、終活支援に取り組むべきと考えるところです。

山鹿市には、困窮支援相談窓口があります。横須賀市では、さらに名前がほっとかん、ほっとかないという意味ですね。ほっとかん、福祉の総合窓口があるそうで、そこで終活登録制度の取組をしているんだそうです。山鹿市でも取り組んでいただいていると思うんですが、取組を御紹介ください。よろしく申し上げます。

#### ○有働辰喜 議長

執行部の答弁を求めます。徳丸福祉部長。

[徳丸和孝 福祉部長 登壇]

#### ○徳丸和孝 福祉部長

御質問についてお答えいたします。

終活登録制度につきましては、現在、本市では実施に至っておりませんが、市民

の皆様は終活支援について、以下の取組を行っております。

まず、メモリアルノートの配布でございます。本市では、御自身の希望や大切な情報を整理し、御家族等に伝えるためのツールに活用できるメモリアルノートを希望者に配布しております。これは、医療や介護に関する希望、葬儀やお墓のこと、財産や連絡先など、終活に必要な事項を記入できるようになっており、人生の最終段階における準備を円滑に進められるよう支援しているところでございます。

次に、ACPへの取組でございます。ACPは、人生会議とも呼ばれ、もしものときのために、御自身が望む医療やケアについて、前もって考え、御家族や医療・介護従事者等と繰り返し話し合い、共有する取組でございます。本市では、年1回ではございますが、市民の皆様を対象としたACPに関する講演会を開催し、人生の最終段階における医療やケアの選択について考える機会を提供しているところでございます。

これからも、終活登録制度をはじめ、他自治体の先進事例を研究しながら、成年後見制度の活用も含め、市民の皆様が安心して人生の最終段階を迎えられるよう、終活支援の充実に努めてまいります。

以上、御答弁申し上げます。

#### ○有働辰喜 議長

芋生議員。

[16番 芋生よしや 議員 登壇]

#### ○芋生よしや 議員

ただいま部長から紹介していただきましたメモリアルノート、私も頂いて記入してみました。それで、先ほど紹介しました横須賀の取組と少し比べてみたところなんですけれども、横須賀の場合は希望する市民の方は、御本人なら電話一本で登録ができ、電子申請、郵送申請もできるそうです。本当に私の終活登録というのは、元気なときに市に無料で登録して、いざというときは市が指定した方へ問合せに応えるような制度で、また後見人とか親族の方もできるということ。本人が意思を伝えられなくなった場合でも、本人の意思が明瞭だったときに、登録項目の内容が分かる後見人、親族、友人の方なら、一部制限はあるけど、来所いただければ登録できると、ちょっと踏み込んでいるかと思います。先進事例も研究していただくということでしたので、ぜひこれも参考にいただき、まだほかにもあるかと思いませんので、研究していただきたいなと思います。

近年、亡くなられた方に必要な死後の事務、行えないというようなことが全国的に起きています。山鹿市でも身寄りのない方、死後委任事務の確立が必要になっていると思います。実施すべきと考えますが、いかがでしょうか。

○有働辰喜 議長

執行部の答弁を求めます。徳丸福祉部長。

[徳丸和孝 福祉部長 登壇]

○徳丸和孝 福祉部長

御質問についてお答えいたします。

核家族化や高齢化の進展に伴い、頼れる親族がいない単身高齢者の方が増加しており、御自身の死後の葬儀や家財処分等の手続、いわゆる死後事務に対して、強い不安を抱える方がいらっしゃることは、市としても切実な問題であると認識しているところです。

まず、国の動向について御説明いたします。厚生労働省の社会保障審議会・福祉部会では、身寄りのない方が地域で安心して暮らせるよう、入院・入所時の身元保証や、意思決定支援、そして死後事務を含めた包括的な支援体制の構築について継続的に議論がなされております。こうした議論を踏まえ、厚生労働省は令和6年に身寄りのない人の入院・入所、意思決定、死後事務等への支援のガイドラインを策定いたしました。このガイドラインでは、行政や社会福祉協議会、事業者が連携し、御本人が元気なうちから死後の希望を聴き取るなどの終活支援の重要性が示されております。

ただ一方で、死後事務の実施主体や費用負担、法的権限の明確化については、引き続き検討が必要な課題であると整理されており、さらに直近の動きとして、令和7年12月の社会保障審議会・福祉部会では、頼れる身寄りがいない高齢者らを支援するため、社会福祉法人などを実施主体として、死後事務を行う新たな事業の創設を盛り込んだ報告書が厚生労働省から提示され、法制化に向けた議論が進められているところです。

市としましては、まずは国の議論の行方を注視しながら、現段階におきましては、既存の成年後見制度の推進で、身寄りのない方の権利擁護に努めるとともに、安心して最期を迎えられる支援の在り方について、調査・研究を進めてまいりたいと考えております。

以上、御答弁申し上げます。

○有働辰喜 議長

芋生議員。

[16番 芋生よしや 議員 登壇]

○芋生よしや 議員

国も動いてきているとのこと。やはり全国的な問題であると考えます。

そして、死後委任事務などを民間が事業として取り組んでいるところもあります。

NHKでお一人様についての取組が報道されたりもしておりました。関心やお困り感の現れだと考えます。

市のメモリアルノートを作成されていますが、先ほども申しましたように、もう少し具体的な項目が必要ではないかと思えます。そして、現実、山鹿市も孤独死に対応されたことを報告していただきました。この間の予算委員会です。民間では、費用問題も発生いたします。調査・研究を進めるといふ答弁よりも、もう一歩進んで、終活登録の実施に向け、検討していくべきだと考えますが、再度、いかがでしょうか。

○有働辰喜 議長

執行部の答弁を求めます。徳丸福祉部長。

[徳丸和孝 福祉部長 登壇]

○徳丸和孝 福祉部長

御質問についてお答えいたします。

繰り返しにはなりますが、この問題につきましては、強い不安を抱える方がいらっしゃる、市としても切実な課題であると認識しているところです。市民の皆様が安心して人生の最終段階を迎えられるよう、終活支援の充実に努めてまいります。

以上、御答弁申し上げます。

○有働辰喜 議長

芋生議員。

[16番 芋生よしや 議員 登壇]

○芋生よしや 議員

今日は6項目にわたって、市民が安心・安全で暮らせるためにお尋ねをいたしました。どれもすぐに対応できることはありませんが、市民も市役所に気軽に相談に行き、しっかりと相談に乗っていただけるようなお答えでしたので、私たちもそれを頼りに、また自分たちも努力をしながら、本当に自分の人生を楽しく生きていけたらなと考えました。引き続き取り上げていきたいこともありますが、またお願いいたしますので、どうぞよろしくお願いたします。

これで、私の一般質問を終わらせていただきます。

○有働辰喜 議長

以上で、芋生議員の一般質問は終了いたしました。

ここで、しばらく休憩をいたします。再開は、午後2時10分といたします。

午後1時57分 休憩

○

午後 2 時10分 開議

○有働辰喜 議長

それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

次の通告順により、高松佳美議員の発言を許します。高松議員。

[ 3 番 高松佳美 議員 登壇 ]

○高松佳美 議員

皆様、こんにちは。

議席番号 3 番、公明党、高松佳美です。

本日は、傍聴席の皆様、お忙しい中、お越しくださり、ありがとうございます。  
また、ライブ配信にて御覧の皆様もありがとうございます。

さて、W B C、ワールドベースボールクラシックが開幕いたしました。野球の世界一を決める大会です。メジャーリーガーである大谷翔平選手をはじめ、各国のスター選手が集まり、自国の優勝をかけて、最高レベルの戦いが繰り広げられます。また、過去の大会と同様に、多くのドラマや感動が期待できるでしょう。本当に楽しみです。

その反面、先日の報道では、アメリカとイスラエルによるイラクの空爆、また石油タンカーへの攻撃及びホルムズ海峡をめぐる緊張の高まりで、中東情勢の悪化が報じられております。これら一連の事態は、国際社会の安定を揺るがすのみならず、多数の子供たちをはじめ、一般市民も巻き浴いになっていると報じられました。子供たちや高齢者、社会的に弱い立場に置かれる方々への多大なる影響を懸念するところであります。遠くの知らないところで起こっている出来事として捉えるのではなく、身近なことと捉え、事態がこれ以上拡大することがないように、平和的解決が図られることを切に願い、本日の一般質問を行わせていただきます。

それでは、発言通告に従いまして、市民の皆様からいただいた声を中心に、一問一答にて質問させていただきます。

更年期の男性・女性を支える対策と、保育施設におけるおむつのサブスクリプションと子育て支援の充実についての 2 点の質問をいたします。

まず初めに、更年期の男性・女性を支える対策についてです。更年期障害は、ホルモンバランスの乱れにより、主に40歳を過ぎた頃から、不眠やイライラ、気分の落ち込みなど、体調不良に見舞われる症状です。生活に支障を来したり、離職に追い込まれたりするケースも少なくないと言われています。

厚生労働省によりますと、ほてり、のぼせ、発汗など、身体症状や気分の落ち込みなどを更年期症状と呼び、それが日常生活に支障を及ぼす状態を更年期障害と定義しております。女性だけではなく、男性においても、加齢やストレスを伴う、男

性ホルモンに減少によって引き起こされるLOH症候群、いわゆる男性更年期障害があり、40代頃から徐々に増えてくるとされています。男性の場合は、加齢による体力低下との区別がつきにくく、本人が気づきにくいという特徴があります。日本での研究はまだ20年程度であり、男性の更年期障害については、社会的認知も十分とは言えないかもしれません。

さて、厚生労働省の調査では、更年期障害を自覚していても、医療機関を受診していない人がかなり多く、日常の仕事や家事、子育てに忙しく、年齢のせいとして我慢し、適切な支援につながっていない現状があります。更年期の早期の気づきのためには、調査・研究、健康相談、啓発に使われるセルフチェックが有効です。症状の程度に応じ、自分で丸印をつけてから点数を入れ、その合計点を基にチェックをいたします。男性にはAMSスコア、男性更年期障害質問票、女性にはSMI、簡略更年期指数というチェックシートがあります。これらは症状を数値化し、医療機関受診の目安とするものであり、厚生労働省も受診判断の参考になるとしています。よって、当事者にも医療機関を受診する必要性を考えるきっかけになるのではないかと考えます。

そこで、お尋ねいたします。本市におきまして、特定健診や各種健康診査の際に、対象年齢層へのチェックシートの配布、受診票への同封、検診会場での案内などを実施するお考えはありますか。特に女性検診の場では、積極的に活用を検討できないかをお伺いいたします。

**○有働辰喜 議長**

これより執行部の答弁を求めます。徳丸福祉部長。

[徳丸和孝 福祉部長 登壇]

**○徳丸和孝 福祉部長**

御質問についてお答えいたします。

本市では国民健康保険被保険者のうち、40歳から74歳までの方を対象に特定健診を実施しております。

特定健診は、生活習慣病の予防を目的とした健康診断で、問診項目は国が示す標準的な健診・保健指導プログラムに基づき実施しておりますので、問診項目にない更年期障害に関する項目の追加を行う予定は今のところございません。

ただ、ホームページ等でのセルフチェックシートやチラシの掲載につきまして、今後検討してまいります。

以上、御答弁申し上げます。

**○有働辰喜 議長**

高松議員。

[ 3 番 高松佳美 議員 登壇 ]

○高松佳美 議員

本年1月に、厚生労働省より、健康診断機関及び事業者に向けて、検診運用に関するマニュアルが公表されております。このマニュアルは、一般健康診断において、女性特有の健康課題に関する問診を実施する際の運用方法や、事業者がその結果を健康管理支援に活用するための指針を示したものであり、働く女性の健康課題への対応を目的とした内容となっております。

女性の健康課題は、就労継続や職場環境の整備にも大きく関わる重要なテーマであると考えます。事業者が行う一般健診と、市で行う特定健診とでは、内容が異なる部分があるのは承知いたしております。しかしながら、症状のある方が早期に医療機関を受診する目安にするため、本市におきましても男性・女性ともに更年期障害に該当するかどうか、問診及びセルフチェックシートの配布を特定健診時に検討できませんでしょうか。お伺いいたします。

○有働辰喜 議長

執行部の答弁を求めます。徳丸福祉部長。

[徳丸和孝 福祉部長 登壇]

○徳丸和孝 福祉部長

御質問についてお答えいたします。

先ほど答弁しましたとおり、特定健診時に問診及びチェックシートの配布はできませんが、更年期障害への対応は、特定健診の受診者に限らず、広く市民に関わる重要な健康課題であると認識しているため、市のホームページ等に掲載し、市民に広く周知したいと考えております。

以上、御答弁申し上げます。

○有働辰喜 議長

高松議員。

[ 3 番 高松佳美 議員 登壇 ]

○高松佳美 議員

更年期障害についての対応につきまして、本市としてはチェックシートの配布はできないとのことでしたが、今現在、しっかりと考えてくださっていることに安心をいたしました。

次に、医療機関受診のための広報の充実についてお伺いいたします。男女の更年期障害の理解、自分自身が更年期障害に該当するかどうかについてチェックするために、市のホームページで更年期の情報提供を提示し、AMSスコア、SMIチェックシートの掲載、ダウンロード可能な様式の提供、相談窓口や医療機関受診の目

安の明示などをするお考えはありませんでしょうか。

また、本市の専門科のある医療機関を広報紙やSNS等を通じて、周知・強化が必要かと思いますが、いかがでしょうか。お伺いいたします。

○有働辰喜 議長

執行部の答弁を求めます。徳丸福祉部長。

[徳丸和孝 福祉部長 登壇]

○徳丸和孝 福祉部長

御質問についてお答えいたします。

本市では、国が示す女性の健康週間実施要綱に基づき、毎年3月にやまがメイトで女性の健康週間に関する情報を発信しております。ここでは、不妊症や鬱症状など更年期障害を含む様々な症状に関して、セルフチェックができるよう情報提供をしているところです。

厚生労働省が令和4年3月に行った更年期症状・障害に関する意識調査では、主観的な更年期症状を感じていても医療機関を受診していないと回答した人の割合が男女ともに40歳代・50歳代で約8割を占めるなど、更年期症状や更年期障害に対する認知や理解が十分でない実態が明らかになっております。

本市としては、これまでのやまがメイトに加え、いつでも見ることができる市のホームページや広報紙により、更年期障害や他の症状について、広く市民へ情報提供を行ってまいります。

以上、御答弁申し上げます。

○有働辰喜 議長

高松議員。

[3番 高松佳美 議員 登壇]

○高松佳美 議員

やまがメイトに一時的に3月1日から3月8日までの女性の健康週間の時期を中心に周知を図っていただけること、また市のホームページに掲載されますと、皆様の目に留まり、非常によいことかと思えます。なるべく早めに掲載していただけることを望みます。

次の質問にまいります。更年期は、働き盛りの世代に起こります。女性活躍推進が進められる中で、更年期への理解がなければ能力を發揮できない状況も生じます。男性も同様であります。更年期障害対策は、離職防止や生産性向上にもつながる重要な視点ではないかと考えます。

本市として、市内企業への啓発資料の提供、商工会議所等と連携したセミナー開催、健康経営の観点からの情報発信など、企業に理解を求める取組を行うお考えは

ありませんでしょうか。

また、更年期の相談を市の健康保険センター等で行い、必要に応じて、専門医療機関につなぐ体制づくりをしていくお考えはありますでしょうか。あわせて、就労している方がオンラインで相談できる取組や、24時間受付可能であるメール等を使って、健康相談を行うお考えがありますでしょうか。お伺いいたします。

**○有働辰喜 議長**

執行部の答弁を求めます。徳丸福祉部長。

[徳丸和孝 福祉部長 登壇]

**○徳丸和孝 福祉部長**

御質問についてお答えいたします。

企業としても労働力の中心とも言える40歳から50歳代の社員が、更年期が原因と分からず健康や体調に不安や不調を抱えながら働き続けることは、職場だけでなく、家庭やあらゆる場面において支障が生じることも考えられます。雇用側も病気に対する理解を深めていただく必要がありますので、社員が健康を維持できるよう、山鹿保健所が主催する鹿本圏域地域・職域連携推進会議等を通じ、更年期障害やその他の病気についても周知に努めてまいります。

また、更年期障害を含む心身の健康に関する相談については、健康増進課の保健師・栄養士が面談や電話及びメールを通じて対応しておりますので、市のホームページ等で周知を図ってまいります。

以上、御答弁申し上げます。

**○有働辰喜 議長**

高松議員。

[3番 高松佳美 議員 登壇]

**○高松佳美 議員**

本市の健康増進課には、保健師が11名、栄養士が5名いらっしゃるとお聞きしました。専門職体制が非常に強化・充実されており、安心してサポートの依頼ができると思っております。

更年期対策は、高齢者施策ではありません。現役世代を守る働く世代の健康政策であります。男女ともに更年期への理解を深め、早期に気づき、早期に受診につなげる環境づくりを進めることが、結果として家庭の安定、企業の安定、地域の活力につながると考えます。

また、市ホームページへの掲載に当たっては、トップページからの誘導など、市民が実際に目にしやすく、必要な情報にたどり着けるよう工夫をお願いいたします。

また、健診は市が市民の皆様と直接関与できる貴重な機会です。具体的な実施検

討を進めるため、企業への直接的な働きかけをお願いいたします。

更年期相談を行い、本市として更年期対策を現役世代の健康政策として位置づける考え、単発の周知ではなく、健幸都市宣言やまがにふさわしい具体的かつ効果的な取組をぜひともお願いいたします。

それでは、2番目の質問にまいります。保育施設におけるおむつサブスクリプション導入と子育て支援の充実についてお伺いいたします。現在、保育施設に子供を預けている保護者の皆さんは、毎日、おむつを持参し、1枚1枚に名前を書き、補充を気にしながら登園しています。一見、小さな負担のように思えますが、共働き世帯にとっては、時間的にも精神的にも大きな負担となっていると思います。

そこで、近年、全国で広がっているおむつのサブスクリプション、定額制おむつ使い放題サービスを御存じでしょうか。以下、サブスクリプションをサブスクと呼ばせていただきます。

おむつのサブスクは、月額定額料金を払うことで、保育施設でおむつやお尻拭きが、使用する枚数を気にせず、おむつが使えるサービスです。契約した業者がおむつの必要数を定期的に保育施設に配送します。これは保護者と保育施設双方の負担を軽減させることができると思います。また、保育士さんにとっても、その分、子供たちと向き合う時間が増え、保育に専念できる環境づくりにも寄与するものと考ええます。

まず、導入に当たっての現状について、現在、山鹿市内の保育施設に通っているゼロ歳から2歳児の人口はどれくらいおられますでしょうか。また、市内保育施設において、おむつの持参、管理、使用済みのおむつの処分費用は、その方法はどのように行われているのか。保護者が持参しているおむつの平均枚数はどれくらいかをお伺いいたします。

#### ○有働辰喜 議長

執行部の答弁を求めます。徳丸福祉部長。

[徳丸和孝 福祉部長 登壇]

#### ○徳丸和孝 福祉部長

御質問にお答えいたします。

令和8年2月現在、本市には公立の保育所が3施設、認定こども園が1施設、私立の保育所が17施設、認定こども園が2施設ございます。ゼロ歳から2歳までの園児数は、公立76名、私立497名の、合わせて573名が在籍しております。

現在、ほとんどの保育施設では、保護者に毎日おむつを持参していただいております。持参枚数は、園児の月齢や個人差により異なりますが、おおむね1日当たり3枚から5枚程度となっております。保護者には、取り違え防止のため、毎日持参

するおむつ1枚1枚に名前を記入していただいております。

なお、使用済みおむつの処理につきましては、衛生面への配慮及び保護者の負担軽減の観点から、各保育施設で回収している状況です。

以上、御答弁申し上げます。

○有働辰喜 議長

高松議員。

[3番 高松佳美 議員 登壇]

○高松佳美 議員

おむつの処分に関しては、保育施設ごとに回収をしていただき、費用負担と業務負担に関しては、大変にありがたいことだと思います。

そこで、保育士の業務軽減効果についてお伺いいたします。おむつのサブスクは、月額の設定額制であり、施設で用意していますので、保護者がおむつに名前を書く手間や、自宅から持参する必要もなく、忙しい保護者の負担軽減にもつながります。また、保育士がおむつの個別管理、名前確認、仕分、在庫確認など、費やしている日々の時間は決して小さくはありません。保育士の確保は重要課題です。

また、処遇改善ではなく、業務負担軽減による働きやすい環境整備も必要ではないでしょうか。おむつサブスク導入による業務削減効果について、市はどのように考えておられるか、保護者負担や保育士の業務負担について、市は実態を把握しておられますでしょうか。また、おむつサブスク導入について、検討や情報収集を行ったことがあるのかお聞かせください。

○有働辰喜 議長

執行部の答弁を求めます。徳丸福祉部長。

[徳丸和孝 福祉部長 登壇]

○徳丸和孝 福祉部長

御質問にお答えいたします。

現在、保育士には、園児ごとのおむつの在庫や記名の有無確認、不足の場合は保護者への連絡といった業務が日々発生しております。他の自治体の導入事例を調べたところ、全国的には埼玉県上尾市、愛知県犬山市、岐阜県郡上市などで、公立保育施設へのおむつサブスクリプションの導入が進んでいて、保護者の負担軽減と保育士の業務効率化に一定の効果があると報告されているところです。

本市の公立保育施設で導入した場合、先に述べました保護者の負担軽減と保育士の業務効率化が見込まれる一方、保育士には、おむつ全体の在庫管理や業者発注、利用料の集金作業など、新たな負担も予想され、メリット・デメリットの両面から検証する必要があるのではないかと考えております。

本市におきましては、令和6年度から公立保育所及び認定こども園に保育業務支援システムを導入し、登降園管理や保護者連絡、帳票管理などのICT化を進めたことで、保育士と保護者の連絡のやり取りが24時間、スマートフォンで可能となるなど、双方の利便性向上と負担軽減及び業務の効率化を図ることができております。

おむつサブスクリプションにつきましては、これまで具体的な情報収集や検討は行っておりませんが、今後、他自治体の導入状況や効果、課題等について、調査・研究を進めてまいりたいと考えております。

以上、御答弁申し上げます。

○有働辰喜 議長

高松議員。

[3番 高松佳美 議員 登壇]

○高松佳美 議員

山鹿市が子育てしやすいまちとしての取組として、おむつのサブスク導入により、保護者の負担はどう変わるのか。全国では、保護者の負担軽減に補助金を出している自治体もあるようです。本市においても、第2子・第3子世帯や、低所得者世帯に対して、市としてのおむつの費用助成の支援制度を検討するお考えがあるか。

また、防災備蓄との連動について、本市も例年、豪雨災害等のリスクを抱えております。近年は線状降水帯の発生など、従来の想定を超える大雨も発生しております。災害時には、道路の寸断や物流の停止により、日用品の確保が極めて困難になることが想定され、特に乳幼児を抱える家庭にとっては、紙おむつは1日たりとも欠かすことのできない必需品です。

しかし、避難所生活や自宅待機を余儀なくされる状況では、十分な量を事前に備蓄しておくことが難しい家庭も少なくありません。災害は、発生時期や規模を正確に予測することができず、想定外が常に起こり得るという前提で備える必要があります。その意味で、平時から保育施設等に一定量のおむつが常時確保されている体制は、災害時における迅速な物資供給の観点からも、大変有効ではないでしょうか。これは単なる子育て支援にとどまらず、防災備蓄の質を高める取組にもつながると考えます。本市として、おむつサブスク導入を、防災対策の一環としても取り入れ、かつ災害時の備蓄体制強化につなげるお考えはありませんでしょうか。本市の見解を伺います。

○有働辰喜 議長

執行部の答弁を求めます。徳丸福祉部長。

[徳丸和孝 福祉部長 登壇]

○徳丸和孝 福祉部長

御質問にお答えいたします。

保護者の負担軽減や保育士の業務効率化につきましては、これから調査・研究を進めてまいります。

本市の子育て支援施策の特徴的なものとしまして、平成27年1月から、県内14市の中で最も早く18歳までの子供医療費の完全無償化を実施し、また生後1歳までの育児用品購入助成として月額3,000円分の助成券や電子ポイントを助成するなど、独自の子育て支援策を展開してまいりました。加えまして、令和8年度からの保育料の第2子無償化を今定例会で御提案させていただいているところです。

おむつサブスクリプションへの補助につきましては、先に述べました育児用品購入助成事業で、生後から1歳までの全てのお子さんに、おむつやミルク代として月額3,000円分の助成を行っていること、指定されたメーカーのおむつがお子さんの肌に合わず、制度を利用できないお子さんや、保育施設を利用していないお子さんもいらっしゃるなど、一部で二重の補助となることや公平性の観点から、現在導入の予定はございません。

防災対策として、本市では現在、災害に備えて乳幼児用おむつをはじめ、飲用水や非常食などを一定数備蓄しているところではございます。また、家庭内備蓄の必要性も引き続き啓発していく必要があります。

いずれにしましても、おむつサブスクリプションについては、防災対策の面も含め、調査・研究を進めてまいります。

以上、御答弁申し上げます。

**○有働辰喜 議長**

高松議員。

[3番 高松佳美 議員 登壇]

**○高松佳美 議員**

子育て支援は、大きな制度だけではなく、小さな負担を減らす積み重ねが重要です。おむつサブスクは、象徴的な施策となり得ます。子育てするなら山鹿と言われるまちを目指し、モデル園として公立保育園での段階的導入を検討し、保育ICTシステムと連動して、登園管理、健康管理の掌握につなげていくことが、保護者、保育士の負担軽減になるのではないのでしょうか。

おむつサブスクリプションは、単なるサービス導入ではありません。保護者の負担軽減、保育士の働き方改革、防災対策強化、子育てブランドの向上、これらを同時に実現できる可能性を持つ施策です。小さな一歩かもしれませんが、子育て世帯に寄り添う姿勢を示す重要な政策と考えます。山鹿で子供を産み、山鹿で育てたい、そう思っただけのまちであるかどうかは、日々の子育ての中にある小さな不便

や小さな負担にどれだけ寄り添えるかにかかっているかと考えます。おむつサブスクは、その小さな負担を減らす1つの具体的な提案です。このような取組の積み重ねが、子育てするなら山鹿というまちの価値を高めていくと確信いたしております。

子供たちの笑顔があふれる山鹿の未来を願い、以上で私の一般質問を終わらせていただきます。

○有働辰喜 議長

以上で、高松議員の一般質問は終了いたしました。

\_\_\_\_\_ ○ \_\_\_\_\_

散 会

○有働辰喜 議長

これをもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

午後2時41分 散会

~~~~~

3月9日(月曜日)

# 令和8年（第2回）山鹿市議会3月定例会会議録

## 議事日程（第4号）

令和8年3月9日（月曜日）午前10時開議

### 第1 一般質問

○  
発言通告

#### 1. 金光一誠

##### 一般質問

##### （1）市長説明要旨について

- ア 第3次山鹿市総合計画について
- イ 企業誘致について
- ウ 公営住宅整備について
- エ 財政計画について

#### 2. 高橋龍一

##### 一般質問

- （1）地区公民館について
- （2）公営住宅について
- （3）山鹿ビルについて

#### 3. 古川和博

##### 一般質問

- （1）過疎地域のこれからについて

#### 4. 永田紘二

##### 一般質問

- （1）会計年度職員について
- （2）小中学校小規模特認校について
- （3）小学校屋内運動場について

○  
**本日の会議に付した事件**

議事日程のとおり

○  
**出席議員（19名）**

1 番 工 藤 彩友美

|     |       |
|-----|-------|
| 2番  | 北原和智  |
| 3番  | 高松佳美  |
| 4番  | 小林文江  |
| 5番  | 古家茂臣  |
| 6番  | 永田壮拓  |
| 7番  | 原芳郎   |
| 8番  | 隈部賢治  |
| 9番  | 高橋龍一  |
| 10番 | 豊田新二郎 |
| 11番 | 山下誠治  |
| 12番 | 古川和博  |
| 13番 | 金光一誠  |
| 15番 | 小川榮二  |
| 16番 | 芋生よしや |
| 17番 | 勢田昭一  |
| 18番 | 有働辰喜  |
| 19番 | 服部香代  |
| 20番 | 永田紘二  |

欠席議員（1名）

|     |      |
|-----|------|
| 14番 | 松見真一 |
|-----|------|

説明のため出席した者

|         |       |
|---------|-------|
| 市長      | 早田順一  |
| 副市長     | 阿蘇品貴司 |
| 教育長     | 堀田浩一郎 |
| 総務部長    | 吉岡隆   |
| 市民部長    | 小山天   |
| 福祉部長    | 徳丸和孝  |
| 農林部長    | 鶴川浩一郎 |
| 商工観光部長  | 新堀竜一郎 |
| 建設部長    | 隈部光磨  |
| 教育部長    | 西島靖雄  |
| 消防本部消防長 | 黒田武徳  |

|             |         |
|-------------|---------|
| 市民部政策審議員    | 園 田 和 雄 |
| 福祉部政策審議員    | 原 幸 徳   |
| 教育部首席教育審議員  | 北 本 憲 仁 |
| 政策調整課長      | 富 田 和 成 |
| 総務課長        | 甲 木 秀 章 |
| 財務課長        | 富 崎 嘉 隆 |
| 地域生活課長      | 飽 本 勝 徳 |
| 国保年金課長      | 川 上 高 博 |
| 農業振興課長      | 佐 伯 勝 徳 |
| 商工政策課長      | 大 塚 昭 夫 |
| 都市整備課住宅政策室長 | 財 津 敏 郎 |
| 生涯学習・スポーツ課長 | 三 森 一 幸 |

○

事務局職員出席者

|          |           |
|----------|-----------|
| 議会事務局長   | 森 田 英 美   |
| 議会事務局長補佐 | 服 部 隆 文   |
| 書記       | 一 法 師 由 臣 |

○

午前10時00分 開議

○

○有働辰喜 議長

これより本日の会議を開きます。

○

日程第1 一般質問

○有働辰喜 議長

日程第1、先週に引き続き、一般質問を行います。

発言の通告がっておりますので、順次発言を許します。金光一誠議員。

[13番 金光一誠 議員 登壇]

○金光一誠 議員

おはようございます。

議席番号13番、金光一誠です。

今回は、令和8年度の市政運営の方針に基づき、早田市長より説明がありました、予算編成の方針や重点的に取り組む施策から、何点か質問させていただきます。

初めに、第3次山鹿市総合計画についてお尋ねをします。本年度で第2次山鹿市総合計画が終了しますので、令和8年度から本市の最上位計画となる第3次山鹿市総合計画がスタートをします。

市政運営方針では、20年後、30年後の未来に向けて、長期的な視点に立ち、未来ビジョンのずっと住みたい健幸都市やまがの実現に向け、全力で取り組んでいくということであります。これから先、人口減少と少子高齢化のさらなる進行、生き方の多様化、著しい技術革新による社会の変化など、日々目まぐるしく変化を続けているのが現状で、二、三十年後の未来を想定した計画づくりが果たしてよいのか悪いのか、その判断には理解し難いところもあります。

そこで質問しますが、第3次総合計画はこれまでの計画期間10年間より2年短縮され、前期のアクションプラン4年、後期4年の8年間となっておりますので、当然目指すべき将来像の目標期間は8年後となります。

また、今議会に提案されています過疎地域持続的発展計画は、策定期間が5年間、その他の下位計画についても5年間の期間で策定されたものが多く、整合性に欠けるのではと考えております。総合計画の策定期間を8年間と設定した根拠につきましてお尋ねをします。

○有働辰喜 議長

これより執行部の答弁を求めます。吉岡総務部長。

[吉岡隆 総務部長 登壇]

○吉岡隆 総務部長

御質問にお答えいたします。

今回の計画期間である8年間は、将来の理想像を実現するために、今からまず何を成し遂げるべきかを定めた具体的な実行期間として位置づけているものでございます。

次に、基本構想を8年間とし、アクションプランを4年ごとに区分した理由につきましては、人口減少や少子高齢化、DXの進展など、社会の変化は年々加速しており、時代の変化に対応しきれない懸念がございます。

こうした課題を踏まえ、今回の第3次計画では、計画体系そのものを大きく見直し、従来の基本計画と実施計画の双方をアクションプランの中に包含し、一本化いたしております。

さらに、このアクションプランでは、毎年度、3年先までを見通して見直す、いわゆるローリング方式を採用し、社会情勢の変化や市民ニーズを柔軟かつ継続的に反映できる仕組みを整えておるところです。

次に、個別計画との整合性についてでございます。第3次山鹿市総合計画は本市まちづくりの最上位の計画であり、教育・福祉をはじめとする各分野の個別計画は、全てこの計画に基づいて策定されるものでございます。

毎年の予算編成等の場において、各事業が総合計画と整合しているかを確認し、一体的・有機的に連動する体制を構築してまいります。

今後も、本計画を道しるべとして、ずっと住みたい健幸都市やまがの実現に向け、着実にまちづくりを推進してまいります。

以上、御答弁申し上げます。

○有働辰喜 議長

金光議員。

[13番 金光一誠 議員 登壇]

○金光一誠 議員

第3次の総合計画の策定につきましては、急激な社会情勢の変化などに対応するため、これまで多くの自治体が策定している3想、基本構想、基本計画、実施計画仕立ての総合計画から、今回新たな発想で2想、基本構想、アクションプラン方式に変更して事業を進められていきます。そのことは新しい取組ですので、よいことかと考えますが、二、三十年後の未来を想定した計画づくりと、片方では期間短縮した現実味のある計画づくりであります。まちなかグラウンドデザインにつきましても、短期計画は5年間、それから中期が10年間、長期が20年間ということでございますので、何かこの考え方にまだまだ違和感があります。仕方ないとしても、ま

ずはこの8年間の総合計画の取組に対して期待をしながら、見ていきたいというふうに考えております。

次の質問、企業誘致についてお尋ねをします。市内全体では、まだまだ活用できる遊休地や開発可能な土地が残っているかと思えます。企業誘致を進めていくことは、雇用の場確保は言うまでもありませんが、定住人口の増加や税収増にも寄与し、一層の取組が必要と考えます。

少し話は飛びますが、社会福祉協議会が所有している土地については、進出協定から土地の売買契約まで進んでいた中で、進出企業の思惑もあり、結果、最後の最後に逃げられてしまった苦い事案もあります。早田市長もさぞかし残念であったかと思えますし、このようなことが二度とないよう、万全な体制での企業誘致が必要ではないかと考えるところです。

1回目の質問は、市内全域を見渡すと、まだまだ活用できる用地は残っております。企業誘致活動をどのように進めていくのかお尋ねをします。

**○有働辰喜 議長**

執行部の答弁を求めます。新堀商工観光部長。

[新堀竜一郎 商工観光部長 登壇]

**○新堀竜一郎 商工観光部長**

御質問にお答えいたします。

企業誘致における基本的な考え方として、1つ目に新たな企業の誘致、2つ目に既に立地されている企業の工場増設等のさらなる投資促進、この双方が重要であり、並行して推進する必要があると考えております。

特に、既に立地されている企業の投資は、雇用創出や税収向上などの効果はもとより、山鹿にある拠点の重要性が高まることで企業の撤退等の抑止につながるため、新規企業の誘致と同様に重要であります。

そのため、本市では立地企業を積極的にフォローアップし、日頃から企業の要望や課題等を丁寧に伺い、特に悩みが大きい人材確保については、高校生向けの企業ガイダンス等を実施しているところでございます。このような支援は、立地企業のさらなる投資を後押しするとともに、新たな企業が山鹿への進出を検討する際にも好材料になると考えています。

一方、本市への進出に興味を持ち、お問合せをいただいている新たな企業もございます。そのような企業に対しては、立地環境や優遇措置、人材確保支援等について説明するとともに、企業の要望を伺った上で、民間譲渡の方針が決定している学校跡地等を含め、市が所有する土地を紹介しているところです。

企業誘致には、土地やインフラに対する企業の要望、投資のタイミングなど、

様々な要素が絡んでまいります。本市としてはそれらを踏まえつつ、企業に対して山鹿の魅力をしっかりと伝え、信頼関係を築きながら、丁寧かつ迅速に対応してまいります。

以上、御答弁申し上げます。

○有働辰喜 議長

金光議員。

[13番 金光一誠 議員 登壇]

○金光一誠 議員

2回目の質問をします。

2月11日、熊日の経済欄に、西原村の新工業団地完成、半導体関連など4社進出、TSMCの県内進出を受け、村が整備した工業団地8.1ヘクタールが完成し、6区画のうち5区画に県内外の4者が進出を決め、残る1区画1.7ヘクタールは公募中という記事が掲載されておりました。村は、台湾の大企業進出を受け、間髪を入れず、工業団地の造成に着手するとともに、工業団地の完成前から企業誘致活動を積極的に進めた結果、造成工事完了時には既に約8割が埋まっており、村の思惑どおりに事業が進んでいるように思います。

本市の新たな工業団地整備のスケジュールでは、造成工事完了後の令和11年に分譲を開始する計画となっておりますが、日々、社会情勢が変化していく中、早い段階での企業誘致活動が必要ではないでしょうか。また、計画では、財政調整基金を取り崩して整備するため、もし塩漬けになった場合、市の財政運営にもかなりの影響が出ることも想定されます。

質問は、このようなことを踏まえ、新たな工業団地の整備に向けた企業誘致活動を、市長のトップセールスを含め、どのように進めていかれるのか、その事業推進の方針についてお尋ねをします。

○有働辰喜 議長

執行部の答弁を求めます。新堀商工観光部長。

[新堀竜一郎 商工観光部長 登壇]

○新堀竜一郎 商工観光部長

御質問にお答えいたします。

新たな工業団地については、令和11年度の方譲を見据え、計画的に誘致活動を行っていく必要があります。特に、新規企業の誘致については、本市の資源や特徴、地理的な優位性を生かしつつ、人口減少や若者の地元就職率低下等の課題解決に資する企業の誘致を目指すことが肝要です。そのため、今後は、国の戦略17分野をはじめ、県の誘致ターゲット業種や各種計画等も踏まえつつ、相乗効果が期待できる

ような本市の誘致ターゲット業種を検討し、戦略的に誘致活動を行ってまいります。

具体的には、県と緊密に連携することで、関東や関西などの都市圏で積極的な企業訪問を展開します。その中でも、特に投資の可能性が高い企業に対しては、市長自らがトップセールを行い、誘致への熱意を伝えるとともに、信頼関係の構築を図ることで、誘致の実現を目指します。

また、半導体や自動車関連産業など、特定のテーマや業界の企業が集まる展示会等へ参加するなど、ターゲットを絞った上での新たな企業との接点づくりや、新規投資案件の発掘等を効率的に行ってまいります。

例年実施している総合戦略に関する市民アンケートにおいても企業誘致に対する市民の期待は大きく、こうした声に応えていく必要があるものと認識しています。引き続き、多くの企業に選ばれる山鹿を目指し、既存企業の支援と新規企業の誘致に向けた活動の双方を、積極的に行ってまいります。

以上、御答弁申し上げます。

○有働辰喜 議長

金光議員。

[13番 金光一誠 議員 登壇]

○金光一誠 議員

ただいまの答弁で、市長自らがトップセールスを行い、企業誘致への熱意を伝えるということでしたが、通告はしておりませんが、早田市長にこの熱い思いを語っていただきたいと思います。

○有働辰喜 議長

執行部の答弁を求めます。早田市長。

[早田順一 市長 登壇]

○早田順一 市長

今、金光議員のほうから、私の思いをということでお話がございました。

やっぱり、この企業誘致というのは、この山鹿市にとって非常に大事な取組であります。特に、今度、工業団地を新たに整備をいたしますけれども、これは本当に今我々が未来の子や孫のために投資をする、そういった観点で一時的には基金も減るかと思っておりますけれども、これは未来への投資だと思って、必ず回収できるというふうに私は思って頑張っているところでございます。

少し山鹿の歴史を振り返ってみますと、約50数年前、半世紀前、熊本県に熊本空港が建設をされました。その数年後に、大津に本田技研が進出をいたしました。当時の旧山鹿市としては、そのビッグチャンス逃すことなく、東部工業団地を多分整備されたんだろうというふうに思っております。それからすると、令和11年に分

譲が始まりますけれども、その間、半世紀の、50年のブランクがあります、工業団地を整備するのに。

私が令和3年2月に市長に就任しました。その年の11月にTSMCが熊本に進出するという発表を受けまして、私はすかさず庁内にこの半導体に関連する企業誘致のプロジェクトチームの立上げをいたしました。主に2つのミッションを出しました。1つは、工業団地を新たに整備すること、それからもう1つは、それに伴う雇用のために住宅の整備をすること、この2つのミッションを出しました。しかし、1年間、思うようにこのプロジェクトチームが機能しませんでした。何で機能せんかなとよくよく考えたら、先ほど申したように、この山鹿市が工業団地を整備するのに半世紀かかっていますけれども、誰一人経験者がいなかったんです、この市役所内に。私は県議のときに、県庁の取組、大きな事業をするときには必ず横の連携を取るために、プロジェクトチームを立ち上げてしておりましたので、それができるといふふうに思っていましたけれども、やっぱり経験者がいない。そういったことで、1年間遅れました。

その令和5年4月に、前の熊本県の総務部長である、今、駒崎政策参与に山鹿に来ていただきました。その次の年に、令和6年4月に、今、建設部に地下建設部次長に来ていただきました。それから、令和7年4月に商工政策課に審議員として、児玉さんに来ていただいたということでございます。

そういったことで、本当に経験がないこの山鹿市に、県のほうから本当に人材的に派遣をしていただいて、そして今、この工業団地を成功するために、今、山鹿市の職員一丸となって取り組んでいるところでございます。

これは必ず成功させなければいけません。このことによって、将来の山鹿の人口減、これに歯止めがかかってくるというふうに思います。それと同時に、今、住宅の土地に対する補助金や、あるいは木造で建てる場合の補助金、そういったものを呼び水を出しながら、この山鹿に移住してらう。そしてまた、一旦出た人も、そういった企業があるということで、帰ってきてもらって、働く場所、そういったものをしっかり確保して、未来の山鹿づくりをしていきたいというふうに思っております。私もトップセールスを、これから可能性がある企業をどんどん回っていききたいというふうに思いますので、どうか金光議員をはじめ、議員の皆様方それぞれのお立場で企業とのおつながりがあるところは、ぜひ御紹介していただいて、我々行政も、そして議会の皆様方と一体となって、将来の山鹿をつくっていききたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○有働辰喜 議長

金光議員。

○金光一誠 議員

市長、ありがとうございます。市長の熱い思いがかいま見られて、大変ありがたいと思うところでございます。

新しい工業団地の整備は、なるべく早く、進出協定や売却が進んでいくよう、最善の努力をお願いするところです。

また、財源については、財政調整基金の活用だけではなくて、売却が進まない場合も考えられますので、起債の活用も含め、財政のリスクを考慮して、事業推進に当たっていただきたいと思います。

次に、公営住宅の再整備について質問をします。移住定住促進を図るための施策として、子育て世帯にターゲットを絞り、老朽化が著しい浦田団地を再整備するための予算6430万8000円のうち、建設に伴うPFI事業発注支援業務の委託料1641万円が計上されています。

PFI事業については、今回が2回目の質問になります。1回目は令和6年6月定例会で、給食センターの整備手法について質問をしましたが、答弁は総合的に勘案した結果、従来方式の公設直営事業を選択したとの答弁がありました。

今回は、本市で初めてと思いますが、PFI事業を導入した公営住宅の整備になります。このメリットの1つに、整備費の分割払が可能となり、初期投資が少なく、財政負担の平準化を図ることにもつながります。まさに今の山鹿市の厳しい財政運営にも考慮するなど、多方面から検討されており、担当部署の判断に敬意を表するところであります。

質問は、今後の浦田団地の整備方針、現状やスケジュール、PFI事業導入に至った経緯についてお尋ねをします。

○有働辰喜 議長

執行部の答弁を求めます。隈部建設部長。

[隈部光麿 建設部長 登壇]

○隈部光麿 建設部長

御質問にお答えいたします。

まず、市内の公営住宅は全体的に老朽化が進んでおり、建て替えなどの整備には計画的かつ段階的な対応が必要であり、今回は住宅再整備の第一候補として老朽化が著しい浦田団地を選定しています。

浦田団地は、昭和39年度に56戸が整備され、建築から約60年が経過し、老朽化に伴い、平成24年度から空室となった住棟を順次取り壊しています。現在の住戸数は38戸、入居世帯数は31世帯です。

整備につきましては、本年度に基本計画の策定と民間活力導入可能性調査を実施し、子育て世帯のニーズや民間事業者の事業参入意向を踏まえた上で、整備内容や整備手法を現在検討しています。

また、県内への半導体関連企業の進出や、市内工業団地整備による住宅需要の増加への対応や、移住定住促進も目標としています。そのため、計画では中間所得層向けの子育て世帯を想定した平屋の戸建て住宅を20戸程度、同じ敷地内に建て替える方針であります。

また、整備の事業手法としては、P F I 事業を活用する方針ですが、このP F I 事業とは、公共施設等の整備や運営において、民間の資金や技術を活用する手法であり、効率性や品質の向上が期待されることから、近年多くの自治体で採用されています。

P F I 事業は、建設後の運営を含むかどうかなど、様々な手法ごとに細分化されますが、今回は手法の一つであるB T方式を採用する予定です。このB T方式は、民間事業者が資金や技術を活用して設計・建設を行い、施工後直ちに市に所有権を移転し、市が管理運営を行う仕組みです。

この手法の利点として、設計・施工の一括発注により資材の効率的な発注が可能となり、工期短縮が期待できること、設計段階での瑕疵の修正などを速やかに建築内容に反映させるなど、リスク対応力が向上することなどが上げられます。また、P F I 事業は社会資本整備総合交付金の重点配分対象となるため、財源確保の面でも大きな利点がございます。

今後のスケジュールとしましては、令和8年度から令和9年度にかけて実施方針や事業概要書等を作成し、事業者選定を行い、その後、令和10年度から令和11年度にかけ、選定された事業者が実施設計と工事を進め、新規入居の開始は令和12年度を予定しております。

以上、御答弁申し上げます。

○有働辰喜 議長

金光議員。

[13番 金光一誠 議員 登壇]

○金光一誠 議員

よく理解することができました。

2回目の質問をします。公営住宅については、合併前に建設されたものが多く、各地域に分散し、老朽化が進んでいるため、今後ますます維持管理費が増大すると予測されます。また、人口減少と高齢化により、空き家数も増加するのではないかと思います。

一方で、新しい事業として、住宅用地整備促進事業も始まっており、民間が進める住宅の整備が年々増加していくものと推測されます。

今後、空き家も増えるし、老朽化も進む、取壊しも必要、維持管理費も増大、再整備も必要、いろんな課題が生じてくるのは目に見えています。

質問は、このような状況を踏まえ、今後、公営住宅をどのようにしていくのかお尋ねをします。

**○有働辰喜 議長**

執行部の答弁を求めます。隈部建設部長。

[隈部光麿 建設部長 登壇]

**○隈部光麿 建設部長**

御質問にお答えいたします。

公営住宅については、令和4年3月に策定した住宅マスタープラン及び同時に改定した公営住宅等長寿命化計画に基づき、維持管理を行っております。

老朽化した住宅につきましては、基本的に修繕による長寿命化や、現地での建て替えを進めていくこととなりますが、建て替えに当たっては、規模や建築年、地域の人口、建て替え用地の確保など、地域や団地ごとの状況が違うとともに、時期を集中して整備する場合、費用が膨大になることから、団地ごとに段階的に整備していく必要がございます。

全体的な方針としては、入居対象人口の減少に応じ、管理戸数を縮減させることを目指しています。その際、単なる解体撤去による除却だけではなく、市内中心部や各市民センター周辺など、地域バランスを考慮し、公共施設や商業施設周辺に複数の団地を集約するなど、利用者の利便性の向上を図りながら調整していきます。

さらに、解体撤去後の敷地売却なども含め、有効活用を検討することで、地域の状況に応じた移住定住の促進や、地域の担い手確保にも考慮しながら整備を進めてまいります。

以上、御答弁申し上げます。

**○有働辰喜 議長**

金光議員。

[13番 金光一誠 議員 登壇]

**○金光一誠 議員**

答弁では、地域バランスを考慮して、利用者の利便性の向上も図りながら進めていくとのこと。新たな住宅の整備は、主に子育て世帯をターゲットとして再整備するということで、移住促進にも寄与すると思っております。

それで、子育て世帯をターゲットにするなら、子育てに特化した住宅、子育て専

用住宅といいますか、そういうのも造ってほしいし、子育てが終わったなら、次の世帯が入居できるようなシステムなども検討していただけたら幸いに思います。

最後に、財政計画についての質問をします。本年4月から新たに第3次の総合計画がスタートします。基本構想の目標を達成するためには、何と云っても裏づけされる財源の確保が必要で、前期のアクションプランに併せ、中期の財政計画が策定されているかと思えます。令和8年度の当初予算は356億7000万円となり、合併後最大の予算編成となっており、歳入歳出別分析から、自主財源で市税1億9000万円の増、財政調整基金を取り崩しての繰入金8億3000万円の増、依存財源では過疎債などの地方債の償還に伴う地方交付税が8億7000万円の増、過疎債等の地方債の借入れが6億1000万円の増となり、前年度と比較して24億3000万円の増額予算となっています。今後も、継続の大型事業、給食センター、工業団地などへの投資が続いていく中、本市に求められる持続可能な財政運営が必要であることは言うまでもありません。

最初の質問は、限られた財源を有効活用というか、効果的に利用するため、既存事業の精査や新規事業の選択を行いながら進めていかれるかと思えますが、どのような策定方針に基づき中期財政計画を策定されているのかお尋ねをします。

○有働辰喜 議長

執行部の答弁を求めます。吉岡総務部長。

[吉岡隆 総務部長 登壇]

○吉岡隆 総務部長

御質問にお答えいたします。

本市におきましては、将来にわたって持続可能な行財政基盤を維持するため、中長期的な視点に立った財政見通しに基づき計画的な運営を行うため、財政計画を策定しております。

財政計画につきましては、毎年度の決算状況の反映、人口推計及び住民基本台帳等を踏まえた人口動態の加味、さらには物価高騰など、社会情勢の変化等を適宜反映させ、急激な財政需要の変化や不測の事態に対しても、機動的に将来予測を立て、財政運営の判断材料として活用しております。

以上、御答弁申し上げます。

○有働辰喜 議長

金光議員。

[13番 金光一誠 議員 登壇]

○金光一誠 議員

2回目の質問は、財政調整基金などの基金運用についてお尋ねをします。

基金とは、特定の目的のため、資金の積立て、財産の維持や事業費の財源に充てるために準備しておく、いわば貯金とも言えます。本市においては、市税の歳入増減や事業費の拡大により、収支に不足が生じる場合に、年度間の財源不足に備えるための財政調整基金や、地方債の借金返済に必要な財源を確保し、財政の健全な運営を行うための減債基金など、幾つかの基金が設置されています。

質問は、多額の基金をどのようにして運用しているのか、その運用方法についてお尋ねをします。

○有働辰喜 議長

執行部の答弁を求めます。吉岡総務部長。

[吉岡隆 総務部長 登壇]

○吉岡隆 総務部長

御質問にお答えいたします。

本市におきましては、令和6年度末時点で財政調整基金約54億円、減債基金約60億円、未来創造基金を含むその他特定目的基金約60億円など、合計約174億円の基金を保有しており、これらは市民の皆様の貴重な財産として、適切な管理運営に努めているところでございます。

具体的な運用手法につきましては、各基金の設置目的や資金需要の時期に応じて使い分けを行っております。

まず、財政調整基金につきましては、財政の健全な運営に資する目的で設置し、経済事情の変動による財源不足や災害復旧、その他緊急的な財政需要に即応できるよう、常に高い流動性を確保しておく必要があることから、主に普通預金や定期預金など、確実かつ即時運用可能な形で管理しております。

一方、減債基金及び未来創造基金につきましては、将来の市債の償還や特定の事業目的に資する目的で設置しておりますが、一定の基金残高を維持できる見込みのため、余剰資金の範囲内で、安全性に優れた地方公募債等の債券を購入し、より有利な利回りを確保する運用を行っているところでございます。

これら3基金の令和7年度運用益の見込みは約5200万円となっております。引き続き、地方自治法第241条及び山鹿市基金条例の規定に基づき、安全性を確保しつつ、より効率的な運用方法について、積極的に検討してまいります。

以上、御答弁申し上げます。

○有働辰喜 議長

金光議員。

[13番 金光一誠 議員 登壇]

○金光一誠 議員

今後も適切な基金の運用をお願いしたいと思います。

3回目の質問をします。財政調整基金の処分は、基金条例の第5条に示されており、1つに経済事情の変動等により財源が著しく不足する場合において、その不足額を財源に充てるとき、2つに災害が生じた場合の財源に充てるとき、3つに緊急に実施することが必要となった事業の経費に充てるとき、この3つの要件を満たせば基金を取り崩せることができるようになっております。

また、財政調整基金の年度末現在高の推移は、令和3年度で67億771万4000円、令和4年度、約63億円、令和5年度、57億円、令和6年度、54億689万6000円と、基金額は年々減少しており、3年間で約13億円が取り崩されております。

さらに、予算に関する資料には、令和7年度の基金の見込額31億9343万5000円、さらに令和8年度には14億1103万5000円の見込額となっております。令和7年度と令和8年度はまだ決算剰余金の配分等も決まっておりませんので、比較すること自体できませんが、病院への貸出し、工業団地整備への繰り出しなど、急激に基金が減少することは否めません。

これまでの予算調製については、不足する財源を財政調整基金などの基金から補ってきましたが、このような状況が続いていれば、近い将来、予算編成にも影響が出てこないか危惧するところです。

最後の質問は、山鹿市が財政困難にならないため、今後、財政調整基金をはじめとし、安定した基金の確保と財政運営をどのように進めていかれるのかお尋ねをします。

**○有働辰喜 議長**

執行部の答弁を求めます。吉岡総務部長。

[吉岡隆 総務部長 登壇]

**○吉岡隆 総務部長**

御質問にお答えいたします。

本市財政状況は、歳入面については人口減少や過疎化等により、自主財源が乏しい一方、歳出面については、社会保障費の増大、公共施設やインフラ設備の老朽化による社会資本整備費の増大、物価高など増加傾向が続いているなど、歳入歳出両面ともに大変厳しい状況にあります。

工業団地整備や給食センター建設といった大規模事業に取り組むため、令和8年度当初予算は過去最大となり、この財源として財政調整基金は一時的に減少せざるを得ない状況となっております。

しかしながら、工業団地整備は新たな企業誘致などにより地域を活性化するための、いわば先行投資であり、企業の進出が決定すれば、用地売却により先行投資分

を回収できる性格の事業です。

また、給食センターは、児童・生徒に安全・安心な給食を提供するために不可欠な事業であり、運用開始後は業務の集中化・効率化による管理運営経費の節減などで、長期的には財政負担の軽減効果が見込まれるものであります。

今後の財政運営に当たっては、費用対効果の低い事業の整理、人口減少等に伴う各種公共施設の役割の見直しと類似施設の統合、D Xによる業務の効率化、民間活力の積極的な導入などにより、効率的な運営に努めてまいります。

このことによりまして、基金に頼らない財政運営を目指し、緊急的な財政需要に対応可能な安定した基金の確保に努めてまいります。

以上、御答弁申し上げます。

○有働辰喜 議長

金光議員。

[13番 金光一誠 議員 登壇]

○金光一誠 議員

予算決算委員会の質疑でも、財政運営について大変心配された意見が出ておりました。補正予算や新年度予算に充当されている財政調整基金が、果たして返済されるのか心配をしているところです。

答弁でもありましたように、4つの方針を着実に進めていただきたいと思います。そして、大規模災害などへの対応や自主財源の少ない山鹿市にとっては、基金はなくてはならないものですので、安定した基金の確保に努めていただくことを願いまして、私の一般質問を終わります。

○有働辰喜 議長

以上で、金光議員の一般質問は終了いたしました。

ここで、10分間休憩をいたします。10時50分から再開いたします。

午前10時42分 休憩

○

午前10時50分 開議

○有働辰喜 議長

それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

次の通告順により、高橋龍一議員の発言を許します。高橋議員。

[9番 高橋龍一 議員 登壇]

○高橋龍一 議員

皆様、おはようございます。

議席番号9番、高橋龍一でございます。

令和7年度最後の定例会となりました。今年度も多くの議案を審議してまいりましたが、正しい判断ができたかどうか自問自答するばかりです。

さて、今回は去る3月及び9月定例会にて質問いたしました事柄について、その後の検討状況を確認させていただきたいと思っております。

まず、地区公民館の整備状況について、質問をいたします。9月定例会において、私の地元である三玉地区公民館を例に挙げて、その惨状について問題提起をさせていただきましたが、この質問の後、他の公民館の指導員さんからも連絡をいただきまして、反響が大きかったものです。

その指導員さんのお話では、小学校が廃校となった今、コミュニティー時の最後のとりでであるのがこの地区公民館だとおっしゃっておりました。しかしながら、災害時の避難場所でもある公民館にもかかわらず、老朽化が激しい上、トイレも和式のため、非常に使い勝手が悪いことを以前から訴えているが、一向に改善が図られないこと。また、同時期に建設された米田や八幡公民館の大規模改修が行われたので、次こそ我が公民館ではないかと期待しているが、その後の改修計画が示されないので腹立たしいとも言われておりました。

そこで、最初の質問です。地区公民館の役割や重要性については、先の御答弁にも十分認識されていることを確認しておりますので、私の問題提起以降において、具体的に着手された整備内容についてお尋ねをいたします。

#### ○有働辰喜 議長

これより執行部の答弁を求めます。西島教育部長。

[西島靖雄 教育部長 登壇]

#### ○西島靖雄 教育部長

御質問にお答えいたします。

令和7年9月定例会の一般質問でも申し上げましたとおり、本市の地区公民館、特に山鹿地域の施設においては築後40年以上が経過し、経年劣化による老朽化が進んでいる状況でございます。

市といたしましては、計画的な改修に加え、毎年の消防設備点検や地元からの修繕要望があった際には、速やかに現地調査を行い、必要に応じて補正予算等の措置を講じ、適時適切な対応に努めているところでございます。

議員お尋ねの昨年9月定例会後の具体的な対応状況につきましては、年度当初から計画していた修繕と、緊急の要望等により対応したものを合わせまして、市内4か所の地区公民館において、計11件の補修等を行っております。

その主な内容といたしましては、年度当初から計画していたものとして、三玉地区公民館フェンス改修工事、三玉・三岳・菊鹿地区公民館の消防設備修繕や、菊鹿

地区公民館消火栓ポンプ取替工事、また地元からの要望等を受け、現地調査を行って対応したものとして、大道地区公民館研修室LED化工事や、菊鹿地区公民館研修室空調設備修繕などで、これらの補修等につきましては、全て今年度内に完了する予定でございます。

以上、御答弁申し上げます。

**○有働辰喜 議長**

高橋議員。

[ 9 番 高橋龍一 議員 登壇 ]

**○高橋龍一 議員**

特に緊急性を要する火災報知機等の消防設備の不具合については、修繕が完了したことは安心をいたしました。

先日、議会報告会で大道公民館にお邪魔をいたしました。9月の質問の前に、状況をお尋ねしておりましたので、指導員の方に最近どうですかとお尋ねをいたしましたところ、先ほど御答弁でもありましたように、研修室の照明をLEDに替えてもらったことで、毎日勉強する子供たちの手元が明るくなって、大変喜んでいまして、本当にありがとうございますとお礼を言われました。私たち議員もそうですが、皆様公務員は、とかく批判を受けることが多い業種でございますが、皆さんが立案し、予算を粛々と執行していただくことで、必ず感謝されている市民の方がいらっしゃることを御紹介しておきます。

次に、今後の整備方針と計画について質問をいたします。緊急性のあるものは、今年度で対応いただいたとしても、雨漏りや壁のひび割れ、汚れ等への対応が残っておりますが、何もかも一度に整備することを求めているものではありません。今後数年かけてでも、順番で、米田・八幡の両公民館のように、全面的に改修ができませんでしょうか。令和8年度予算において計画されている整備内容と併せて、今後の整備方針について伺います。

**○有働辰喜 議長**

執行部の答弁を求めます。西島教育部長。

[西島靖雄 教育部長 登壇]

**○西島靖雄 教育部長**

御質問にお答えいたします。

昨年の9月定例会でも申し上げましたとおり、令和5年度から令和6年度に実施した米田地区公民館及び八幡地区公民館の改修工事において、想定を上回る老朽化の進行と、資材価格や人件費の高騰による工事費用の増大という課題が明らかになりました。

現在、多くの施設で老朽化が進み、地域や利用者の皆様から切実な御要望をいただいていることは重く受け止めております。一方で、限られた財源の中で全ての要望に一度に応えることは困難であり、将来を見据えた工事費用の平準化を図る必要もございます。

そこで、今後の整備方針といたしましては、利用者の安全確保を最優先に、2つの視点で進めてまいりたいと考えております。

まず第1に、利用者の安全・安心に直結する緊急性の高い不具合につきましては、計画策定によらず、速やかに修繕等の対応を行ってまいります。

第2に、抜本的な対策としての長寿命化工事につきましては、まずは現施設の状況を正確に把握する必要があります。そのため、専門的な構造・老朽化調査を実施し、客観的な指標を得た上で、各施設の整備計画を策定してまいります。

なお、お尋ねの令和8年度予算につきましては、老朽化が進んでいる地区公民館の構造・老朽化調査をはじめ、三玉・大道地区公民館の屋根改修工事や三岳地区公民館の床貼替工事のほか、菊鹿地区公民館のLED化工事などを予定しており、本定例会に当該予算を計上しております。

以上、御答弁申し上げます。

○有働辰喜 議長

高橋議員。

[ 9 番 高橋龍一 議員 登壇 ]

○高橋龍一 議員

令和8年度予算で計画されている整備については承知をいたしましたので、年度が替わりましたら、速やかに発注をいただきますようお願いいたします。

また、その後の長寿命化工事については、構造・老朽化調査の後に検討されるので、その結果を待ちたいと思います。

いずれにせよ、外見の老朽化具合からも判断しても、1公民館当たり、相当額の整備費が必要になることから、今後数年かけての整備になるとは思いますが、今後のタイムスケジュールをお示しいただければ、地域としてもそれに合わせて準備ができますので、財政状況を圧迫しない範囲で明確な結論を期待いたしまして、次の質問に移ります。

次に、公営住宅についての質問を行います。先ほど、金光議員より浦田団地の計画についてのお尋ねがありましたが、私からは、地元である久原団地について伺いたしたいと思います。

3月定例会において、久原団地の空室の状況や、それに伴い雑木が生い茂る状況や、自治会活動に支障を来していることを鑑み、入居条件の緩和等が検討できない

か問題提起を行いました。その後、昨年暮れに目的外使用により有効活用を図りたい旨の説明を受けました。その内容について、再度詳しく御説明をいただきたいと思いをします。

○有働辰喜 議長

執行部の答弁を求めます。隈部建設部長。

[隈部光麿 建設部長 登壇]

○隈部光麿 建設部長

御質問にお答えいたします。

公営住宅は、住宅に困窮する低所得者に低廉な家賃で住居を提供し、生活の安定と自立を支えることを目的としています。一方、目的外使用は、本来の入居対象者の入居を妨げない範囲で住宅の使用条件を緩和し、地域の実情に応じて住宅の有効活用を図る制度です。

今回、目的外使用の対象となる久原団地は、全体で210戸の郊外型公営住宅ですが、平成25年度から令和7年度にかけて、入居戸数は208戸から138戸へと減少しており、団地の活性化が求められているため、目的外使用により住宅利用の拡大を図ることとします。

具体的には、県内への企業進出に伴う労働者の住居確保や、民間賃貸住宅の入居が困難な外国人労働者の居住支援を目的とし、借主は事業者で、その従業員が住居として使用することを許可します。

対象住戸は、久原団地内の鉄筋コンクリート造4階建ての3棟のうち、現在入居希望が少なく空室が多い2棟の3階と4階の合計20戸を予定しております。

以上、御答弁申し上げます。

○有働辰喜 議長

高橋議員。

[9番 高橋龍一 議員 登壇]

○高橋龍一 議員

外国人を含む県内企業進出に伴う労働者の住居として一部を利用したいとの御答弁でありました。

山鹿市に居住する外国人については、数年前にお尋ねしたときには500名程度との御答弁でしたが、現在ではもう少し増えているものと思われまますので、住居について潜在的なニーズがあることは理解できます。

一方で、埼玉県川口市に見られるように、外国人とのトラブルも懸念される所です。生活習慣や文化の違いから、既に居住している住民とのあつれきは生じないのか。また、自治会費の負担や公役等の地域活動への参加は可能なのか。幾つも

心配が出てまいります。自治会としても、その辺りの懸念は当然に感じられると思いますが、それに対する対策をどうお考えなのか伺います。

○有働辰喜 議長

執行部の答弁を求めます。隈部建設部長。

[隈部光麿 建設部長 登壇]

○隈部光麿 建設部長

御質問にお答えいたします。

公営住宅は様々な人が生活する共同住宅であるため、入居申込みに際しては、他者に迷惑を及ぼす行為をしないことなどの遵守事項の周知を行うとともに、地域活動への積極的な参加もお願いしています。この点につきましては、目的外使用の入居者に対しても同様の対応を求めてまいります。

また、借主である事業者に対しても使用申請の際に十分に説明を行い、入居する従業員への指導徹底を依頼いたします。さらに、万が一トラブルが発生した場合には、当該入居者と借主である事業者の双方に指導を行い、再発の防止に努めるよう求めてまいります。

以上、御答弁申し上げます。

○有働辰喜 議長

高橋議員。

[9番 高橋龍一 議員 登壇]

○高橋龍一 議員

入居者は外国人を含むが、借主は事業者となるので、入居者はもちろん、事業者にも指導を徹底するとの御答弁でありました。もしものトラブル時には、借主である事業者が積極的に関与いただけるかどうか、入居後の状況を注視していきたいと思えます。

久原団地は、本市最大級の公営住宅であります。ゆえに、これまで地域への影響が大きいものがありました。私が小学校の頃に、最初の棟が建設されるまでは、三玉小学校は旧山鹿市内でも2番目に小規模な学校でしたが、その後、団地の規模拡大に合わせて、徐々に児童数が増えていき、今でも存続しております。また、入居していた若夫婦が団地周辺に自宅を新築し、新しい住宅地もできたことで、校区全体で約1,000世帯、3,000人前後の人口を維持してきました。

今回の目的外使用の決定が地域に大きな影響を及ぼすとは思いませんが、これまでの平穏な暮らしに影響がない範囲で活性化が図られることを望みまして、次の質問に移ります。

最後に、山鹿ビルについてお尋ねをいたします。1月から2月に行いました議会

報告会においても、市民の皆様の関心があったのが中心市街地をどう活性化していくかということです。その中で、山鹿ビルが今後どうなるかというのが注目されるわけですが、現時点での進捗状況と今後の方針として、現在策定中のグランドデザインとの関係性について、お答えいただける範囲でお尋ねをいたします。

○有働辰喜 議長

執行部の答弁を求めます。隈部建設部長。

[隈部光麿 建設部長 登壇]

○隈部光麿 建設部長

御質問にお答えいたします。

山鹿ビルの現況につきましては、これまでに何度か答弁を行っており、直近では昨年6月の定例会でも御説明しましたように、山鹿ビルは区分所有権が設定されており、本市単独の判断では取壊しが難しく、区分所有者の方々と個別に交渉を進めておりましたが、進捗が滞る状況が続いていました。

そのため、マンションの建替え等の円滑化に関する法律に基づき、強制的な買取りもできるように進めてまいりました。強制買取りには幾つかの条件が必要となりますが、具体的には、地震に対する安全性の基準に適合しない建物として、要除却マンションの認定を令和7年3月に熊本県から取得し、続いて同年10月には解体を前提に山鹿市が買受者となる買受計画の認定を受けております。

これらの前提条件となる2つの認定を受けた後、12月には区分所有者によるマンション敷地売却決議集会を開催し、山鹿市が買受者となり解体に向けた手続を進めることについて承認されました。

今後のスケジュールとしましては、令和8年度に各区分所有者との土地売買契約や移転登記作業を実施し、本市への所有権移転手続を行います。その後、解体工事に向けたアスベスト調査や解体設計を進め、解体工事は令和9年度の着工を目指しています。工事は山鹿灯籠まつりに支障が出ないように配慮し、令和9年9月頃から令和10年度にかけての1年から1年半ほどの工期を想定しております。

なお、解体後の跡地利用につきましては、現在策定中のまちなかグランドデザインの中で、山鹿ビルが位置しているエリアの将来像を検討しているところであり、その検討結果を踏まえ、エリアの将来像を実現するのにふさわしい整備を進めてまいります。

以上、御答弁申し上げます。

○有働辰喜 議長

高橋議員。

[9番 高橋龍一 議員 登壇]

## ○高橋龍一 議員

建物が区分所有ということで、これまで粘り強い交渉を重ねていただいたことで、解体までの見通しがついたことは喜ばしいことであり、担当の職員さんの御努力に敬意を表したいと思います。

建物解体後は、商工関係団体等や地元住民の方々の意見も取り入れながら、山鹿の顔としてふさわしい活用方法を決定していただくことを切に希望して、この質問を終わります。

最後に、今回の定例会から、議会改革の一環として、予算決算委員会のやり方が変更されました。これまで委員会所管の事項だけを審議していた形から、全ての予算を全員で審議することになりましたが、早速、本市の財務状態の脆弱性が浮き彫りとなりました。現在進行しています工業団地建設や給食センター建設という大きなプロジェクトに加え、山鹿ビル取壊しや医療センターへの支援等、今後ますます資金需要が旺盛になってまいります。

本市にとりまして、今後数年が財政上の正念場となる実情でありますので、執行部におかれましては、選択と集中の理念の下、より慎重な財政運営をお願いいたしまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

## ○有働辰喜 議長

以上で、高橋議員の一般質問は終了いたしました。

次の通告順により、古川和博議員の発言を許します。古川議員。

[12番 古川和博 議員 登壇]

## ○古川和博 議員

皆さん、おはようございます。

議席番号12番、清風やまが、古川和博です。よろしく申し上げます。

最初に、1階エレベーター横の非常階段に貼ってある標語を、皆さんも御覧になったと思います。あの1段目が、もう本当にいかしておりまして、上るの、上らないの、どっちなんだいと貼ってあります。あれを見るたびに負けんぞと思ひまして、最近はその階段を利用しています。あの標語は、どれもヒット賞であり、市長もおっしゃっておられましたけれども、市長のポケットマネーで何かされたらいいなと思っております。

さて、発言通告に従い、今回、後期計画として提出された過疎地域持続的発展計画、令和8年から令和12年を指しますが、に基づく過疎地域のこれからと題して、3点質問をいたします。

1点目、過疎地域持続的発展計画の骨子について、2点目、本計画に基づき中山間地域の農林業の振興について、3点目、過疎地域公共交通のこれからの対応

されるのかにつき、一問一答にてよろしくお願ひいたします。

冒頭に、令和5年12月本会議での過疎対策事業債、過疎債の現状と今後を質問した際の一部を御紹介します。過疎債の活用は、人口の著しい減少に伴う地域社会の活力低下を防ぎ、持続的発展を図るための特別措置として、1970年に時限立法として制定以降、直近の改正は令和3年4月1日から本年3月31日を前期計画とする第5次過疎法として今日に至っております。当時の答弁からは、過疎対策事業債の累計発行額は197億円、主な目的には地方道路整備事業などの土木債に68億円、教育文化体育施設整備事業などの教育債に26億円、物産館環境整備事業などの農林水産業債に11億円、さくら湯再生事業等の商工債に11億円と回答を受けたところです。

では、1回目として、後期計画である過疎地域持続的発展計画の骨子から、過疎地域の指定状況なり、財政上の特例措置について質問します。また、質問の都合上、これより過疎持続計画と略称します。よろしくお願ひします。

○有働辰喜 議長

これより執行部の答弁を求めます。吉岡総務部長。

[吉岡隆 総務部長 登壇]

○吉岡隆 総務部長

御質問にお答えいたします。

本市は、合併前の鹿北町、菊鹿町、鹿央町が過疎地域の指定を受けていたことから、合併後は特例により、市全域を過疎地域とみなすみなし過疎の指定を受けております。

全国の指定状況につきましては、令和4年4月1日時点で全国1,718市町村のうち885市町村が過疎地域に指定されており、これは全市町村の51.5%を占める状況でございます。

また、熊本県内では、全部過疎26市町村、一部過疎5市町村、そしてみなし過疎は本市のみとなっており、県内45市町村のうち32市町村が過疎市町村となっております。

過疎地域としての指定に基づき、地域の持続的発展に関する基本方針や実施すべき施策等を定める過疎地域持続的発展計画を策定し、その計画に位置づけることにより、元利償還金の70%が普通交付税に措置される過疎対策事業債の発行など、財政上の特例措置を活用することが可能となります。

本市では平成17年度から令和6年度までの20年間で、累計約239億円の過疎対策事業債を発行し、社会資本整備や地域医療の確保、集落の維持・活性化など、ハード・ソフト両面での施策を推進し、地域の持続的発展に取り組んできたところです。以上、御答弁申し上げます。

○有働辰喜 議長

古川議員。

[12番 古川和博 議員 登壇]

○古川和博 議員

県下では、山鹿市のみがみなし過疎指定とのこと、みなし過疎の指定要件は、以前も申し上げましたが、主に3区分に分かれております。1つ目、自治体規模要件、過疎区域の面積が全体面積の2分の1以上であること、2つ目、人口要件として、中長期的に市の人口が減少していること、3つ目、財政力要件として、市財政力指数が0.51以下の要件に該当することで、起債や補助債、補助割合のかさ上げ等の有利な特別措置が講じられるものであります。累計239億円を発行し、市全体の持続的発展に取り組んでいるとの答弁でした。特に地方道路整備事業等の進捗では、舗装率96.2%まで整備されている現状です。

過疎対策事業債の最大の有利性は、答弁にもありましたが、起債により事業費を捻出しても、将来の負担が軽減されるよう、元利金償還の7割が後年度、国から交付税として戻される仕組みであり、実質市の負担は3割で済むという、自治体に対する破格の優遇策を伴う財政支援策だとも述べられています。

本市にとって、財政運営上なくてはならない起債ながら、発行期限は令和12年度までと定められる反面、今日では過疎法の在り方に異を唱える政策提言がなされるなど、先が見通せない状況に、2回目として、この過疎指定地域の鹿北、菊鹿、鹿中央地域の振興や支援についての取組についてお伺いいたします。

○有働辰喜 議長

執行部の答弁を求めます。吉岡総務部長。

[吉岡隆 総務部長 登壇]

○吉岡隆 総務部長

御質問にお答えいたします。

今回御提案しております山鹿市過疎地域持続的発展計画に基づき、各地域の特性や資源を生かした産業の振興、生活環境の整備、交通手段や医療の確保、さらには集落の維持・活性化など、市民生活に欠かせない幅広い施策を総合的に推進してまいります。

議員御指摘のとおり、合併前から過疎地域の指定を受けている3地域の振興は、本市全体の持続的発展にとって大変重要であると認識しております。各地域が担う役割や特性を相互に補完し合いながら、計画に定める事業を着実に推進することで、市全体の一体的発展と持続可能な地域社会の形成を目指してまいります。

以上、御答弁申し上げます。

○有働辰喜 議長

古川議員。

[12番 古川和博 議員 登壇]

○古川和博 議員

答弁より、過疎3地域の振興は大変重要であるとの認識を示されましたが、前回答弁では、財政需要を見据え、優先順位を明確にして発行していくとの回答を受けています。

後期計画の財政状況欄では、先ほど高橋議員からもありましたけれども、財政基盤の強さを示す財政力指数が0.34、地方税や地方交付税といった歳入に対し、人件費、社会保障費など、経常的経費を充てた経常収支比率は99.0%と、自主財源の乏しさなり、硬直した財政状況から、新たな政策に回す財源の確保、踏み込んでいけば、これから先、過疎3地域に特化した新規事業の展開などは困難ではと懸念しております。

また、あと16年後に迫っております2040年問題から、国立社会保障人口問題研究所の本市の将来推計によれば、高齢化率が全国平均の約34.8%の予想に対し、山鹿市、約44%に達する見込みとされ、生産年齢人口と高齢者人口の比率はおおむね1対1に近づき、現役世代1人で高齢者1人を支える構造変化が想定されています。昔の騎馬戦で例えれば、3人で1人を担いでいたものを、1人で1人を担いで走ることを意味します。10メートルも走れないのではと危惧するところですし、20歳から39歳の若年層割合は約7%台まで低下、地域経済や担い手確保に大きな影響が出ると言われています。これは単なる統計上の変化ではありません。地域経済、医療、福祉、教育、あらゆる分野に影響を及ぼす重大な構造変化であります。最近の報道からも、人口減少のスピードが予測から17年前倒しで進んでいることを考慮すれば、令和10年の過疎持続計画の中間評価が行われますが、そのときには大幅な計画の修正も予想されると心配するところです。

長くなりますが、参考までに、過疎3地域の1月31日現在の状況を紹介します。鹿北町、全体人口3,143人、うち65歳以上1,584人、高齢化率は50.4%であります。菊鹿町、全体人口5,021人に対して、65歳以上2,439人、48.6%。鹿央町、全体人口3,669人、65歳以上1,680人、45.8%の高齢化率となっております。

昨年9月議会において、市全体での高齢化率39.3%、うち過疎3地域では47.5%と紹介しましたが、48.2%まで跳ね上がっています。本市全体人数の25%に当たる1万1833名の皆さんが過疎3地域で暮らしておられ、65歳以上、5,703名の高齢者の皆さんによって、里山が守られている現状であります。前期計画を基本的に踏襲されているのは理解しますが、単なる事業の継続ではなく、重点をどこに置くのか、

地域を絞り、市民に対して示す対策が急務ではと強く感じております。同時に策定される第3次山鹿市総合計画に個別具体的な施策が未来ビジョンとして落とし込まれることを切望し、2点目の質問です。

過疎持続計画の取組対象は、みなし過疎全域の産業の振興をはじめとした交通施設の整備、医療の確保、教育・文化、再エネの利用など、多岐にわたっております。今回は、中山間地域の農林業の振興及び過疎地域の公共交通の2点に限って質問します。

中山間地域農業の持続化につきましては、これまで何度もお尋ねしてきておりますが、令和5年12月定例会の質問で申し上げた文言の一部です。今や中山間地域において、集落の人口減少、高齢化による農地・山林と、農村資源の維持管理や農道畦畔の草刈り等をはじめ、冠婚葬祭等、生活の相互扶助といった集落機能は低下の一途であり、維持が困難になっています。農林業センサスからも、世帯主の年齢が高くなるほど、心配事として、近くに病院がない、近くで食料や日用品を買えない。猿、イノシシ等、獣が現れることを最も困っているとのアンケート結果を2年前に紹介いたしました。あれから状況は悪化していると判断しています。

このような中、執行部として、振興策など、どのようにお考えなのかお伺いします。

**○有働辰喜 議長**

執行部の答弁を求めます。鶴川農林部長。

[鶴川浩一郎 農林部長 登壇]

**○鶴川浩一郎 農林部長**

御質問にお答えいたします。

中山間地域は、本市における自然環境の保全や地域文化の維持、さらには農林業を通じた地域経済の発展において重要な役割を果たしております。しかしながら、現状では人口減少や高齢化、担い手不足などの課題が顕在化しており、地域の活力低下が懸念される状況にあります。

こうした状況を踏まえ、本市では次の施策を展開し、中山間地域の生産者が生産意欲を持って、持続的に農林業に従事できるように所得の安定と向上を目指し、農林業の振興と持続的な地域づくりを推進してまいります。

まずは、担い手の育成と確保です。意欲的かつ創意工夫を持って農業に取り組む担い手や新規就農者に対し、初期投資や生産活動に支援を行っていくとともに、就農サポート体制の充実により、地域農業の維持と活性化を推進してまいります。

次に、地域特性を生かした農産物振興です。中山間地域には、棚田や傾斜地といった独自の農地形態が存在すると同時に、高品質な農作物や特産物を生産するポテ

ンシャルが秘められております。本市では、こうした地域特性を生かし、主要作物である栗やタケノコ、シイタケ、お茶、米を中心に、さらなる生産強化、高付加価値化を図っております。

特に、生産条件の厳しい地域においては、中山間地域等直接支払制度により、棚田の保全管理や地域の実態に即した取組を進めるとともに、今後、国の事業である大区画化等加速化支援事業を活用し、樹園地や水田等の再整備を行うなど、スマート農業による作業の省力化・効率化をさらに推進してまいりたいと思います。

また、本市が誇る豊かな森林資源を活用し、山鹿市産木材の家づくり事業等による移住定住の促進や、水源涵養などの多面的機能の発揮に努め、森林整備や林道・作業道の整備、林業従事者の育成等を図りながら、持続可能な林業経営を支援し、本市のさらなる林業振興に寄与してまいりたいと思っております。

中山間地域の農林業を維持・発展させていくことは容易なことではございませんが、市といたしましては農林業者が地域特性を生かした農林産物の生産による所得の向上と、自立した経営ができるよう、各種施策を講じてまいりますとともに、農林業が柱となり、中山間地域から始まる地方創生が実現できるよう進めてまいります。

以上、御答弁申し上げます。

**○有働辰喜 議長**

古川議員。

[12番 古川和博 議員 登壇]

**○古川和博 議員**

これまでも執行部として地域の皆さんの困り事など、真摯に向き合って対応いただいていることは承知しています。山鹿市のみの過疎問題ではなく、全国も同様と考えます。

答弁のとおり、1番目には、担い手の確保が急務とのこと、鹿北町に移住定住された若い御家族は、栗園を承継し、規模拡大したい熱い思いなど、里山暮らしを発信・拡散してくれています。2番目には、農林水産物の振興として、特用林産物である栗、タケノコ、お茶、シイタケ、そして米の高付加価値化を上げられました。今回初めて、シイタケの種子駒補助も事業化されました。3番目には、持続可能な林業経営を支援し、林業振興に努めるとの答弁ながら、総体的には中山間地域農林業の維持発展が容易ではないとの認識も示され、これまでの政策の継続では打開策が見いだせない状況と判断しています。過疎持続計画に載せてある農地有効利用欄から、棚田の文字が消えております。このままでは、ただ待つだけになるのではと恐れを抱いております。

中山間地域農業は、地域の基盤です。農業を守るだけでなく、稼ぐ産業へ転換する視点も必要です。大胆な発想の転換として政策提言を述べます。1番の担い手対策として、農業を担う後継者には田畑に係る固定資産税を一部減免する税の優遇措置を講じること、これは税収の規模要件より支えているという強いメッセージの発信が必要と判断します。2番、特用林産物のうち、栗園については園地流動化を促進するため、所有者への奨励措置、過去にも申し上げましたが、10アール当たり1万5000円程度を交付することなどを講じ、意欲ある担い手へ園地を集積させること。笠間市では、既に取り組みまれております。山鹿和栗ブランド化の加速化を図るために、品種を定め、2L以上の良質な大玉栗の生産者を囲い込み、一般栗との差別化を急ぐこと。また、1日も早く本市に栗のペースト工場を誘致し、6次化の振興及びブランド栗として、ふるさと納税に波及させること。3番目、林業振興については、市外から森へ誘導する政策を展開すること。

一例として、3月14日、今週でありますけれども、ゆうきの森コンと題して森の婚活であります。森林で婚活が企画され、20代から40代の独身男女が参加、特に市外の申込みが多いと聞いております。この取組は、6年前から子供たちを対象に、環境教育や一般向けの森林ツアーなど、森林への入り口づくりとして、株式会社ゆうきが継続して取り組む中、新たな交流イベントを仕掛けられたものであります。2つ目に、林業に関しましては、森林の公園化、森林公園を造成すること。できるだけ予算をかけずに、自然な形で市外から森に触れさせることを仕掛けることを提案するものであります。

過疎先進地である人口減少が著しい鹿北町などを対象としたモデル化とし、いろいろな問題を積み上げ、ノウハウを蓄積しなければ、いずれ山鹿全域の体制整備が必要になってきます。それを確信して、勝手にありましたが、提言とさせていただきます。

答弁の最後に、農林業が柱となり、中山間地域から始まる地方創生が実現できますようにありました。お互いに知恵を絞って進めていきたいものです。

では、3点目、過疎地域公共交通の在り方について、どう対応されるか御質問します。本件については、過去にも取り上げております。その際、主要な路線バス停をハブ化できないかなどをお尋ねしましたが、財政状況も絡み、今日に至っているものと思います。ただ、高齢者等のベンチ設置は見かけますが、高校生等が多い乗降場などには屋根がないため、対応が必要ではないかと思うところです。

過疎地におきましては、先ほどから述べている現状であり、交通手段が確保されなければ、地域で暮らし続けること自体を難しくする問題であります。特に近年は、運転免許の自主返納も進んでおり、車に頼らない移動手段をどう講じるのかは、重

要な政策課題になると考えます。答弁をよろしく申し上げます。

○有働辰喜 議長

執行部の答弁を求めます。小山市民部長。

[小山天 市民部長 登壇]

○小山天 市民部長

御質問にお答えいたします。

本市の地域公共交通は、路線バスの運行を基本としておりましたが、自家用車の普及などによりバス利用者が減少し、過疎地域を中心に路線統合や廃止が進んでおります。そのため、路線バスが運行していない地域の補完を目的に相乗りタクシーの運行を行っております。

路線バスは、山鹿バスセンターを起点に、熊本市、玉名市、菊池市、南関町、大津町を結ぶ路線が運行されており、相乗りタクシーは、路線バスが運行していない地域を4つのエリアに分け、事前予約制により各地域と市街地間を結ぶ運行を行っております。

また、路線バス廃止に伴い、令和5年10月から道の駅かほくと山鹿バスセンターを結ぶ定時定路線のジャンボタクシーを運行しております。過疎地域においては、相乗りタクシーが主に運行しており、週6日運行への統一や乗降場の増設、70歳以上の方を対象とした特例エリアの設置による利用条件の緩和、AIによる予約配車システムの導入とコールセンター設置など、利便性向上を図る取組を進めてまいりました。また、出前講座などにより、相乗りタクシーの利用促進を図っております。

今後も、利用促進を図りながら、さらなる利便性向上と安定的で効率的な交通網を整備し、活用できる国の交付金などを調査研究しながら、将来にわたって持続可能な地域公共交通ネットワークの構築に取り組んでまいります。

以上、御答弁申し上げます。

○有働辰喜 議長

古川議員。

[12番 古川和博 議員 登壇]

○古川和博 議員

令和5年10月より、現在の運行状況の中に、令和6年、AIによる予約配車システムの導入なり、市民の利便性の追求のため、出前講座を開設されるなど、県下では先進自治体の取組をググリましたところ、菊池市がいわゆるデマンド交通の先行導入として紹介されていますが、本市も負けていないと思いますし、国土交通省が推進するグリーンスローモビリティという低速電動車を活用した地域交通も注目されております。熊本県内では、南小国町や天草市などで導入され、買い物や通院

などの近距離移動の支援に活用されているそうです。

山鹿市は、観光資源も豊富であり、生活交通と観光交通を組み合わせた新しい交通モデルの可能性もあり、地域共助型の移送支援制度の検討も視野に、地域住民やNPOなどと連携し、高齢者の移動を地域で支える仕組みづくりも重要になってくると思います。

高齢者の移動確保は、福祉政策であると同時に、地域経済の活性化にもつながるなど、まさに公共交通は生活を支える血流と表現できます。誰もが安心して暮らせる選ばれる山鹿づくりのため、よろしく願いいたします。

総括とさせていただきます。今回3つのテーマに分かれて質問しましたが、根底にあるのは1つです。それは人口減少社会において、これから山鹿市がどう持続可能な未来を築くのかという問いであります。過疎地域持続的発展計画は、方向性を示す羅針盤と言えるものであります。長年にわたり転出超過が続く本市にとって、若年層の進学・就職期の流出は課題であり、特に若年女性の社会増減改善を政策目標に据え定着を促すことが、将来世代を支える土台づくりとなります。計画を策定することを目的とされるのではなく、市民が実感できる成果を残すことが使命と考えます。5年後に振り返ったとき、人口減少が緩やかになった、若い世代の転出が減った、農業と交通が持続可能な形に近づいた、そう市民が実感できる山鹿市となることを強く期待し、私の質問を終わります。

#### ○有働辰喜 議長

以上で、古川議員の一般質問は終了いたしました。

ここで、昼食のため休憩をいたします。再開は、午後1時より行います。

午前11時42分 休憩

○

午後1時00分 開議

#### ○有働辰喜 議長

休憩前に引き続きまして、会議を開きます。

次の通告順により、永田紘二議員の発言を許します。永田議員。

[20番 永田紘二 議員 登壇]

#### ○永田紘二 議員

議席番号20番、永田紘二でございます。

発言通告に基づきまして、一般質問を3点行います。

1点目には会計年度任用職員の雇用について、2つ目には小中学校小規模特認校について、3点目には小学校屋内運動場についてをお伺いをしていきます。一問一答にてお願いを申し上げます。

まず、1点目の会計年度任用職員の雇用についてお伺いをいたします。会計年度任用職員の雇用については、令和3年度290名、令和7年度には341名、5年間で50人増加しております。現在の会計年度任用職員の雇用に対して、採用の状況、雇用に対する基準等についてお伺いをいたします。

○有働辰喜 議長

これより執行部の答弁を求めます。吉岡総務部長。

[吉岡隆 総務部長 登壇]

○吉岡隆 総務部長

御質問にお答えいたします。

令和8年3月1日現在、一般会計では10歳代から80歳代まで、328人の会計年度任用職員を採用している状況でございます。採用に当たりましては、規則に沿って必要な職種を定め、試験や選考を行っております。任期は1年間ですが、業務上必要と認められ、かつ勤務成績が良好な方については、継続して任用を行っているところ です。

この継続した任用につきましては、総務省からの通知において、任用回数や年齢などで一律に任用の機会を制限することなく、適性或勤務の実績などを踏まえ判断すべきとされております。

国の法律におきましても、募集や採用の際に年齢を理由とした制限を設けることは、例外を除き禁止されているところでございます。

以上、御答弁申し上げます。

○有働辰喜 議長

永田議員。

[20番 永田紘二 議員 登壇]

○永田紘二 議員

会計年度任用職員の雇用について、2回目の質問をいたします。

先ほど、会計年度任用職員の雇用状況で、令和8年3月1日現在、10代から80代、328人の雇用と報告をいただきましたが、会計年度任用職員の人件費、それから新規雇用の状況等についてお伺いをいたします。

○有働辰喜 議長

執行部の答弁を求めます。吉岡総務部長。

[吉岡隆 総務部長 登壇]

○吉岡隆 総務部長

御質問にお答えいたします。

一般会計の当初予算における採用予定人数と予算額は、令和7年度は341人で12

億1277万円、令和8年度は330人で12億2972万円でございます。給与水準の上昇の影響により約1695万円増額しておりますが、人員の体制としましては、11人の削減を行っているところです。

各課から、新しく人を雇いたいという要望があった場合につきましては、新規事業に伴うものに限定し、単に事務職員を増やすだけの増員は原則認めておりません。

申請に際しては、理由書などの提出を求め、事業量に見合う適正な人数であるか、厳しくチェックを行っているところでございます。

以上、御答弁申し上げます。

○有働辰喜 議長

永田議員。

[20番 永田紘二 議員 登壇]

○永田紘二 議員

会計年度任用職員の雇用について、3回目の質問を行います。

今までの任用職員の推移を見ますと、雇用対象は10代から80代までで、令和3年は290名でありました。令和7年に341名であります。117%、約50名の増になっております。人件費を見ますと、令和3年には5億9719万円、令和7年には12億1277万円という数字を見ますと、6億1558万円も増加をしています。対比からすると約200%ぐらいの人件費が出ていっているということでもあります。これに関しましては、もう御案内のとおり、途中、会計年度任用職員の処遇改善がありましたので、増加している見込みも見えます。令和8年度には330人で、12億円という予算を計上してありますし、人出不足と言われる中で、欲しいだけいっぱい人を雇ってくるとするならば、市の財政にも大きな枠の中の財政じゃなくて、一般的な財政にも影響を与えるだろうと。特に、経常収支比率の令和6年度は99%でありました。当然、そういうものに影響を及ぼしてくると思います。

任用に当たりまして、任用の回数、年齢について、総務省の通知や国の法律で制限をされていますが、例外を除くという文言が入っております。山鹿市として、何とかその規制等の基準をつくるようなことはできないものか伺いをします。

○有働辰喜 議長

執行部の答弁を求めます。吉岡総務部長。

[吉岡隆 総務部長 登壇]

○吉岡隆 総務部長

御質問にお答えいたします。

総務省からの通知及び法律の考え方を踏まえますと、本市において、任用の機会を狭めてしまうような独自の基準を設けることは難しいと考えております。しかし

ながら、適正な定員管理や人件費の抑制は重要な課題であると認識をしておるところです。

今後につきましては、新規の採用を制限しつつも、業務そのものの効率化や民間委託の活用も含めた仕事のやり方の見直しを行い、組織全体として適正な人員配置となるよう、引き続き努めてまいります。

以上、御答弁申し上げます。

**○有働辰喜 議長**

永田議員。

[20番 永田紘二 議員 登壇]

**○永田紘二 議員**

2点目の小中学校小規模特認校について、お伺いをいたします。

山鹿市立小・中学校就学等に関する規則が平成17年1月合併時に制定をされております。小規模特認校の指定をこの規則の中で定めてありまして、令和2年、令和6年と改正をされてきておりますが、小規模特認校を設置した趣旨について、また児童・生徒の現状等についてお伺いをします。

**○有働辰喜 議長**

執行部の答弁を求めます。北本教育部首席教育審議員。

[北本憲仁 教育部首席教育審議員 登壇]

**○北本憲仁 教育部首席教育審議員**

御質問にお答えいたします。

小規模特認校を設置した趣旨は、地域の特性を生かした独自の教育活動を展開する小規模の小学校または中学校において、児童・生徒の適性を生かした教育を受けさせたいという保護者の希望に応えるとともに、教育活動の一層の活性化を図るものです。本市で取り組んでいる誰一人取り残さない教育の実現のために、児童・生徒の様々なニーズや状況に応じて、教育を受ける機会を創り出しております。

令和7年度、本市の小規模特認校である鹿北小学校の児童数は123名、鹿北中学校は64名で、そのうち小規模特認校利用者は、鹿北小学校が12名、鹿北中学校が11名となっております。

小規模特認校を利用している児童・生徒は、少人数で過ごす環境での授業や学校行事において、生き生きと活動する場面が多くあり、友達や先生、地域の方などの他者との関りを深めて、自信を持って学校生活を送っているところです。

一例を挙げますと、学校の先生との相談の中で、小規模特認校の存在を知った児童・生徒が、転学した後に周囲の友達や先生に支えてもらって苦手なことに挑戦してやり遂げるなど、温かく受け入れる学校の雰囲気になじみ、自ら活動する機会が

増えて自信を持ち、先日行われた大きな催しにおいて、たくさんの市民を前に堂々と発表するまでになるなど、仲間とともに充実した学校生活を送ることができております。

一方、受け入れる側の児童・生徒につきましては、新しい仲間との出会いや関わりによって、新たな人間関係を築き、つながりを深める機会となり、児童・生徒自身の成長とともに、学校全体の活性化につながっております。

なお、小規模特認校については、令和6年6月議会において、小規模特認校の成果と課題についての質問があっており、利用する児童・生徒の輝くという希望に満ちた変化、それを受け入れる児童・生徒の優しい心で活性化している状況がはっきりと認識することができたという発言をいただいております。

また、小規模特認校では、原則保護者の送迎としておりますが、保護者による送迎が困難な場合に、タクシーによる登下校の支援も行っております。このことで、児童・生徒が確実に登校し、学ぶことができております。

以上、御答弁申し上げます。

**○有働辰喜 議長**

永田議員。

[20番 永田紘二 議員 登壇]

**○永田紘二 議員**

小規模特認校の2回目の質問を行います。

山鹿市の小規模特認校の登下校については、原則、保護者が送迎することとなっておりますという答弁をいただきました。現在のスクールタクシーの利用を見ますと、令和7年、小学校で12人のうち10人がスクールタクシーであります。中学校におきましても、11人のうち9人がスクールタクシーで通っていると。ちょっとウエイト的には多いなという気がするんですが、タクシーによる登下校支援の仕組み、どのようになっているのかをお伺いをいたします。

**○有働辰喜 議長**

執行部の答弁を求めます。北本教育部首席教育審議員。

[北本憲仁 教育部首席教育審議員 登壇]

**○北本憲仁 教育部首席教育審議員**

御質問にお答えいたします。

小規模特認校では、保護者が送迎することを原則としておりますが、保護者の就業の状況や家庭における家族の介護等の状況により、児童・生徒の送迎が困難と判断した場合にタクシーの利用を許可しております。

具体的には、保護者が学校に提出する小規模特認校タクシー利用許可申請書に記

載されている保護者の就業状況や家庭状況を含めたタクシー利用の希望理由等の情報を基に、教育委員会が設置する小規模特認校タクシー利用審査委員会に諮り、審議・審査のうえ、タクシー利用の可否を決定しております。

タクシーの利用により通学が可能となることで、児童・生徒の学びの場の支援につながっております。

以上、御答弁申し上げます。

○有働辰喜 議長

永田議員。

[20番 永田紘二 議員 登壇]

○永田紘二 議員

小規模特認校について、お伺いをしてきました。

先日、予算決算委員会で、令和8年度の予算についてお伺いをいたしました。令和8年度スクールタクシーのうち、遠距離通学対策で令和8年度は1億2000万円の予算を組んである。小規模特認校分は、1000万円がそれに含まれているということでありました。結局、大枠の予算があって、その中にスクールタクシーの予算があって、その中に小規模特認校の予算が含まれているという説明でありまして、全くどこにも数字が出てきていないというのが現状でありました。

小規模特認校の状況を見ますと、令和3年度予算が640万円組んであります。決算では、370万円しか出ていない。また、令和6年度も見てみますと、予算が1000万円組んであります。しかし、決算は680万円しか出ていない。65%しか出ていない。令和8年度についても、1000万円組んであるけど、決算は未定であるというようなことであります。予算に対する執行が余りにも少ない。ちょっと計画段階での計画に対する疑問を持ちました。

結局、小規模特認校の通学費用については、遠距離通学対策費とはちょっと異なっているんじゃないかと。独自でやっぱり一つ一つ明記をして予算化する必要があるんじゃないかと。だから、財政の中でも、結局、そこら辺のチェックができるような体系をつくってもらいたいなということでもあります。

極端に申し上げますと、遠距離通学対策費1億2000万円、その中の1000万円だけが特認校で使っていると。その背景が全く見えないので、ここら辺は十分、今後考えていただきたいなと思います。

続きまして、3点目の小学校屋内運動場についてお伺いをします。

学級数に応じて屋内運動場の必要面積が、1学級から10学級については894平米、11学級から15学級については919平米と示されております。めのだけ小学校は、14学級ありますので、当然、919平米が必要となります。しかし、526平米しかありま

せん。

参考までに、八幡小学校は10クラスであります。187名です。面積は985平米あります。大道小学校は、14クラスで、251名で1,149平米あります。めのだけ小学校の屋内運動場の場合は、14クラスで240人になりますし、912平米が必要でありますけれども、526平米しかない。57%であります。

今後の方向性についてお伺いをしていきたいと思えます。他の学校と比較して、面積が少ないと思われるが、建て替えの検討、もしくは今後の方向性等についてお伺いをしたいと思えます。

**○有働辰喜 議長**

執行部の答弁を求めます。西島教育部長。

[西島靖雄 教育部長 登壇]

**○西島靖雄 教育部長**

御質問にお答えいたします。

めのだけ小学校の屋内運動場につきましては、現状、施設の耐力度が基準を満たしているところであり、児童が教育課程として主に使用する体育等の授業やその他の学校行事については、何ら問題なく行われていることから、現時点では建て替えの検討は行っておりません。

また、今後の方針としては、当該屋内運動場が老朽化などの理由により安全性が確保できないと判断された場合には、法令で示されております必要面積の基準を参考に、建て替え等に向けての準備を進めることとなると考えております。

以上、御答弁申し上げます。

**○有働辰喜 議長**

永田議員。

[20番 永田紘二 議員 登壇]

**○永田紘二 議員**

めのだけ小学校の屋内運動場の今後の方向性について、お伺いをいたしました。

今、答弁をいただきました。これはもう市長も教育長もひっくるめて、相談の上の答弁だったと理解をします。

そこで、こういう提言というか、お願いでありますけれども、幾度もこれについては質問がされています。私も、前回、一度質問したことがあります。先ほどの答弁のとおり、屋内運動場が老朽化等の理由により、安全性が確保ができないと判断された場合には、法令で示されております必要面積の基準を参考に建て替えに向けて準備をします。必要面積の基準というのは、全く何にもならないということであり、ます。こういう答弁をいただきました。結局、必要面積は重視をされてないという

ことに非常に不思議な感じがいたします。本市の教育は、一人一人の子供たちをきめ細かに教育されていて、同じ環境の中で教育がなされているものだと思います。

例えば、先ほど会計年度任用職員のお話をしましたけれども、令和6年度には教育委員会172名、会計年度任用職員がおられます。人出不足の中に、校長先生OBとか、学校の先生OBとか、特に子ども課が外れましたので、本来は子ども課の臨時職員はたくさんいたので、多かったですけど、令和6年度実績については172名で、一般会計の本庁の会計年度任用職員が165人ですから、それよりもオーバーしている。それくらい充実した指導をされているものだと理解をしました。

また、2つ目の小規模特認校の事業についても、本当に費用はかかっているけど、手厚い指導をしっかりとされている。これくらい十二分に子供たちのために指導されている教育委員会が、なぜという疑問であります。

また、先日、主権者教育で鹿北の小学校に行きました。狭い部屋ですから、みんなしゃべれば全部聞こえるような話だった。ところが、わざわざマイクみたいなやつを持ってきてしゃべらせられました。内容を聞きましたら、難聴者の人が子供が1人おると。そういう難聴者のために聞こえるようなシステムのやつを準備しているんですよという話でありました。これくらいやっぱり一人一人に重点的に、一人一人の子供たちのことを思いながら教育をしてきているんだなということを感じました。

でも、めのだけ小学校の屋内運動場については、全く触れられないというのはどうしてかなと。先ほどちょっと今の経営に問題がない、狭さじゃないですよという話がありましたけれども、昨日、保護者の方から話を聞いたんですけど、めのだけ小学校には卒業式とか入学式に行くと、人間を規制すると。何人までしか来られませんよという話もありますよと。それから、もう一つは、大事なこと、米田の中でも、小学校の体育館と公民館しか、緊急避難場所としての指定はしていないわけですね。そういうこともあります。

そして、特に、めのだけ小学校ができるときに、鹿央の3つの小学校の生徒プラスの米田の生徒だったんですね。極端に言うと4倍に増えていると。それなのに、現実のままなんだということでもあります。

それから、これは統合のときに、議員さん方も全部は知られていないと思うんですが、いろんな説明会をされております。学校再編第2次実施計画、米野岳中学校区再編計画資料の中に、統合校における文部科学省標準面積の屋内運動場の面積の算出というのが出ております。それには、11学級から15学級には919平米確保しますということの説明してある。

それから、その中にもう一つは、さっき耐久年数の話をされましたけれども、こ

の資料の中には主要建物の中で、屋内運動場だけ安全性とか耐久性とかいう表示がない。これは全然示されていません。だから、耐久年数が足らんけんどうのこのというのは、これは説明材料にもなっとらんわけですね。

ただ、もう一つ、ほかの学校を参考にしますと、例えば八幡小学校は187名です。985平米あります。費用は7億9000万円使ってあります。めのだけは、240名いるのに526平米、ちょっと少ないなど、みんなも感じると思います。なぜ、めのだけ小学校だけが検討されていないのか、非常に不思議に思います。そういう思いを報告しながら、一般質問を終わります。

**○有働辰喜 議長**

以上で、永田議員の一般質問は終了いたしました。

これをもちまして、通告による一般質問は全て終了いたしました。

これにて、一般質問を終結いたします。

○

**散 会**

**○有働辰喜 議長**

これをもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

午後1時27分 散会

~~~~~

3月18日(水曜日)

# 令和8年（第2回）山鹿市議会3月定例会会議録

## 議事日程（第5号）

令和8年3月18日（水曜日）午前10時開議

- 第1 議案第4号 令和7年度山鹿市一般会計補正予算（第7号）  
議案第5号 令和7年度山鹿市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）  
議案第6号 令和7年度山鹿市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）  
議案第7号 令和7年度山鹿市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）  
議案第8号 令和7年度山鹿市工業団地整備事業特別会計補正予算（第4号）  
議案第9号 令和7年度六郷財産区特別会計補正予算（第1号）  
議案第10号 令和7年度城北財産区特別会計補正予算（第1号）  
議案第11号 令和7年度稲田財産区特別会計補正予算（第1号）  
議案第12号 令和7年度山鹿市水道事業会計補正予算（第3号）  
議案第13号 令和7年度山鹿市病院事業会計補正予算（第4号）  
議案第14号 令和7年度山鹿市下水道事業会計補正予算（第3号）  
議案第15号 山鹿市行政手続条例の一部を改正する条例  
議案第16号 山鹿市附属機関設置条例の一部を改正する条例  
議案第17号 山鹿市介護保険条例の一部を改正する条例  
議案第18号 山鹿市国民健康保険税条例の一部を改正する条例  
議案第19号 山鹿市立保育園条例の一部を改正する条例  
議案第20号 山鹿市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例  
議案第21号 山鹿市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例  
議案第22号 山鹿市火入れに関する条例の一部を改正する条例  
議案第23号 山鹿市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例  
議案第24号 山鹿市営住宅条例の一部を改正する条例  
議案第25号 山鹿市職員定数条例の一部を改正する条例  
議案第26号 令和8年度山鹿市一般会計予算  
議案第27号 令和8年度山鹿市国民健康保険事業特別会計予算  
議案第28号 令和8年度山鹿市後期高齢者医療特別会計予算  
議案第29号 令和8年度山鹿市介護保険事業特別会計予算  
議案第30号 令和8年度山鹿市工業団地整備事業特別会計予算

- 議案第31号 令和8年度六郷財産区特別会計予算  
 議案第32号 令和8年度城北財産区特別会計予算  
 議案第33号 令和8年度稲田財産区特別会計予算  
 議案第34号 令和8年度山鹿市水道事業会計予算  
 議案第35号 令和8年度山鹿市病院事業会計予算  
 議案第36号 令和8年度山鹿市下水道事業会計予算  
 議案第37号 権利の放棄について（水道料金債権）  
 議案第38号 熊本広域行政不服審査会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び熊本広域行政不服審査会共同設置規約の一部変更について  
 議案第39号 山鹿市過疎地域持続的発展計画の策定について  
 議案第40号 市道路線の認定について  
 議案第41号 教育委員会教育長の任命について  
 議案第42号 教育委員会委員の任命について  
 議案第43号 城北財産区管理委員の選任について  
 議案第44号 城北財産区管理委員の選任について  
 議案第45号 城北財産区管理委員の選任について  
 議案第46号 城北財産区管理委員の選任について  
 議案第47号 城北財産区管理委員の選任について  
 議案第48号 城北財産区管理委員の選任について  
 議案第49号 城北財産区管理委員の選任について

（委員長報告）

討 論  
採 決

第2 議員提出議案第1号 議案第4号 令和7年度山鹿市一般会計補正予算（第7号）  
に対する附帯決議

第3 議案第50号 令和8年度山鹿市一般会計補正予算（第1号）

第4 所管事務調査の委員会付託

○

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○

出席議員（19名）

1番 工藤 彩友美  
2番 北原 和智

3番	高松佳美
4番	小林文江
5番	古家茂臣
6番	永田壮拓
7番	原芳郎
8番	隈部賢治
9番	高橋龍一
10番	豊田新二郎
11番	山下誠治
12番	古川和博
13番	金光一誠
15番	小川榮二
16番	芋生よしや
17番	勢田昭一
18番	有働辰喜
19番	服部香代
20番	永田紘二

○

欠席議員（1名）

14番	松見真一
-----	------

○

説明のため出席した者

市長	早田順一
副市長	阿蘇品貴司
教育長	堀田浩一郎
総務部長	吉岡隆
市民部長	小山天
福祉部長	徳丸和孝
農林部長	鶴川浩一郎
商工観光部長	新堀竜一郎
建設部長	隈部光磨
教育部長	西島靖雄
市民医療センター事務部長	入江智紀
消防本部消防長	黒田武徳

総務部政策審議員	永田健一
市民部政策審議員	園田和雄
福祉部政策審議員	原幸徳
建設部次長	功能宇治
水道局長	迎田祐樹
教育部首席教育審議員	北本憲仁
財務課長	富崎嘉隆
福祉課長	小林正和
農業振興課長	佐伯勝徳

---

事務局職員出席者

議会事務局長	森田英美
議会事務局局長補佐	服部隆文
書記	竹丸泰行
書記	一法師由臣

午前10時00分 開議

○有働辰喜 議長

これより本日の会議を開きます。

日程第1 議案第4号～議案第49号

○有働辰喜 議長

日程第1、各常任委員会に付託してありました議案第4号から議案第40号までの37案件と、議案第41号から議案第49号までの9案件の全案件を議題といたします。

各常任委員長の報告を求めます。金光建設経済委員長。

[金光一誠 建設経済委員長 登壇]

○金光一誠 建設経済委員長

おはようございます。

建設経済委員会から、報告をいたします。

本定例会におきまして、当委員会に付託された案件は議案17件であります。

去る3月10日、午前10時から、本庁5階501会議室において、委員全員出席、執行部に関係職員の出席を求め、委員会を開催しました。

前半に建設部所管の議案を、その後、農林部、商工観光部所管の議案を慎重に審査いたしました。その結果について報告します。

議案第8号から議案第12号まで、議案第14号、議案第20号から議案第24号まで、議案第30号から議案第34号までは、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第36号は、新たな下水道料金の運用が始まることに対し反対討論があり、挙手採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第37号、議案第40号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、建設経済委員会の報告を終わります。

○有働辰喜 議長

隈部市民福祉委員長。

[隈部賢治 市民福祉委員長 登壇]

○隈部賢治 市民福祉委員長

おはようございます。

市民福祉委員会から御報告をいたします。

本定例会におきまして、当委員会に付託されました案件は議案14件であります。

去る3月11日、午前10時から501会議室において、委員全員出席、執行部に関係職員の出席を求め、委員会を開催いたしました。

初めに、市民部所管の議案を、その後、福祉部及び市民医療センター所管の議案を慎重に審査いたしました。その結果について、御報告をいたします。

議案第5号から議案第7号まで、議案第13号、議案第16号から議案第21号まで、議案第27号から議案第29号まで及び議案第35号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、市民福祉委員会の報告を終わります。

**○有働辰喜 議長**

原総務文教副委員長。

[原芳郎 総務文教副委員長 登壇]

**○原芳郎 総務文教副委員長**

おはようございます。

総務文教委員会からの報告をします。

本定例会において、当委員会に付託されました案件は議案4件であります。

去る3月12日、午前10時から、本庁5階501会議室において、療養中の松見委員長以外の6名が出席、執行部に関係職員の出席を求め委員会を開催いたしました。その結果について、御報告します。

議案第15号、議案第25号、議案第38号及び議案第39号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、総務文教委員会の報告を終わります。

**○有働辰喜 議長**

小川予算決算委員長。

[小川榮二 予算決算委員長 登壇]

**○小川榮二 予算決算委員長**

皆さん、おはようございます。

予算決算委員会の御報告をいたします。

今期定例会において、当委員会に付託されました案件は議案2件であります。

今月4日・5日、本議場において委員1名欠席、執行部に関係職員の出席を求め委員会を開催し、議案第4号及び議案第26号について、執行部からの説明を受け、質疑を行いました。

13日、工業団地整備事業及び公営住宅再整備事業について現調査を行い、帰庁後、第1会議室において、討論、採決を行いました。

採決の結果、議案第4号及び議案第26号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、予算決算委員会の御報告といたします。

○有働辰喜 議長

以上で、各常任委員会からの報告を終わります。

これより、ただいまの報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○有働辰喜 議長

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。討論の通告がっておりますので、発言を許します。

芋生よしや議員。

[16番 芋生よしや 議員 登壇]

○芋生よしや 議員

皆さん、おはようございます。

議席番号16番、日本共産党の芋生よしやです。

私は、次の8議案に反対の立場で討論を行います。

まず、議案第4号 令和7年度山鹿市一般会計補正予算（第7号）です。病院事業経営健全化資金貸付金15億円、これは市民のために使うべきであるとして要求してきた財政調整基金を活用するものです。全国の病院は、約9割が赤字という深刻な経営危機にあります。しかし、地域医療を維持し、救急医療を担う病院は必要不可欠で、経営悪化は住民の命に関わる問題ですので、貸付金には賛成するものですが、意見を述べておきます。

コロナ関連補助金の打切りの影響に続き、物価高騰も経営を圧迫してきました。さらに、今回の米国、イスラエルに国際法違反のイラン攻撃の影響で、原油取引に影響を及ぼし、今後、ガソリンなどの燃料だけではなく、医療関係の器具などにも大きな影響を及ぼす心配があり、返済計画には慎重で十分な検討が必要です。国の医師数抑制政策や交付税の削減が経営を圧迫していることから、国の責任も問わなくてはならないと考えます。

さて、反対する事業ですが、社会保障番号制度システム整備事業です。日本共産党は、マイナンバーカードは任意の制度であり、保険証として強制することは認められないとの立場を取っています。導入されて10年が経過、今年2026年1月には偽造マイナンバーカードで被害総額6億円に上るという詐欺事件が起こるなど、トラブルは続いています。多くの市民にとってメリットが少なく、莫大な費用がかかる制度で、強制的な取得やマイナ保険証への移行、今回の2023年の法改正による、振り仮名を付すシステム整備には、さらなるプライバシーのリスクを高めるものと考え、反対いたします。

次に、議案第18号 山鹿市国民健康税保険条例の一部を改正する条例。新たな市

民負担を増やすことに反対です。子ども・子育て支援法に基づいて、子ども・子育て支援納付金課税にかかる規定を整備するもので、低所得者が多い国民健康保険の方が新たに子ども・子育て支援分で負担が増え、逆進性が高くなります。子ども・子育て支援を国を挙げて取り組むというのであれば、支援金を医療保険に上乗せして、全国民から徴収するのではなく、アメリカの言いなりで倍増させた軍事費を見直して、武器の爆買いをやめ、その分を子育て支援、社会保障の充実に充てるべきです。

議案第20号 山鹿市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例。就労要件を問わず、3歳未満の子供の保育所等が利用できることも誰でも通園制度は、ワンオペ育児などで孤立した子育てをしている家庭を支援するという理念は重要です。しかし、私は子ども誰でも通園制度は、子供に一番負担を強いるものだとして反対していました。

保育所における死亡事故発生は、ゼロ歳から2歳児、預け初めの時期が最も多く、これまで何件もの痛ましい事故が起きています。今回、運用規定を定めるものですが、まずは保育士不足などの解消こそ、進めるべきです。私は、全ての子供たちがストレスのない安心・安全な環境で自由に遊び、自由に学び、成長できる権利を保障することこそが政治の責任であると考え、反対します。

次に、議案第26号 令和8年度山鹿市一般会計予算。今回の予算は356億7000万円と、過去最大規模になりました。今回要望してきた屋内運動場空調設備、学校給食費負担軽減事業予算も盛り込まれています。これらは、市民の期待に応えるもので、大歓迎するものです。

令和4年度から続く諸物価高騰は、市民生活に大きな負担となっています。新たな中東情勢を受け、さらなる物価高騰も心配な状況です。さらに、国の新年度予算には、高額医療費制度の上限額引上げ、アトピー医薬品など、OTC類似薬の追加負担導入など、一層暮らしや医療、福祉を厳しくする内容が盛り込まれようとしています。今でさえ、医療受診を控える現実があることを一般質問で取り上げましたが、こんなときだからこそ、住民の暮らしと福祉をよくする自治体本来の役割が求められます。

次に、反対する事業について述べます。自衛官募集事務、名簿提供に協力すべきではないと考え、反対です。18歳と22歳男女の住所や氏名など4情報を、自衛隊法に基づく法定受託事務であるとし、自衛官募集のために山鹿市の場合は紙媒体で提供するものですが、法施行令では必要な報告または資料の提出を求めることができるとしているだけです。自治体に名簿提出の要請に応じる義務はありません。本人の同意なしに個人情報を提供するのは、個人情報保護法に違反し、プライバシーの

侵害です。山鹿市では、提供を望まない方には除外申請ができるようにしてもらっていますが、周知はまだ不十分です。今、熊本へのミサイル配備やレゾリュートドラゴン、離島防衛想定訓練など、米海兵隊と陸上自衛隊との共同訓練、離島避難計画作成という状況の上、トランプ米政権によるイラン攻撃に関連し、日本政府が米国から中東での支援要請を受ける可能性まで懸念されており、市民の不安は大きくなっております。

次は、歯と口の健康づくり推進事業です。フッ化洗口剤は劇薬で、医薬品医療機器等法第48条により、他の物と区別し貯蔵し、又は陳列しなければならないとされ、誤飲による急性中毒のリスクもあります。2024年から2025年、アメリカの一部でフッ素の健康リスク、高濃度接種によるIQ低下への懸念などが指摘され、水道水へのフッ素添加を禁止する州が出てくるなど、70年間続いてきた施策に転換の動きが見られます。今、こういった見解が分かれる中では、個別に判断を得ることが必要であり、集団洗口は行うべきではないと考え、反対いたします。

次、戸籍住民基本台帳費、乳児等通園支援事業についても、先ほど述べました理由で反対いたします。

次は、議案第27号 令和8年度山鹿市国民健康保険事業特別会計予算です。新年度から新たに賦課される子ども・子育て支援金分で、保育料負担が増えます。本来なら国が財政的な措置を行うべきところ、国民に負担を押しつけるものであり、許されません。

新年度の国民健康保険料は、給与所得控除額が引き上がったことにより、一部の低所得世帯での保険料は減額となりますが、8割強の世帯が大幅な保険料増となることは避けられず、これ以上の保険料負担増は許容できません。そもそも国民健康保険税の度重なる引上げの背景には、国が国民健康保険の被保険者の構造による高保険料の現状を打開する施策を十分に展開していないことにあります。引き続き、国に対し、国民健康保険財政に対して責任を果たすよう、強く要望することを求めます。

議案第28号 令和8年度山鹿市後期高齢者医療特別会計予算。子ども・子育て支援分で保険料負担が増えます。75歳以上の人を他の世代から切り離し、際限のない負担増と差別医療を押しつけるもので、制度そのものに反対いたします。

議案第29号 令和8年度山鹿市介護保険事業特別会計予算。今年度は、介護保険事業第9期計画の最終年度となります。高齢化率が上がる中、要介護認定者数は増加し、介護サービスは求められる一方、介護施設の職員不足が課題となり、サービスへの影響が出ています。保険あって介護なしの厳しい状況は改善されていません。保険料、利用料の負担軽減を求め、反対です。

議案第36号 令和8年度山鹿市下水道事業会計予算。条例改正で、使用水量区分の多くで、下水道使用料が14市の中で最も高くなる。物価高騰の中、市民生活基盤を守るため、値上げ抑制を図るべきだと反対をしていた料金改定を6月から反映させる予算であるため、反対といたします。

以上、議員の皆さんに賛同をお願いして、私の反対討論を終わります。

○有働辰喜 議長

以上で、芋生議員の討論は終了いたしました。

これをもちまして、通告による討論は終了いたしました。

ほかに討論はありませんか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○有働辰喜 議長

討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

議案第4号に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員は賛成のボタンを、反対の議員は反対のボタンを押してください。

[各議員採決ボタンを押す]

○有働辰喜 議長

ボタンの押し間違いや押し漏れはございませんか。

[画面に「投票結果」の文字が出る]

○有働辰喜 議長

ないものと認め、採決を確定いたします。

賛成多数であります。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

議案第5号から議案第14号までの10案件は一括採決いたします。これら10案件に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○有働辰喜 議長

御異議なしと認めます。よって、これら10案件は原案のとおり可決することに決しました。

議案第15号から議案第17号までの3案件を一括採決いたします。これら3案件に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○有働辰喜 議長

御異議なしと認めます。よって、これら3案件は原案のとおり可決することに決しました。

議案第18号に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員は賛成のボタンを、反対の議員は反対のボタンを押してください。

[各議員採決ボタンを押す]

**○有働辰喜 議長**

ボタンの押し間違いや押し漏れはございませんか。

[画面に「投票結果」の文字が出る]

**○有働辰喜 議長**

ないものと認め、採決を確定いたします。

賛成多数であります。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

議案第19号に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**○有働辰喜 議長**

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

議案第20号に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員は賛成のボタンを、反対の議員は反対のボタンを押してください。

[各議員採決ボタンを押す]

**○有働辰喜 議長**

ボタンの押し間違いや押し漏れはございませんか。

[画面に「投票結果」の文字が出る]

**○有働辰喜 議長**

ないものと認め、採決を確定いたします。

賛成多数であります。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

議案第21号から議案第25号までの5案件を一括採決いたします。これら5案件に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**○有働辰喜 議長**

御異議なしと認めます。よって、これら5案件は原案のとおり可決することに決しました。

議案第26号に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員は賛成のボタンを、反対の議員は反対のボタンを押してください。

[各議員採決ボタンを押す]

○有働辰喜 議長

ボタンの押し間違いや押し漏れはございませんか。

[画面に「投票結果」の文字が出る]

○有働辰喜 議長

ないものと認め、採決を確定いたします。

賛成多数であります。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

議案第27号に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員は賛成のボタンを、反対の議員は反対のボタンを押してください。

[各議員採決ボタンを押す]

○有働辰喜 議長

ボタンの押し間違いや押し漏れはございませんか。

[画面に「投票結果」の文字が出る]

○有働辰喜 議長

ないものと認め、採決を確定いたします。

賛成多数であります。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

議案第28号に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員は賛成のボタンを、反対の議員は反対のボタンを押してください。

[各議員採決ボタンを押す]

○有働辰喜 議長

ボタンの押し間違いや押し漏れはございませんか。

[画面に「投票結果」の文字が出る]

○有働辰喜 議長

ないものと認め、採決を確定いたします。

賛成多数であります。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

議案第29号に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員は賛成のボタンを、反対の議員は反対のボタンを押してください。

[各議員採決ボタンを押す]

○有働辰喜 議長

ボタンの押し間違いや押し漏れはございませんか。

[画面に「投票結果」の文字が出る]

○有働辰喜 議長

ないものと認め、採決を確定いたします。

賛成多数であります。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

議案第30号から議案第35号までの6案件を一括採決いたします。これら6案件に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○有働辰喜 議長

御異議なしと認めます。よって、これら6案件は原案のとおり可決することに決しました。

議案第36号に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員は賛成のボタンを、反対の議員は反対のボタンを押してください。

[各議員採決ボタンを押す]

○有働辰喜 議長

ボタンの押し間違いや押し漏れはございませんか。

[画面に「投票結果」の文字が出る]

○有働辰喜 議長

ないものと認め、採決を確定いたします。

賛成多数であります。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

議案第37号から議案第40号までの4案件を一括採決いたします。これら4案件に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○有働辰喜 議長

御異議なしと認めます。よって、これら4案件は原案のとおり可決することに決しました。

議案第41号 教育委員会教育長の任命について採決を行います。

この採決には会議規則第71条第1項の規定により、永田紘二議員、勢田昭一議員から無記名投票にされたいとの要求がっております。したがって、本案を無記名投票によって決することにいたします。

議場の閉鎖を命じます。

[議場閉鎖]

○有働辰喜 議長

ただいまの出席議員数は、議長を除き18人であります。

投票用紙を配付させます。

[投票用紙配付]

○有働辰喜 議長

投票用紙の配付漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○有働辰喜 議長

配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

[投票点検]

○有働辰喜 議長

異常なしと認めます。

それでは、議案第41号 教育委員会教育長の任命について、原案に同意することに賛成の議員は「賛成」と、反対の議員は「反対」と記載のうえ、職員の点呼に応じて、議長席に向かって右のほうから登壇し、順次投票した後、左のほうから降壇を願います。

なお、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票については、会議規則第73条第2項の規定により、否とみなします。

点呼を命じます。

[職員点呼・議員投票]

---

○

1番	工藤	彩友美	2番	北原	和智
3番	高松	佳美	4番	小林	文江
5番	古家	茂臣	6番	永田	壮弘
7番	原	芳郎	8番	隈部	賢治
9番	高橋	龍一	10番	豊田	新二郎
11番	山下	誠治	12番	古川	和博
13番	金光	一誠	15番	小川	榮二
16番	芋生	よしや	17番	勢田	昭一
19番	服部	香代	20番	永田	紘二

---

○

○有働辰喜 議長

投票漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○有働辰喜 議長

投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

[議場開放]

○有働辰喜 議長

開票を行います。会議規則第31条第2項の規定により、立会人に19番、服部香代議員及び1番、工藤彩友美議員を指名いたします。よって、両議員の立会いをお願いいたします。

[開 票]

○有働辰喜 議長

投票の結果を報告します。投票総数18票、これは先ほどの出席議員数に符号いたします。そのうち、賛成8票、反対10票、以上のとおり、反対が多数であります。よって、本案に不同意することに決しました。

議案第42号 教育委員会委員の任命について、原案のとおり同意することに賛成の議員は賛成のボタンを、反対の議員は反対のボタンを押してください。

[各議員採決ボタンを押す]

○有働辰喜 議長

ボタンの押し間違いや押し漏れはございませんか。

[画面に「投票結果」の文字が出る]

○有働辰喜 議長

ないものと認め、採決を確定いたします。

賛成多数であります。よって、本案に同意することに決しました。

次に、議案第43号から議案第49号までの7案件を一括採決いたします。議案第43号から議案第49号までの7案件については、原案のとおり同意することに賛成の議員は賛成のボタンを、反対の議員は反対のボタンを押してください。

[各議員採決ボタンを押す]

○有働辰喜 議長

ボタンの押し間違いや押し漏れはございませんか。

[画面に「投票結果」の文字が出る]

○有働辰喜 議長

ないものと認め、採決を確定いたします。

賛成多数であります。よって、これら7案件は同意することに決しました。

ここで、しばらく休憩いたします。

午前10時41分 休憩

○

午前10時50分 開議

○有働辰喜 議長

それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま議案第4号に対する附帯決議案、市長提出追加議案1件が提出され、あわせて所管事務調査の実施について申出がありました。

お諮りいたします。この際、ただいま提出されました3案件を日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○有働辰喜 議長

御異議なしと認めます。よって、これら3案件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

○

日程第2 議員提出議案第1号

○有働辰喜 議長

日程第2、議員提出議案第1号、議案第4号 令和7年度山鹿市一般会計補正予算（第7号）に対する附帯決議を議題といたします。

提出者の説明を求めます。永田壮拓議員。

[6番 永田壮拓 議員 登壇]

○永田壮拓 議員

議員提出議案第1号、議案第4号 令和7年度山鹿市一般会計補正予算（第7号）に対する附帯決議案について、提案理由の説明を申し上げます。

病院事業経営健全化資金貸付金の15億円につきましては、山鹿市民医療センターの厳しい経営状況を踏まえ、地域医療体制の維持確保を目的といたしまして、財政調整基金を財源とする貸付けを行うものであります。

本来であれば、具体的な経営改善計画及び返済計画を明確に示した上で、議会の判断を仰ぐべきものでありますが、今回の提案はその点において十分とは言い難い状況でございます。

しかしながら、市民にとって地域医療は欠かすことのできないものであり、山鹿市民医療センターが担う役割、また医療の現場で尽力されている関係者の皆様の努力を踏まえれば、本議案につきましては賛成するものであります。

一方で、委員会審査や直近の経営状況を踏まえますと、年3億円とされる返済につきましては、その実現可能性について十分な検証が必要であり、仮に返済が滞る場合には、市の財政運営への影響も懸念されます。

本件は、市民の貴重な財産をもって地域医療を支える重要な判断でありまして、議会といたしましても、その責任の重さを十分に認識する必要があります。また、地域医療を将来にわたり持続可能なものとしていくためには、その在り方や必要な

取組について、今後、本質的な議論を深めていくことが重要であります。

よって、市当局におかれましては、市民医療センターと十分な協議を行い、速やかに実効性のある経営改善計画を策定するとともに、実現可能な返済計画の検討、さらには経営状況の適時・適切な議会への報告を行っていただくよう、強く求めるものであります。

以上の理由により、本附帯決議案を提出いたします。議員各位の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

以上で、提案理由の説明を終わります。

**○有働辰喜 議長**

以上で、提出者の説明を終わります。

これより、質疑を行います。質疑はありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

**○有働辰喜 議長**

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

芋生議員。

[16番 芋生よしや 議員 登壇]

**○芋生よしや 議員**

議席番号16番、日本共産党の芋生よしやです。

ただいま提出されました議案第4号 附帯決議について、賛成の立場で討論いたします。

私も、先ほど病院事業会計の貸付金10億円については、今後のことが大変心配だと申しておりました。そして、今提出された議案には、そういったことも述べられ、これから議会にしっかり報告することとされております。しっかりこれを果たしていただきたいと思ひまして、賛成といたします。

以上です。

**○有働辰喜 議長**

ほかに討論はありませんか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

**○有働辰喜 議長**

討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、採決をいたします。

議員提出議案第1号、議案第4号 令和7年度山鹿市一般会計補正予算（第7号）に対する附帯決議について、原案のとおり決することに賛成の議員は賛成のボタン

を、反対の議員は反対のボタンを押してください。

[各議員採決ボタンを押す]

○有働辰喜 議長

ボタンの押し間違いや押し漏れはございませんか。

[画面に「投票結果」の文字が出る]

○有働辰喜 議長

ないものと認め、採決を確定いたします。

賛成多数であります。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

○

日程第3 議案第50号

○有働辰喜 議長

日程第3、議案第50号を議題といたします。

執行部に提案理由の説明を求めます。

吉岡総務部長。

[吉岡隆 総務部長 登壇]

○吉岡隆 総務部長

議案第50号 令和8年度山鹿市一般会計補正予算（第1号）につきまして、御説明申し上げます。

1ページをお願いいたします。

第1条、歳入歳出予算の補正額は1億3513万7000円で、補正後の総額は358億513万7000円です。

補正予算は、国の物価高騰対応重点支援臨時交付金を活用した事業者支援であります。

内容につきまして、歳出により御説明申し上げます。

7ページをお願いいたします。

（款）農林水産業費、（目）畜産業費4513万7000円につきましては、畜産事業者に対し、配合飼料価格高騰支援に係る補助金を計上しております。

次の（款）商工費、（目）観光費9000万円につきましては、市内温泉施設事業者に対し、温泉施設の改修支援に係る補助金を計上しております。

以上で、説明を終わります。

○有働辰喜 議長

以上で、提案理由の説明を終わります。

ここで、議案審査のため、しばらく休憩をいたします。

議員の皆様は、速やかに第1・第2会議室へお集まりください。

午前10時57分 休憩

○

午前11時20分 開議

○有働辰喜 議長

それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより、ただいま議題となっております本案件について、質疑を行います。質疑はありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○有働辰喜 議長

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております本件につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。御異議ありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○有働辰喜 議長

御質疑なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。これより、討論を行います。討論はありませんか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○有働辰喜 議長

討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

議案第50号について、原案のとおり決することに賛成の議員は賛成のボタンを、反対の議員は反対のボタンを押してください。

[各議員採決ボタンを押す]

○有働辰喜 議長

ボタンの押し間違いや押し漏れはございませんか。

[画面に「投票結果」の文字が出る]

○有働辰喜 議長

ないものと認め、採決を確定いたします。

賛成多数であります。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

○

日程第4 所管事務調査の委員会付託

○有働辰喜 議長

日程第4、所管事務調査の委員会付託を議題といたします。

お諮りいたします。常任委員会の各委員長及び議会運営委員長から、会議規則第111条の規定により申出がありました、令和8年度中における所管事務調査の実施については、各委員長の申出のとおり、閉会中の継続審査にすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○有働辰喜 議長

御異議なしと認めます。よって、各委員長の申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決しました。

\_\_\_\_\_ ○ \_\_\_\_\_

閉 会

○有働辰喜 議長

これをもちまして、本議会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。よって、令和8年（第2回）山鹿市議会3月定例会を閉会いたします。

午前11時22分 閉会

~~~~~

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

山鹿市議会議長 有働辰喜

山鹿市議会議員 勢田昭一

山鹿市議会議員 芋生よしや